

第一百二十六回 参議院商工委員会議録 第二号

平成五年三月二十五日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

二月十九日

辞任

上山 和人君

補欠選任

薬科 藩治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

東藤 文夫君

薬科 藩治君

委員

薬科 藩治君

吉田 達男君

井上 計君

倉田 寛之君

下条進一郎君

松谷一郎君

吉村剛太郎君

谷畠 孝君

峰崎 直樹君

村田 誠君

藁科 藩治君

浜四津敏子君

和田 敦美君

市川 正一君

古川太三郎君

小池百合子君

森 喜朗君

船田 元君

政府委員
公正取引委員会
小粥 正巳君

通商産業大臣
國務大臣
(經濟企画庁長官)
船田 元君

公正取引委員会事務局長	矢部丈太郎君
公正取引委員会事務局審査部長	糸田 省吾君
経済企画庁調整局長	長瀬 要石君
経済企画庁総合計画局長	田中 章介君
経済企画庁調査局長	土志田征一君
通商産業大臣官房商務流通審議官	細川 恒君
通商産業大臣官房審議官	清川 佑二君
通商産業省通商政策局長	岡松壯二郎君
通商産業省貿易局長	渡辺 修君
通商産業省産業政策局長	熊野 英昭君
通商産業省立地公害局長	堤 富男君
通商産業省機械情報産業局長	坂本 吉弘君
通商産業省生活産業局長	高島 章君
資源工エネルギー局長官	黒田 直樹君
特許庁長官	麻生 渡君
中小企業庁長官	関 收君
模擬企業部長	井出 亜夫君
事務局側	小野 博行君
常任委員会専門員	浜田 恵造君
説明員	高重 尚文君

○委員長(斎藤文夫君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。	○委員長(斎藤文夫君) たゞいまから商工委員会を開会いたします。
前回の委員会において聽取いたしました所信等に対し、これより質疑を行います。	まず、委員の異動について御報告いたします。
質疑のある方は順次御発言願います。	去る二月十九日、上山和人君が委員を辞任され、その補欠として薬科藩治君が選任されました。
○吉田達男君 初めに、通産大臣にお尋ねいたしましたが、国會開会中でございますが、訪米の予定と伺いました。大臣には、アメリカに訪問されて諸種仕事をなさるということに相なりますが、どのような要務について、どういう心構えで臨まれるのか伺つておきたいと思います。	○吉田達男君 初めに、通産大臣にお尋ねいたしましたが、国會開会中でございますが、訪米の予定と伺いました。大臣には、アメリカに訪問されて諸種仕事をなさるということに相なりますが、どのように要務について、どういう心構えで臨まれるのか伺つておきたいと思います。
○國務大臣(森喜朗君) 吉田委員に対しましてお答えを申し上げます前に、このたび国會開会中、また予算の大重要な審議中でございますのに明日アメリカに立つことになりました。そのため、予算委員会、また商工委員会の皆様方にいろいろ御苦心をいただきまして、委員長、理事、委員の各位の皆様方からいろいろと御配慮をいただきまし	○國務大臣(森喜朗君) 吉田委員に対しましてお答えを申し上げます前に、このたび国會開会中、また予算の大重要な審議中でございますのに明日アメリカに立つことになりました。そのため、予算委員会、また商工委員会の皆様方にいろいろ御苦心をいただきまして、委員長、理事、委員の各

たことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。
一日だけでございますので、今吉田先生からお尋ねのように何をどうしてという全体的なことは申し上げられませんが、世界の今直面をいたしております諸課題を解決していくかなきやならぬ問題が多うございますが、それにはやはり日米両国の協力関係が強化されることが重要であるうと思ひます。日米合わせまして世界のGDPの40%を占めているわけでございます。アメリカの経済、アメリカの国内政治を立て直すということも大きなアメリカにとっては政治課題であります。そのこともまた日本と協力し合つていくということが当然前提になるだろう、こう思つております。また、そういう意味で今回の訪米につきましては、米国閣僚と円滑な意思の疎通を図るということがまず第一義に考えなければならぬと思っております。
また、四月には総理が訪米をされるわけでございまして、その前にいろいろと個別の問題が通商問題を中心としてござりますので、一応私のカウンターパートとなりますが、カンター通商代表あるいはブラウン商務長官とお目にかかりまして、日米の間にそこを来さないよう基本的なお話をきちっとしておくことが大事だと思つております。
この間、クリントン大統領の記者会見などもマスコミで承知をしておりますが、やはり選挙があつたその後の大統領でございますだけに、日本に對してもやはり厳しい姿勢が随所に見られるわけでありまして、しかしまだ私どもからいえば少し誤解もあるのではないかという点もなきにしもあらずでございまして、例えば日本が非常に封鎖的であるとか、いろんな話がよく出るわけありますけれども、恐らくアメリカ、ECに比べて

工業製品などの関税を見ましても日本の方はるかに低いわけでありまして、そういう面から見ましても十分お話し合いをさせていただいて、日本間に基本的なきちんとしたベースをつくっておくことが日本間にとつて重要なことだ、このように考えまして、そうしたことなどを含めまして訪米をしてまいりたい、こう考えております。

○吉田達男君 日米間の経済の問題等について、総理に先立つて調整その他の仕事をなさるということになると、アメリカの期待もありましょうし、また日本の主張もありましょうが、日本の経済をどういうふうに今認識しておられるかということが話の前提にならうかと思いましてお尋ねいたしますが、日本の経済の現況を大臣はどうのうに認識、評価しておられますか。特に、景気の動向についての見通しについてお伺いいたします。

○国務大臣(森喜朗君) 景気の見方、また景気をどのようにとらまえているかということにつきましては、お隣の船田長官が御専門であるわけでありまして、またこれから後の審議過程の中でお尋ねをいただきたいと思いますが、私は通商政策、産業政策をお預かりしております。したがいまして、全体的には先般総理もやや回復の兆しが見えつつもあるがとくようなお話をございましたが、私はやはりまだ基本的には日本の産業界全体としては懸念を持つておるわけでございます。

先般、経企庁のQE、昨年の十一十二月の指標が出ておりましたけれども、対〇・一%増というふうでございました。この十一十二月というのには、私は昨年党の政調会長をいたしておりましたときに一番大事な時期だな、こう考えておったわけですが、必ずしもはかばかしくない状況などというふうに見ております。したがって、この一一三月、肌で感じたもので見ておりまして、必ずし

もそれだけ期待がされるような数字が上回つて出でるというふうな感じは持てません。

しかし、何といましても、平成五年度の日本経済成長は三・三%を実現する、こういうことを国民の前にもまた世界全体に対しても日本はそれを表明しておるわけでございまして、それ

を達成することが日本の経済が回復することに通ずるというふうに見ておるわけであります。したがつて、私どもは、この産業政策を預かっております立場からいえば、やはり在庫調整というものがどうのよう進んでいるかということを見ることが一番大事だと見ておりますが、耐久消費財あるいは生産財、資本財いろいろ見ましてもまだ思ったほどいわゆる在庫調整がうまく進んでいないなどといふ感じを持っておりまして、そういうことを見ますと、まだまだ日本の経済は非常に低迷状況が続いているというふうに思はざいまして、その点では從来余り経験をしてこなかつた不況の形態であろう、こんなふうに感じておるわけでございます。

現状の足元やはりまだ厳しい状況が続いております。しかしながら、先日官澤総理大臣が、若干明るい兆しもあるというお話をされました。私もいろいろな指標を見ておりますと、例えばマネーサプライ、これも五ヵ月程度マイナスがずっと続いておりましたけれども、二月にはプラス〇・二%増ということで、若干金回りもよくなつてきました。しか一方においては、日本は大変な実は貿易黒字、經常収支黒字を抱えておりまして、いわゆる貿易に対するアンバランスというものに対する恐れどもプラスに転じておりますし、その他さまざまなかなという感じがいたします。それから、自動車の新規登録台数、これも若干ではありますけれども、それでも大型車に転じておりますし、その他さまざまの要素におきまして、若干ずつではありますけれども明るい兆しは出てきているな、こう思つております。

ただ、これはまだ一部の状況でございまして、これが本当に市場原理が働くわけでございまして、その国の持つております経済的ないろんな基礎的条件が反映していくものだといふふうに我々は理解をいたしております。長期的に見ますれば、緩やかに円高の方向にいくことは日本的基本的な体力といいましょうか、力を持つておるといふ意味では私は好ましいことだと思っておりますが、やはり急激な円高、相場の変動というのは好ましいわけではございません。

とりわけ、前回の円高というのは、どちらかといひますとG7が目前にあつて円高に調整されるのではないかというような思惑が働いたといふふうにいろいろとマスクミなどでは伝えられてきております。今回またこうした動きが少し出てきておりますのも、近く日米首脳会談がありますとか、あるいはまた次のG7がありますとか、そんなようなことをまたいろいろと思惑で判断をして動いている面もなきにしもあらずではないか、このように我々も承知をしているわけでございま

○吉田達男君 経済企画庁長官はどういう認識でありますか。

○国務大臣(船田元君) 今通産大臣からもお答えがあつたわけでございますけれども、基本的に私ども同様な見方をいたしております。やはり今回景気の低迷が長引いている原因としましては、やはり循環的な要素だけではなくて、今回はやはりバブルの崩壊ということがあり、資産のデフレということが実体の経済に非常に深刻な影響を今日まで与えてきた、こういうことでそのことが消費の低迷なりあるいはまた企業家にとりましての設備投資をやつていてこうという意欲を若干そぐ、こういうようなこともございまして、その点では從来余り経験をしてこなかつた不況の形態であろう、こんなふうに感じておるわけでございます。

現状の足元やはりまだ厳しい状況が続いております。しかしながら、先日官澤総理大臣が、若干明るい兆しもあるというお話をされました。私もいろいろな指標を見ておりますと、例えばマネーサプライ、これも五ヵ月程度マイナスがずっと続いておりましたけれども、二月にはプラス〇・二%増ということで、若干金回りもよくなつてきました。しか一方においては、日本は大変な実は貿易黒字、經常収支黒字を抱えておりまして、いわゆる貿易に対するアンバランスというものに対する恐れどもプラスに転じておりますし、その他さまざまのかなという感じがいたします。それから、自動車の新規登録台数、これも若干ではありますけれども、それでも大型車に転じておりますし、その他さまざまの要素におきまして、若干ずつではありますけれども明るい兆しは出てきているな、こう思つております。

ただ、これはまだ一部の状況でございまして、これが本当に市場原理が働くわけでございまして、その国の持つております経済的ないろんな基礎的条件が反映していくものだといふふうに我々は理解をいたしております。長期的に見ますれば、緩やかに円高の方向にいくことは日本的基本的な体力といいましょうか、力を持つておるといふ意味では私は好ましいことだと思っておりますが、やはり急激な円高、相場の変動というのは好ましいわけではございません。

とりわけ、前回の円高というのは、どちらかといひますとG7が目前にあつて円高に調整されるのではないかというような思惑が働いたといふふうにいろいろとマスクミなどでは伝えられてきております。今回またこうした動きが少し出てきておりますのも、近く日米首脳会談がありますとか、あるいはまた次のG7がありますとか、そんなようなことをまたいろいろと思惑で判断をして動いている面もなきにしもあらずではないか、このように我々も承知をしているわけでございま

○吉田達男君 同様な基調ですが、通産大臣は現場の大臣としてのややアリカシーにわたるばかりでなく、常に市場原理のときにもやや楽観的な印象でお話をございまして、きょうも明るい兆しをアナウンスされるかのごとく伺いましたが、それぞれ努めていただきたいと思います。

○吉田達男君 同様な基調ですが、通産大臣は現場の大臣としてのややアリカシーにわたるばかりでなく、常に市場原理のときにもやや楽観的な印象でお話をございまして、きょうも明るい兆しをアナウンスされるかのごとく伺いましたが、それぞれ努めていただきたいと思います。

○吉田達男君 同様な基調ですが、通産大臣は現場の大臣としてのややアリカシーにわたるばかりでなく、常に市場原理のときにもやや楽観的な印象でお話をございまして、きょうも明るい兆しをアナウンスされるかのごとく伺いましたが、それぞれ努めていただきたいと思います。

とお尋ねでございまして、御承知の上で私をテストしておられるのだろうと思いますが、どの程度のものがいいとか、そういうことは今ここで申し上げるべきではございませんし、特に先ほど冒頭に申し上げましたように、それぞれの国、日本の円でいえば日本の国のやはりファンダメンタルズが反映をするということが大事だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、一番大事なことは、今經濟、景気の回復のためにみんなが一生懸命やっているところでありまして、この大事な時期にこうした思惑で円高の推移が激しく動くということは、景気のせつかくの今いろいろな対策に対して足を引つ張るというようなことになるということで好ましいことではない、私どもはそう思つておるわけでございます。

○吉田達男君 いずれにしても、急激な円高は困るという認識は強いと思います。これについて

は、いろいろな調整政策をもつとしても急激なものは防がなければならぬと私は思いますが、その辺についていかがか。

また、いわゆる円高不況ほどの状況ではありませんけれども、昨今の動きの中で、たまたま日産

自動車の座間工場の移転等にかかわって、タイミングが循環あるいはバブル不況とあわせてあい

う状態になれば、同様な構図が輸出産業の中にはあると思うのでござります。輸出について、特に

採算点をレートでどの辺に見るかということは企

業によって違うと思いますが、百二十四、五円と言つたり、あるいは物によつて百十七円ぐらいと

言つたり、それぞれ伺つたりしております。

そういうような情勢でいくと、その下請をしておるものや関連企業等々にも大きい影響が及ん

でくる、こういうことの対策について意を用いてもらいたいと思いますが、これについてはどうい

う考え方で対処していくだけですか。

○國務大臣(森喜朗君) 先ほども申し上げました

ように、円高の推移は少し時間をかけて見ておく必要があると思っております。前の円高のときの

私どもの経験といいますか記憶では、やはり九ヵ月から一年くらい見ておつて定めていくといふことが至当かなという感じを持つておるわけでござります。

今申し上げたように、予算委員会の中でも随分

この議論は各党の先生方からいろんな形で御発言もございましたし、政府もそれに對して対応を申

し上げたところでござりますが、先ほどから申

上げておりますように、個人消費、設備投資が

非常に低迷をしておる。企業を取り巻いておりま

す状況が非常に悪いわけでありまして、したがつ

て、売り上げの低迷と逆に固定費が上昇しておる

わけでありますから、ますます企業の状況が悪

い。こういう中で、今お話しのように急激な円高

というのはどうしても輸出関連企業の円ベースで

手取り収入が減少になるわけでありまして、そ

ういう意味では収益のさらに悪化を招くというこ

とで、景気に対しても非常に好ましくない影響を与

えているという判断を私どもはしております。

それで、通産省いたしましては、事務当局に

命じまして、主要業種二十二業種、輸出型産地二

十五地域に対しまして今回、先回のあの円高、こ

の前の円高ですが、企業經營に与える影響等につ

いて調査を行いました。三月五日に調査結果を発

表いたしましたが、その結果を見ますと、急激な

円高が輸出関連企業の企業収益に悪影響を与える

だけではなくて、いわゆるそ野の広い加工組み

立地産業等を通じましても、直接的に影響はない

などとあります。シエアだけではなくて、デザ

イン・インとかあるいは販売、あるいは技術開発

等々あると思いますが、こういうものにわたつて

問題になるところが恐らくは協議にならう

と思われるのですが、その辺について考え

をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) お尋ねの日米半導体問

題につきましては、ただいま吉田委員御指摘のと

おり、一昨日、日米半導体協議を終えたところで

ございまして、九二年の目標と申しますか、米業

界の期待値でございました外国系半導体のシェア

が二〇%を超えたという実事前提にいたしまし

て協議を行つたところでござります。

当たつた我が國の輸入の業界、ユーダー業界、さ

らに供給に当たつたアメリカの業界、そういうた

めに今後とも適時適切な経済政策をとつてい

る。

が、何はともあれ今皆様によつて御審議をいたしております平成五年度のこの予算案を何とか年一度内に成立させていただいて、そして切れ目のない公共事業を中心とした景気回復策を続けていくことがあります。

○吉田達男君 円高対策についてはかつて経験がございまして、相当きめ細かなものが提示され

て、それを実行して克服した経過であります。今

回も長い目で見ればそうなつてくるということを

で、組織的な対応が、リストラその他進んでおる

わけでありますから、続いてそういう対策をきめ

細かく立てて取り組んでもらいたいということを

いうのはどうしても輸出関連企業の円ベースで

の手取り収入が減少になるわけでありまして、そ

ういう意味では収益のさらに悪化を招くというこ

とで、景気に対して非常に好ましくない影響を与

えているという判断を私どもはしております。

それで、通産省いたしましては、事務当局に

命じまして、主要業種二十二業種、輸出型産地二

十五地域に対しまして今回、先回のあの円高、こ

の前の円高ですが、企業經營に与える影響等につ

いて調査を行いました。三月五日に調査結果を発

表いたしましたが、その結果を見ますと、急激な

円高が輸出関連企業の企業収益に悪影響を与える

だけではなくて、いわゆるそ野の広い加工組み

立地産業等を通じましても、直接的に影響はない

などとあります。シエアだけではなくて、デザ

イン・インとかあるいは販売、あるいは技術開発

等々あると思いますが、こういうものにわたつて

問題になるところが恐らくは協議にならう

と思われるのですが、その辺について考え

をお伺いいたしたいと思います。

○吉田達男君 時間がだんだんなくなりまし

てはショットで言いますが、アメリカに昨年の九月に

注目をしております。シエアだけでなく、デザ

イン・インとかあるいは販売、あるいは技術開発

等々あると思いますが、こういうものにわたつて

問題になるところが恐らくは協議にならう

と思われるのですが、その辺について考えて

お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(坂本吉弘君) お尋ねの日米半導体問

題につきましては、ただいま吉田委員御指摘のと

おり、一昨日、日米半導体協議を終えたところで

ございまして、九二年の目標と申しますか、米業

界の期待値でございました外国系半導体のシェア

が二〇%を超えたという実事前提にいたしまし

て協議を行つたところでござります。

当たつた我が國の輸入の業界、ユーダー業界、さ

らに供給に当たつたアメリカの業界、そういうた

めに今後とも適時適切な経済政策をとつてい

る。

あるいは、NAFTAが協定されて、アメリカ

は北米、カナダ、メキシコ、関税をなくしてやつ

なければならないと考えておるところでございま

す。

との契約をやつたものがアメリカ大陸の中に入ると関税なしにスルーするから、そういう国についての取引もまたアメリカにおいて重要な関心事となつて、これにまた規制といいませんが、強い関心を持つ日本に来る、こういうような問題点があるということを伺いながら、今日に至つてこの半導体の問題になつていて。

こういう点については、どういう見通しとか、どういう態度で臨まるるというようなことがありますか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 先生御質問の点は、

米国に進出した企業の扱いあるいはN A F T A 上どうなるかという点でございますが、我が国から進出している企業につきましては米国企業として自由な活動が認められるというのが大原則でございます。また、N A F T A が結ばれたことによりまして、メキシコにある企業がアメリカに入るときなどいう扱いを受けるのか等々の問題がござりますが、これにつきましては実は必ずしも詳細がわからないところがございます。

先方の担当者が参りまして、私どもから疑問点をずっと提示したときにも、先方も十分答えられないといったよろくなところで、やや打ちかけになつているところがございますが、結論といたしましては、N A F T A について先方が署名をした後、さらにガットの場において他国に対してもどう影響があるのかということの審査に付するということを求めておりまして、具体的にその段階になった場合には、ガットに整合的であるかどうかという審査を通じて、そのようなものが日本企業の活動に悪影響のないようになつていているかどうかをクリアにしてまいりたいというふうに考えておる状況でございます。

○國務大臣(森喜朗君) 吉田先生、最初の方にお尋ねになりました点でございますが、本来、企業間の自由競争の結果として決定されるマーケットシェア、これにつきまして政府間で合意をしておくことは、これは自由経済の基本原理に照らして不適切なことは、これはもう先生も御承知

のとおりだと思ひます。先ほど坂本局長からもお答えを申し上げましたように、この二〇%といふのは、これは保証値でもなければ最低値でもないわけでございまして、このことはきちっと協定に明記してあることでございますから、ブッシュさんは時代とクリントンさんの時代と違うのかどう

なのかというお尋ねに對しては、このきちっとした協定が明記されておるんだということを重ねて私どもは主張しなければなりませんし、確認もしておかなければならぬ大事なことだと考えております。

○吉田達男君 大臣から基本的な心構えに触れて御答弁がありました。せつかく自由貿易を促進する、管理貿易を避ける、こういう原理のもとに日本としての主張を貢いでいただきたいと期待をしながら、激励を申し上げます。

そこで、そういうことを日本が言ふと、日本に對してはいろいろな規制をかけないように、日本の市場を拡大しろ、日本の内需を拡大しろ、こういうことに流れがなつてくると思うんでございまして、日本の大内需を拡大するというのは今の経済の大テーマでございます。わけても、消費不況と言わわれているのでありますから、この内需拡大といふ点について今起こつてゐる時事的な問題についてちょっとと見解をお伺いいたします。

きのう、きょう、いわゆる春闘の山場が参りましては、N A F T A について先方が署名をした後、さらにガットの場において他国に対してもどう影響があるのかということの審査に付するということを求めておりまして、具体的にその段階になった場合には、ガットに整合的であるかどうかという審査を通じて、そのようなものが日本企業の活動に悪影響のないようになつているかどうかをクリアにしてまいりたいというふうに考えておる状況でございます。

さきに失すると、例え、物価の上昇率を一・一に見ると、定期昇給を二・一に見ると、合わせれば四・二%上がるはずなのに三・九ぐらいで横並びに抑えられて、これが相場になつてしまふんじやないか。そういうことになると、これは生活費を不況から脱出させるという観点で可処分所得をふやすということがらいうと、いささか私は低めになりますが、これが相場になつてしまふんじやないか。そういうふうに考えておるところでござります。

○吉田達男君 例え、電力は円高でもうかつてゐるはずなんですね。しかし、もうかつては必ずしも九社が協調をして一万二千百円といふことで抑えているんでしよう。去年よりも落としきるでありますけれども、国民経済的觀點も含めまして、労使が真摯な話し合いを行いまして合理的な解決を図つていただくことが期待をされておるところでござります。

さきに失しましたが、本当に、企業によっては差し引きで円高差益のものもお考えいただくなつてあります。

○吉田達男君 いざれにいたしましても、円高差益はそういうことである期間を経た上で考えるべきものでありますので、現段階で必ずしも円高が定着をしたことを前提にして議論するようなことは時期尚早ではないかというふうに考えております。

○吉田達男君 立場もあってかみ合わぬかわかりませんが、これが相場になつて中小企業に及び地

ようには大臣は見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(熊野英昭君) 先ほど来大臣から申し上げておりますように、我が国経済の現況というものは大変低迷をしているわけでありますし、またその中で企業収益も大変悪化をしているわけであります。そういうことを背景といたしまして残業時間も減少し、あるいは超勤手当といったものも伸び悩んでおる。こういう状況の中にありまして次回の春闘がどういう形で決着するか、各方面から大きな関心が寄せられているわけであります。

なお春闘は継続中でござりますけれども、昨日来たところでのいわゆる金属労協加盟の主力四単産、あるいはけさ明け方までに私鉄大手でありますとかN T T、電力等において交渉が妥結したということは、私どももフォローしておるところでござります。

これらの賃上げ率を見てみると、昨年の全体の実績でございました四・九五%に比べますと明らかにこれまでのところは下回つてゐる。それから円高不況に苦しみました八七年の三・五六%に比べると、これよりは高い水準になつてゐるんじゃないかというふうな認識を持つてゐるわけではありません。

○政府委員(熊野英昭君) ただいま委員御指摘のように、私どもがただいま手元に持つております資料で見ますと、電力につきましても昨年の賃上げが四・九%、それに対しまして今回の回答三・八三%ということになつてゐることは事実でございます。

いざれにいたしましても、賃上げにつきましてはあくまでも労使が自主的に交渉して決定されるものであると考えておりますのであります。この水準がどうこうというコメントを申し上げる立場にはないと思いますけれども、国民経済的觀點も含めまして、労使が真摯な話し合いを行いまして合理的な解決を図つていただくことが期待をされておるところでござります。

ただ、円高差益の問題につきましてはやはりある一定期間円高が定着することによって初めて生ずるものでありますし、他方、規制料金におきましては実は前提出しておりますものがありまして、例え、電力の場合で申し上げますと、石油の価格がある一定を見込んで電力料金を決めているわけでありますけれども、その見込んだ数字から見ますと現状は大幅に一バレル当たり三ドルくらい高くなるということでありますから、そういう差し引きで円高差益のものもお考えいただくなつてあります。

いざれにいたしましても、円高差益はそういうことである期間を経た上で考えるべきものでありますので、現段階で必ずしも円高が定着をしたことを前提にして議論するようなことは時期尚早ではないかというふうに考えております。

○吉田達男君 立場もあってかみ合わぬかわかりませんが、これが相場になつて中小企業に及び地

れ差がある。あるが、このたびの特徴は低きに横並びしておつて、上げないという企業側の圧力に労働側がその壁を破ることができなかつたという印象であります。

方に及んでくる場合に、一律で抑えるという流れでは本当の生きた企業経営にはならない。やっぱり出す能力のある企業が頑張って、また労働者も精いっぱい仕事をしてそれに報いる、こういう形で活性化するのでありますから、そのところを、指導にも限度がありましうが折に触れて要望しておきます。

時間がありませんから不況の対策についてちょっとひとつ。

執行が図られているところでござります。
このようない点につきましては、私ども関係省当局ともどもその状況についての点検を行いますとともに、月例経済報告に関連いたしまして開僚会議等の場におきましても、関係各大臣からまた経済企画庁長官からその状況について先般も報告がなされたところでございまして、その円滑な実施に努めているところでございます。

○吉田達男君 少なくともポスト総合経済対策、次のを立てる、四月になつたらどうだと言われてゐるんですから、それまでにきちっとした報告書をフォローアップとして出してもらいたい。そ

通産大臣だってその所管にあって、企業、特にその責任ではどうにもならぬ大波をかぶって呻吟して、それでも明るい経済が来るのを待っている者に対して、このよな金利を改善させずにおくということは許されぬと思う。大臣の見解を伺つて質問を終わりたいと思います。

○國務大臣（森喜朗君） 今委員からお話しのとおり、金利につきまして私どもの方で所管をする立場ではございませんが、御質問の中にございましてたように、今一番産業の中の大きな一つの分野といいますか比重を占めております中小企業、特に小規模経営の皆さんには大変な資金需要で困つてお

のいわゆる排除という処分をしたわけでありますけれども、なぜ談合罪として刑事告発ができるかたの、そういうことが衆議院の各委員の皆さんから指摘をされておった状況でございまして、その中で十二月八日の当委員会における質疑の中でも、とりわけ社会保険庁が発注をした年金通知用シールということで印刷会社四社が談合罪ということで起訴されている、そういうときまでございましたから、私はこの委員会におきましてせひひとつ公正取引委員会として検察と情報をきちっと交換をしながららしかるべき対処をすべきだ、そういうことについて私も質問をさせてもらったわけ

円高不況のときには何回もフォローアップされ
て三回も四回も報告書を出されたけれども、今回
は十月九日に一回経済対策の実施状況と見通しに
ついて出されたきり、その後の対策効果について
報告がない。そのような十兆からの突っ込んだ金
が、どうなったか経済効果も明らかにせぬよう
な、フォローアップのないような状態では私は納
得できないと思う。次の政策を立てるという話も
進んでおるけれども、今まで立てたものがどうう
きているかということの上に立って出さなければ
ならぬので、この点は経済企画庁の方でどういう
掌握をなさっておられるか伺っておきたいと思いま
す。

す。
時間がありませんから、あと一つだけ言いますと、これは総合経済対策よりも前に経済対策として金利の引き下げがやられておる状況について、ちよつと私なりに見ました。その当時六%であつた公定歩合を六回にわたつて引き下げて二・五七%にしておる。したがつて、銀行における調達金利は随分と改善されて低くなつておる。しかし、それが実効金利はどうかということになると、私の手元にある統計によると、例えば地方銀行等に聞いては、その当時平均が六・一二%であつたものが去年の十二月で五・五八なんですよ。こういうことで、銀行にとつて調達金利を安くなる

たりますいわゆる公定歩合の引き下げが貸出金利にやはりスムーズに円滑にこれが反映してほしいというのには、これは委員も同じ考え方であります。また私どももそうした中小企業を所管する省としてそういう考え方方は当然しておるわけでござります。

今回の公定歩合引き下げに際しまして、財政当局から金融関係にその通達が適切に行われているわけでございまして、さらにそれぞれの金融機関に対しても適宜指導を行つてあるというふうに聞いております。まだ至らざる点もたくさんあるのだろうと思いますし、また特に政府関連の金融機関に対する資金需要が極めて大きいというのも、市中金融機関のやはり対応にもいろいろ問題もまたござります。

この二月二十四日に大日本印刷などの印刷会社四社を刑事告訴した、こういうことでござりますから、このことについてその経過なり、また公取委員長としての所感といいましょうか、それを通じてどういうことを感じられたのか、意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小瀬正口君) ただいまお尋ねの社会保険局発注支払い通知書等貼付用シール供給業者に関するいわゆるシール談合事件でございますけれども、私ども公正取引委員会はこれらのシール供給業者らに対しまず独占禁止法違反被疑事件について審査を行つてきたところでありますが、同法に違反する犯罪があつたと判断をいたしまし

○政府委員(長瀬要石君) 昨年の八月に講ぜられた総合経済対策につきましては、御指摘のように公共投資等の拡大等を中心といたします財政措置が講ぜられたところでございまして、昨年の十二月に補正予算が成立いたしました後、その後の実施状況につきまして、事業所督省庁を中心といたしましてその状況をフォローしてきているところでございます。

して、したがつて実効金利を低くして経済刺激をやろうということでやつておるはずの仕事が未だ実現されていないということでは、これは設備投資だの何だの言つて経済刺激をやっておることにならぬ。だれがもうかつておるか。銀行がもうけているんです。もうけているか。バブルの損失を埋めるか中身は知らぬけれども、少なくとも経済刺激をやるとして金利政策は第

あるのかなというふうに、我々もそんなことも十分しんしゃくをいたしているところでございまして、今後とも中小企業庁等を通じ、また中小企業諸団体を通じまして、そうした資金需要に対しても適切な対応ができるよう十分私ども工夫をしていきたい、また配慮をしていきたい、」のようになっております。

て、ただいま御指摘もいただきましたが、本年一月二十四日に独占禁止法の規定に基づきまして同シール供給業者四社を検事総長に告発をしたところであります。

なお、本告発につきましては、私ども審査の端緒を先般私どもと法務省との間で取り決めをしておりました、検察当局がその検査の過程におきまして得ました独占禁止法違反被疑事実と申します

例えば建設省所管の公共事業について申しますと、一月末時点におきまして、全体といたしまして、補正予算にかかわりますものの契約率はおよそ五〇%程度、このようなことでございまして、その

番に手をつけたことがあります。それが中小企業あるいは産業界において、末端金利においてそのことが生きていないという、このようなこと"が生まれればこれは第一番にチェックしてやらなきやなとなぬと思うんですよ。

質問をしたいと思います。
私は昨年十二月八日の当商工委員会におきま
て、独占禁止法改正の質問をさせてもらつたと
ろでございます。そのときはちょうど埼玉の土曜
会の、公正取引委員会が行政勧告として建設業界

かその情報を受けまして、独禁法上の規定に基づきます通報を受けまして、これを端緒として審査を行つてきましたということをつけ加えさせていただきます。

といたしましては、今月でございますが、去る三月二十一日に告発をいたしましたこれら関係会社四社に対しまして、独立禁止法上の排除勧告を行いました。現在、この排除勧告について関係四社がどのような対応をするかはまだ期限が参つておりますのでこれからでございますけれども、この排除勧告の内容といたしまして、このような悪質な入札談合行為の再発を防止するための措置を講じておるところでございます。

なお、私どもが検事総長に対し告発をいたしました独立禁止法違反行為についての刑事裁判は、今後裁判所において行われるところでございます。

○谷畠孝君 公取委員長、いずれにしてもこういふ談合というものはまさしく国民の税金から不当にいわば利益を得てしまふ、こういうことで国民党見たら非常にけしからぬことである、こういふことと思うわけでございますから、そういう意味では談合として刑事告発を公取がしたということはこれは初めてのことである、談合罪、談合についての刑事告発したのは初めてである、こういふふうに私ども認識しているわけでございまして、今後ともより一層諸般にわたる全体的なあらゆる業界の談合についても法の精神に照らしていふことと思ふわけでございまして、こういう決意であるのかどうか、一言だけお願ひしたいと思います。

○政府委員(小堀正巳君) 独立禁止法違反行為に対する刑事告発につきましては、委員会案内とのおりでございますけれども、私ども平成一年の六月に刑事告発についての私どもの考え方を方針の第二項にございますが、「独立禁止法違反行為を「反復して行つてゐる事業者・業界・排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によつては独立禁止法の目的が達成できないと考えられる事案」、このような方針の中の項目に該当する事案」とい

とで告発に踏み切つたわけでございます。

私ども今後ともし方針に該当するような事案がありました場合には積極的に刑事告発を行う方針でありますし、そしてこのような私どものいわば行政処分だけではなくて、事案によつては刑事告発も辞せずという態度で臨みますことが、独立禁止法違反行為の将来における再発を防止するあるいは抑止する一番大きな措置ではないか、こういふふうに考えておりまして、今後ともその他諸般の措置、私どもの対応によりまして独立禁止法違反行為の未然防止に一層力を入れてまいりたいと考えております。

○谷畠孝君 その件について関連ということで通産大臣にお聞きをするんですが、やはり企業が独立禁止法を遵守していくこと、これ自身がやはり公正なる競争を発展させていく非常に大事な役割を持つている、そういうことについてはぜひひとつ、印刷関係でもそうでありましたように、習慣がとりわけ日米構造協議の中でも不透明である、いわゆる日本における市場の閉鎖性ということが常に議題に上る、こういうことで大臣またあくまで御苦労願つてアメリカとの協議をされると思うのですが、そういうことの中で大臣として公正取引委員会の処置についてさらに業界に対してそれを周知徹底して守らせていくという、そういうことを実はお聞きをしたいんです。

その前に 関連することで、次に公取を含めての質問にも関連をしていくんですが、とりわけ最近金丸前副総裁の脱税事件について起訴され

ていく中で、政治家と金の問題、またそのことに

ついても建設業界と政治家の癒着、これも基本的には公共事業ということではありますから、本当にそういう意味では政治不信がもう大きく渦巻いてしまつて、政治家との癒着、これも基本的には前副総裁でございましたし、また何回か閣僚を

再度、小堀公取委員長にお聞きをします。

金丸前副総裁の関係で、とりわけ落札業者の調

○国務大臣(森喜朗君) 今回の谷畠さん、建設談合問題に対しまして、それをまあ一つの例として御質問になつたわけでございますが、談合問題といふのは、これは通産省として意見を申し上げる立場ではございませんが、先ほど小堀さんからお話をございましたように、独禁法のいわゆる運用

の一般論という立場で申し上げれば、産業が活力ある発展とそれから消費者の利益の増進ということうには、これは通産省といたしまして、今後ともその他の方針であります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保というものは、これは必要不可欠なことでござります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し問題には、これは必要不可欠なことでござります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保というものは、これは必要不可欠なことでござります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保

の一般論という立場で申し上げれば、産業が活力ある発展とそれから消費者の利益の増進ということうには、これは通産省といたしまして、今後ともその他の方針であります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保

の一般論という立場で申し上げれば、産業が活力ある発展とそれから消費者の利益の増進ということうには、これは通産省といたしまして、今後ともその他の方針であります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保

の一般論という立場で申し上げれば、産業が活力ある発展とそれから消費者の利益の増進ということうには、これは通産省といたしまして、今後ともその他の方針であります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保

の一般論という立場で申し上げれば、産業が活力ある発展とそれから消費者の利益の増進ということうには、これは通産省といたしまして、今後ともその他の方針であります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保

の一般論という立場で申し上げれば、産業が活力ある発展とそれから消費者の利益の増進ということうには、これは通産省といたしまして、今後ともその他の方針であります。また、これも今谷畠さんからお話を伺つたように、世界からいろいろ各國が日本の国に対し話がございましたならば、自由で公正な競争の確保

上げました一般的な事業者ガイドラインを踏まえながら、この建設業のいわば特性であります単品受注請負型産業である、それからそのほとんどが中小企業である、指名制度あるいは予定価格制度などをその内容とする官公庁の発注に係る競争入札制度のもとにあるのが一般でございます。したがいまして、公共事業に係る建設業というものを対象といいたしまして、一般的なガイドラインの中でも許容されております、ただいま御指摘の情報活動あるいは経営指導など、これについてできる限り建設業の実態に即したものといいたしまして、また建設業界の用語を用いるなど関係団体等にわかりやすいように、いわば具体的、確認的にこれら事業者あるいは事業者団体につきましての独占禁止法の考え方をわかりやすく取りまとめたものでございます。

繰り返しになりますけれども、この建設業ガイドラインにおきましても一般ガイドラインと同じく、競争入札におきまして受注予定者あるいは入札価格を決定するというようなことがございまして、これはもう明らかなる独占禁止法違反でありまして、そのことはこのガイドラインの中でも繰り返し明示をしているところでございます。したがいまして、私どもこのガイドラインは入札談合の防止に役に立つということで作成をしたものでございます。また、私どもは、従来から建設業界における入札談合事件に対して厳正に対処をしてきたところでございますけれども、あわせまして一般的なガイドライン及び建設業ガイドラインをさらに周知徹底することによりまして、独占禁止法につきましての事業者あるいは事業者団体の正しい理解を求めまして、違反行為の未然防止に努めていきたいということを考えているわけでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○谷畑義君　再度お聞きしますけれども、この建設のガイドラインが出されたときにある大手のゼネコンの幹部が、金丸信さんらがよくやつてくれた、このガイドラインが出たことについてよくやつてくれた、こういうように発言しているわけ

ですね。そのよくやつてくれたということは、先ほど言いましたように、落札業者の調整は認めないが一定の情報交換は認める、こういうことがいいLineWidthに趣旨としてあるということなんですね。ここは言いかえればこのガイドラインの一つのみそになっておりまして、建設業者自身のこのガイドラインに基づく情報交換を認める、この情報交換の中に非常に微妙に談合に説導していく、そういうものを含んでいる、こういうように私は思うんですけども、どうですか。

いわゆる埼玉の土曜会の問題だとか、あるいは今回の山梨県における建設業界の問題等を含めて私は非常に大きな問題がある、ぜひそういう意味ではもう一度そのガイドラインについて、それについて見直しする用意があるのかどうか、ひとつそれをお聞きしたいと思います。

（注）この表は、各年間の開設した新規幼稚園の登録情報に基づいて算出された結果である。従業者数は、開設年と開設年次の2年間の平均を示す。

インにつきましても、情報交換の中で独立禁止法に違反となるもの、あるいはそのおそれがあるものなどということをできるだけ具体的な例も示しながらお示しをしているところでござります。したがいまして、私ども、このような性格のガイドラインを業界でございますから、これを見直すという予定はございません。今のところございません。

むしろ、このガイドラインが從来もし御指摘のようなことであれば、それは十分に徹底していかなかつたということかと存じます。一層この一般ガイドライン、そしてこの建設業ガイドラインを業界に周知徹底をしていただきまして、いやしくも独占禁止法違反行為が今後起こることのないようになります。私ども一層努めてまいりたいと考えているところでございます。

○谷畠季君 このガイドラインについて厳しく見直しをしないということであれば、もちろんそのガイドラインというものが自身が談合につながつていいかないように本来そのガイドラインを定めているはずなんですけれども、今言いましたように、いわゆる談合につながらないことについての情報交換については大いに結構だ、こういうことを認めているということは、実は僕は悪用されておるんじゃないのか、これがいわゆる建設業界における談合を、疑わしき状況をたくさんつくり上げているのではないか、こういうふうに申し上げておるわけで、そなればぜひひとつ公取委として基本的にはやはり疑わしい関係であれば法に基づいて談合についての刑事告発をしていくということを通じて抑止力を發揮していくかないと公平な取引にはなっていかないのではないか、このように実際に思はうわけでございます。

そこで、金丸前副総裁の脱税事件に端を発して出てきているのがやはり建設業界のやみ献金といわゆる地元の山梨県の建設業界においては、建設業界の側近グループがおられてその側近グループが中心となつて、次の発注はどこそこの企業どこどこの企業という形をとりながら、しかもその発注高に基づいて一%から三%のやみ献金が入る

¹ 金都公司于1996年在《中国第一大公司》一书中被列为“中国500强企业”第10位，其营业收入为199亿元。

「この政府委員(小粥正吉君) 私ども、いやしくも一般的に市場における競争を制限するような入札談合を含めまして独占禁止法違反の疑いがあるのでないか、そのような行為が行われているといったふうに、みんなで渡れば怖く見えたりして想像するわけなんです。」

これは、私はまさしく公取委として重大なる関心を持たなきやならぬと思うんですね。このことについて公取委として重大な関心を持つていてのなかなわぬので皆が入ってしまうというふうに、みんなで渡れば怖く持っていないのか、その点どうですか。

○政府委員(小粥正吉君) まず、一般論として申し上げさせていただきますけれども、私ども公正取引委員会は、入札談合を含めまして独占禁止法に違反する疑いがある、そのための具体的な端緒となるような情報に接しました場合は必要な調査を行い、それに基づいて厳正な対応をこれまでもしてまいりましたし今後ともするつもりでございます。

ただ、ただいまお尋ねの山梨の件でござりますが、私どもその内容を具体的にまだ知り得る立場にはございませんが、現状におきましては、私どもが独禁法違反として調査を開始するに足るだけの具体的な端緒となるような事實を得てないというのがたまいままでの状況でございます。

私どもは、今後とも本件に関連する検察当局の捜査の動向などを注意深く見守ってまいりたいといたします。

○谷畑孝君 知る立場ぢやないということじゃなくて、むしろ公取委として主体的にこの問題についてはやはり検察から情報を入手するなりして、いいわゆる談合としてそれが立証できるかどうかということについては私は非常に重大なる関心を持つべきだと思いますが、どうですか、もう一度度。

しましたら、私どもはそれに対し強い関心を持つことはこれは当然でございます。

○谷畠幸君 ゼひひとつ重大な関心を持つていただいて、関心を持つということはまた行動に移るということだと私は解釈をするわけでございまして、公取委としていわゆる公平な取引をしていくに当たっての法の遵守ということについてひとつ要請をして次の質問に参りたい、こう思いました。

次に、森通産大臣にお聞きをするんですが、いわゆるバブルの時代は、大企業からいわば中小企業も含めてあるいは国民も含めてバブルに酔うてしまうといいましょうか、時には金を投げてしまつたり時には生業を忘れていわゆる物に対する投資、そういうことで資産を大きくする、こういうようなことが往々にして大きくあつたとも思つておられます。

私も過日、私どもの後援会の人とお話をしておりました、その人は本当にまじめないわゆる整骨院という職業でやつてこられた非常に近所でも有名な方なんですねけれども、その人とお話をしていると、いや実は一週間間に閉じこもつてもう悩んで自殺をしようかということも思つてみたり、明け方起きて山中を歩き滝に打れたりと、そういう話でございました。それは個人でござりますけれども、バブルの後半に人に誘われたりいろいろして、銀行もどんどんお金貸しますよ、こういうことで幾つかの物件を買つてしまつた。今その金利がもう本当に懸念額で働いても働いてもその金利と働いた額がになつて、今月からは少しマイナスになる、こういうことでございました。

私はそういう話を聞いていまして、確かにその人自身もそれは軽率だったし、いかぬと思うんですね。しかし、人間というのは、やっぱり社会の大波の中ではなかなか制止できることも出でくると思うんですね。そういう意味ではこのバブルというのは、私から見れば本当に日本の政府を含めて政策的にももう少し早い時期に金利を

引き締めるなりいろんなことを含めてもう少しやればもっと助かった人がたくさんおる、私が知らない中でもたくさんそういう自殺をしたり、もうたくさんの本来そんなことにかかるなくとも暮らせる人たちが多く被害を受けておるということについて、私非常に考えさせられることが最近多いんです。

その中で私はつくづく思うんです。このバブルのときにも後半はよく言されました。企業の市民社会ということが非常にブームになりました。私も地元で企業の市民社会ということでシンボルをやりまして、さまざまな企業に集まつていただきました。その中で企業と人権、企業と環境などについて、私させていただきました。

その中で、企業はバブルの中で多く反省してきているんだ、だからこれからもっとボランティア

有給休暇をつくつていくために企業としては頑張つていくんだとか、あるいは地元に優しい企業になつていくためにこういうことをしているんだとか、さまざまなかつたわけですね。そう

いう意味ではぜひこれから、ただ単にもうどんどんもうけたらしいんだ、大量生産でどんどんと売

りよう、こういう時代というのは私は大きくもう

変わってきたと思うんですね、やっぱり企業たつて市民社会として生きなきゃならぬ。だから、

そういうことから考えますと、ぜひバブルの後半

のときに言われた企業の市民社会企業の社会的責任、そういうことが私は非常に大事だと思うんです。

ところが、今は不況ということになつてきました。

もう企業もそれどころじゃなくなつてきた。

リストラというのは結局は固定費を軽減するために

いわゆる人員の削減、こういうことになつてくる

と思います。どんどん企業が人員削減をして

くる、あるいは大学の就職内定でももう突如として内定を取り消すということになつてしまつた。

そういう意味ではせつからバブルの後半のと

きに企業の市民社会、企業の社会的責任、こういうことがちょっと芽が出てきたやさきに、これまた逆戻りしてしまうことにはなつてはならぬと私は思うんですけれども、それについて通産大臣としてひとつ御意見をお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) よく言われることでござりますが、バブルというのは何しろ日本のだれもが体験をしたことがなかつたものでございまして、そういう面ですべてのみんながバブルに酔つておつたということは事実だと思います。私が一年前に党の政調会長をやつておりましたときも、例えば政府側と景気の問題で議論をいたしますと、バブルのときと比較をしないでくださいといふことでさせていただきました。

その中で、企業はバブルの中でも多く反省してきているんだ、だからこれからもっとボランティア有給休暇をつくつしていくために企業としては頑張つていくんだとか、あるいは地元に優しい企業になつていくためにこういうことをしているんだとか、さまざまなかつたわけですね。そういう意味ではぜひこれから、ただ単にもうどんどんもうけたらしいんだ、大量生産でどんどんと売っているわけですが、まさにそのバブルというのはみんなでつくり上げた現象であることはもう間違いないわけでありまして、バブルというのは何だろう、日本語で言えば泡だと、泡は全部悪いのかな。泡を飲みますと泡と黄色い部分となるわけですね。泡がなくなつて黄色い部分だけ飲んでいると何かきのうの飲み残したビールのようになつて、やっぱり泡があつて一緒に飲み干してビールがおいしいんですね。だから、泡は必ずだめだ、いけないものだというふうには私は否定できるものではないと思うんです。やはりそれは自然な形で、一つの自由主義や資本主義の社会でありますから、自分たちの独創的な考え方で努力をしてそして利益を上げていいく、その利益によって税を払い、またそれを株主や社員にお互いに分け合つていくといふことは正しく進めていかなければならぬのだろうと思ふ。

私は今度の問題は、先ほど申し上げたように、

初めての体験でありましただけに立派な一流の企

業といえどもこのバブルに迷わされたことは事実

だと思います。例えば今一番低迷しております自

動車や電気製品がそうですが、特に自動車などは

ずっと従来からの傾向生産でいきますとそんなに

需要が落ちてゐるわけじゃないんです。ただ、一

時バブルがあつたときに、何かもう特定のいい車

になりますとなかなか手に入らない。大阪の私の

車を日本で注文しても半年先でなければ入らな

い、アメリカから逆輸入してきたというぐらい当

時は醉つていた。自動車メーカーも、この機会に

乗り越れちゃいかぬと思って多少従来のバランス

感覚みたいなのを失つたのかな。いや、他社に

だけとられてはいけないよ、おれのところもやら

なきやならぬというので設備を強化していつたん

だらう、私はこう思つておるんです。

そういう意味で、ちょうど政府の立場だ、そういう意味ではせつからバブルの後半のとこう思つております。

そういう意味で、私どもの通産省の立場から見れば、また政府の立場から見れば、企業が円満に円滑に動いていくように、税制の面でありますとかあるいは貿易であれば通商問題でありますとかあるいは金融の面でありますとか、そういう面で環境をきちんとしていくのが我々政府の立場だ、

そういう意味で、ちょっと長い話になりましたけれども、みんながこれは反省をしていかなきや

ならぬことだし、先ほど公取委員長がおっしゃつておりますように、企業というものは社会の中のやはりいろんな意味での影響がありますだけに、市場の原理、自由経済、自由社会という中でまずみずからを律して企業というものを經營していくかなべきやならぬ。そういう面で我々も含めすべてがやはりこのバブル現象といいましょうか、こうした企業経営という問題に対して大変よき経験を日本はした、そういう意味でこれからは質の高い、そして本当に日本らしい新しい経済社会をつくり上げていく、企業もまたそういう面でのリストラを進めしていくことが極めて大事なことであり、そういう段階に入していくふうに私は考へております。

○谷畠孝君 関連をして、時間がもうなくなつてきたのですから非常に残念だと思っているんですけれども、私が今かかわっていることでもう約五年ぐらいになるんですけども、いわゆる車いすで町に出ようということで触れ合いサマー・キヤンプをやつてみたり、あるいは町ウォッチャングでもう何回かこれをやつてきたんです。そこで、私自身も車いすに乗つてずっとそれのターミナルを回ったりずっとやつてきますと、幾つかのことが発見されるんですけども、いつもの自分が車いすの高さで景色を見ることと違つて、自分が車いすに乗つてていきますと特にターミナルというのにはこへ行つてもエレベーターがない。

それで、エスカレーターというのは最近運輸省のガイドラインもあって最近ちょっととふえてきました。ところが、あれに乗ろうとすれば上と下とがばちっと、まあ言うたら係員が乗客をとめて、そして四、五人でおろさなきやならぬ。だから、本当にこれから高齢化社会になつてきますから、ただ単に障害者だけが車いすじやなくて高齢者もこれは車いすに乗つていくという、そういう意味では私はこれから優しい町というのはそうあらなきやならぬ、こう思つんです。

そういうことについて、せつかく運輸省呼んでいますので、運輸省の中で、そういう障害者が町

に出ていくに当たって公的な、駅とか含めて私は
エスカレーターよりもエレベーターがいいと思う
んだけれども、もう時間がないから一言でひとつ
答えてほしいということと、それと、駅へ交渉し
ますと自治体が補助金を出さぬ限りはそれは採算
が合わぬからということで、なかなかこれうんと
は言わぬとすることもあつたりして私も問題にして
おるわけだけれども、その点含めてちょっと
一言でお願いします。

それで、終わつてからまた大臣に最後聞いて終わりにします。

の垂直移動の施設としてエスカレーターとエレベーターがあるわけですけれども、エスカレーターは一般の方々の利用あるいは移動制約の方々でも高齢者の方々には利用していただけると思うわけですが、今御指摘のありました車いすを利用されておられる方々に対してはやはり基本的にはエレベーターが必要であるというふうに認識しております。

りまして、今後エレベーターの整備等を図つてまいりたい、こういうふうに考えております。
○谷畠孝君 それで、大臣にお聞きするんですけども、景気対策を昨年の補正予算の総合経済対策ということでやつたり、また今回の予算を通して景気の動向を見ては景気浮揚策をもう打たなきやならぬと、こうあるんですけれども、そのときには

はどうしても従来の公共事業というものが中心になつてある。考えますといつも出てくるのは公共事業、いつも恐らく食べる業者は土木業者含めて大体、時にはもう入り切れないところへまだえさを入れるというような状況になる。そこへ大臣が新社会資本と、こういうことを三塚政調会長と含めて提案していただきて、これ非常に大きな波及が出てきていると思うんですね。厚生省だって郵政省だって、これはもうぜひひにということです。

そこで私は、一つはこのエレベーターの問題なんですね。私が調査したところでは、大都市におけらる駅のエレベーター設置率八%なんですよ。もう

本当にいいでないといふことなんですね。ついで荷物ばつかしのエレベーターしかついてない。これをずっとと突き詰めていくと、地下鉄でエレベーターをつけようすれば、どうしてもあれは上へ上げるとその上には舗装道路が狭かつたり、いろいろと困難を伴うということでできない。

私は、ぜひとと景気の浮揚策で新社会資本というのか、これをさらに拡大してもらと地球に優しいといふか人に優しいような景気浮揚策ができるないだろうか、こういう点、大臣のせつかくすばらしい提案でもござりますので、我々もぜひそういうことを勉強したいと思いますので、どうぞひとつ御回答をお願いしたいと思います。

○國務大臣(森脇朗君) 時間いつぱい御質問なさって、私も答えられると言わると時間がオーバーして答えられないんですけど、今委員からお褒めもいただいたんですけど、私の仕事をいたしましてから地方にも随分回っています。先生おっしゃつたとおり、何県何県というと語弊がありますから申し上げませんが、公共事業が実はもう年度いっぱいでございます、やりこなせないんですけどいろいろ県もかなりあるんです。査定理事がおられて言いくらいなんです、建設省御出身ですから。これは石川県の副知事に聞いてもやつぱり同じようなこと言つておられました。だからといって石川県の予算を減らされちゃ困るんですけども、私の県ですかから正直申し上げたらい。

そう考えてみると、今度のこととしの平成五年度の予算も公共事業費は九兆百九十一億円、そのうち公共事業関係でいわゆる従来の土木中心になりますが、七兆九千億、そして一般の施設につきましては一兆四百六十八億円、ということです。やつぱり八対一の比率だということになります。これも大事なことなんですが、非常に即効性がありますし、そしてやはり持続的に切れ目のない公共事業はこれは絶対必要です。私はこれは要らないと言つてはいるんじやないです、世の中が大変変りますし、そしてやはり持続的に切れ目のない公共事業はこれでありますから、今先生がおっしゃったよ

本当にいいでないといふとなんですね。ついでいるといつたら、よっぽどうるうろ探しまくって荷物ばつかしのエレベーターしかついてない。これをずっと突き詰めていくと、地下鉄でエレベーターをつけようとすれば、どうしてもあれ上へ上ると困難を伴うということでできない。

私は、ぜひひとつ景気の浮揚策で新社会資本というのか、これをさらに拡大してもっと地球に優しいというか人に優しいような景気浮揚策ができるだろうか、こういう点、大臣のせつかくすばらは景気でもござりますので、我々もぜひそぞろ

いうことを勉強したいと思いますので、どうぞひとつ御回答をお願いしたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 時間いっぱいの御質問なさって、私に答えると言われると時間がオーバーして答えられないのですが、今委員からお褒めもいただいたんですが、私の仕事をいたしましてから地方にも随分回っています。先生おっしゃつたとおり、何県何県というと語弊がありますから申し上げませんが、公共事業が実はもう年度いっぱいござります、やりこなせないんですといふ県もかなりあるんです。査掛理事がおられて言いくらいで、建設省御出身ですから。これは石川県の副知事に聞いてもやつぱり同じようなことを言っておられました。だからといって石川県の予算を減らされちゃ困るんですけども、私の県で

すから正直申し上げたらい。

そう考えてみますと、今度のこととしの平成五年度の予算も公共事業費は九兆百九十一億円、そのうち公共事業関係でいわゆる從来の土木を中心にならうようなものが七兆九千億、そして一般の施設につきましては一兆四百六十八億円ということです。やつぱり八対一の比率だということになります。

これも大事なことなんですが、非常に即効性がありますし、そしてやはり持続的に切れ目のない公共事業はこれは絶対必要です。私はこれは要らないと言っているんじゃないですが、世の中が大変變わっておりますから、今先生がおっしゃったよう

な人々に優しい社会をつくっていくという時代だ
らうと思いますし、特に国際化、情報化、多様
化、価値観が随分変わつておりますから、それに
合わせてやっぱり社会資本をやつしていくべきだと
思います。

ですから、地方などは道路も港湾もまだまだ整
備しなきゃいかぬことがたくさんございます。し
かし大阪はどうか、随分きれいになりましたが、
東京なども道路の整備などはどちらかというと花
を植えるような中の分離帯の問題だとか、外の歩
道と車道のところのいろんなフェンスだとかもし
ろそういうところに金が回つていてるということ
は、優しい、温かいいい道路をつくろうというふ
うに変わってきてるんだだと思いますが、地方は
まだそういう段階にはなかなかいかない。

そういう意味で私は、これから公共事業を絶え
間なくやっていくには少し角度を変えた方がいい
のではないか。厚生施設や教育施設や研究施設
も、これは公共事業として認めていただきたい
わけですが、それに伴つてきます附属施
設がどうしても金がかかる。どうも土木中心の公
共事業が多くて、小粥さんや長瀬さん、みんな大
蔵省出身で言いにくいでありますけれども、どちらか
といいますと施設設備に余りお金を受けたくな
い、建物に金をかけますどうしても設備が必要
の人件費がかかるんですね。ですから、ややも
すると公共事業は土木中心になってきた。

しかし、これまでの財政再建、この十五年近く
の間に厚生省とか文部省などはどうしても人件費
が高いウエートを占めたものですから、設備がど
んどんおくれてきたとということにもなる。それ
で、非常に危険な病院というとしかられるかもし
れませんが、随分古い病院が出てきた。設備も非
常に悪い。そういうことで短期的には——失礼し
ました。長瀬さんは大蔵省じゃなかつたんです
ね。

本題に戻しますが、そういう意味でこれからは
少し日本の質をえていくという長期的に見たら
生活大国をつくり上げる、短期的に見たら景気浮

な人々に優しい社会をつくっていくという時代だ
ろうと思いますし、特に国際化、情報化、多様
化、価値観が随分変わつておりますから、それに
合わせてやっぱり社会資本をやっていくべきだと
思います。

ですから、地方などは道路も港湾もまだまだ整
備しなきゃいかぬことがたくさんございます。し
かし大阪はどうか、随分きれいになりましたが、
東京なども道路の整備などはどうちらかというと花
を植えるような中の分離帯の問題だとか、外の歩
道と車道のところのいろんなフェンスだとかもし
らそういうふうにそこそこ金が回つてはるというこ

は、優しい、温かいいい道路をつくろうというふうに変わつてきているんだと思ひますが、地方はまだそういう段階にはなかなかいかない。そういう意味で私は、これから公共事業を絶え間なくやつていくには少し角度を変えた方がいいのではないか。厚生施設や教育施設や研究施設も、これは公共事業として認めていただいているわけでありますが、それに伴つていきます附属施設がどうしても金がかかる。どうも土木中心の公共事業が多くて、小粥さんや長瀬さん、みんな大蔵省出身で言いにくいくらいですけれども、どちらかといいますと施設設備に余りお金をかけたくない、建物に金をかけますとどうしても設備が必要との人件費がかかるんですね。ですから、ややもすると公共事業は土木中心になつてきた。

しかし、これまでの財政再建、この十五年近くの間に厚生省とか文部省などはどうしても人件費が高いウエートを占めたのですから、設備がどんどんおくれてきたということにもなる。それで、非常に危険な病院というとしかられるかもしれません、随分古い病院が出てきた。設備も非常に悪い。そういうことで短期的には——失礼しました。長瀬さんは大蔵省じゃなかつたんです。

揚、そしてもうと波及効果の広いわゆるそぞ野に広がっていく、そういう需要の創出をつくり上げていくことが大事ではないかということで、通産省は役所の皆さん頑張つてくださると通産省所管の産業界が高まるわけでございますから、厚生省も文部省もまた郵政省も情報処理もございますし、コンピューターなどもまだ自治省など遠慮しておられるんでしよう、本當は国の機関、政府機関、それから自治体の市町村、県のコンピューターなどは全く少ないんですね、歐米と比べると。余り役所から先にやつちやいけないどみんな慎んでおられるんだろうと思ひますが、そういうことも少し配慮をしていつたらもとと需要の効果の大きい、私はそういう景気回復の一一番いいボイントができるんではないかな、こう思つてお願ひをしておるわけございますが、本當はまだ予算が上がらないのにこんなことを言つちやいけないんです。経企庁長官は絶対そうおっしゃらないんです。

ですから、私は正しいことだと思います。それ

は先生方に今の中五年度予算の審議をしていた

だいしているときでありますから、そういうことを

政府の立場で言つべきではないんですが、私は通

産省でありますので次の次のことを絶えず考えて

おかないとダメだよ、もしものことがあつたとき

にはすぐ果敢に景気対策に対応していくように

そういうことを絶えず事務方に命じておるわけで

ありますし、その事務方が今いろいろと考えてく

ださっているのが新社会資本整備ということでござりますので、どうぞ商工委員会の各位にもぜひ御支援をお願いしたいということを申し上げておきます。

○谷畠孝君 私は最初に、最近ちょっと気になります。動きが出てきたのですから、まず公取の方の

見解をお聞きしたいんです。

独禁法上、メーカーが不況対策あるいは合理化をするために販売とか物流を統合して経営の合理化を図る、こういうことが認められる。单独法で認めているやつもありますし、公取が認めているやつもある。そのうちの塩ビ等含む樹脂のメーカーなどは全く少ないので、欧米と比べると。余り役所から先にやつちやいけないどみんな慎んでおられるんだろうと思ひますが、そういうことも少し配慮をしていつたらもとと需要の効果の大きい、私はそういう景気回復の一一番いいボイントができるんではないかな、こう思つてお願ひをしておるわけございますが、本當はまだ予算が上がらないのにこんなことを言つちやいけないんです。経企庁長官は絶対そうおっしゃらないんです。

ですから、私は正しいことだと思います。それ

は先生方に今の中五年度予算の審議をしていた

だいしているときでありますから、そういうことを

政府の立場で言つべきではないんですが、私は通

産省でありますので次の次のことを絶えず考えて

おかないとダメだよ、もしものことがあつたとき

にはすぐ果敢に景気対策に対応していくように

そういうことを絶えず事務方に命じておるわけで

ありますし、その事務方が今いろいろと考えてく

ださっているのが新社会資本整備ということでござりますので、どうぞ商工委員会の各位にもぜひ御支援をお願いしたいということを申し上げておきます。

○村田誠醉君 私は最初に、最近ちょっと気になります。動きが出てきたのですから、まず公取の方の

問題になりますのはやはり数多くあるメーカー

の競争でなく、これはそれぞれの品目、四つの共同

販売会社があるわけでございますが、その共同

販売会社間での販売活動について協調的な行動が行われていないかどうかという点が我々の関心に

なっておるわけでござります。公正取引委員会と

いたしましては競争政策の観点から、そういう共

販体制につきましてそのあり方を含めまして大き

い問題あるんじゃないですか。

あるいはどういうふうにやつたら問題になるのかというのかわかりませんが、関係メーカー及び共販の会社を呼んで公取としての何か指導といふんでしようか、見解というんでしようか――をなさつているということをお聞きしているんですけども、一体これはどういう独禁法上の違反なのかも、おそれなのか、あるいははどういうことをやつたら触れるのか、どういう指導をしているのか、ちょっとその具体的な中身について教えていただけますでしょうか。

○政府委員(矢部丈太郎君) 現在、化学製品の中で塩化ビニール樹脂とポリオレフィン樹脂の二つの業界におきまして、当該業界における構造改善の一環といたしまして、企業がグループ化いたしまして、そのグループ内の販売業務を一元化するという形で共同販売会社が設立されておりまして、これが運営の仕方が公正な競争を阻害するとか、あるいは協調的行為をしてメーカー間のシェアを一

定の地域で保つような行為をしている、もしくはするおそれがある、これは公取上非常に問題があるというんであれば、場合によつたら、こういつた認められたシステムを法律上改正して独禁法上こういう行為を今後行つては困る。平たく言えば、共販システムというものはメーカー間のシェア競争を固定化させることにつながるんであれば認められないという見解をとつておられるとすれば、あるいはそういうことだと思うんすけれども、これは通産省がやってきた今までの行政の政策に対する独禁法上問題があるという、あるいはその運営の仕方によつては問題がある。問題があ

したがいまして、そういう共同販売会社間での協調的行為が行われるとか、あるいは共同販売会社の枠を超えた中でさらには提携が行われるという

ことになりますと、やはり市場全体への競争への影響も大きくなるわけございますから、そういう意味で先ほど申しましたように、この共同販売事業についてはこれまでずっと定期的に報告を

求めたり、あるいは事情を聴取するなどして常に

関心を持ってきているわけです。本当に独禁法上問題があるということになれば、やはりその点については是正させていくという考え方で対処してい

ます。

○村田誠醉君 私ども過去、公取さんにこの共同の参加メーカーの行動いかんによりましては競争政策上好ましくない影響が生ずる場合もござりますので、公正取引委員会では共同販売会社の運営動向ですとか、参加メーカーの行動につきまして從来から定期的に把握し、監視してきているところでございます。

問題になりますのはやはり数多くあるメーカー

○政府委員(矢部丈太郎君) 化学製品以外でも今

先生の御指摘にありましたような被覆電線などと

かセメントについても同じような共同販売事業が行われているわけでござりますが、これは昭和五十六、七年ごろ、第一次石油危機の不況の対応策

として特定産業構造改善臨時措置法という法律に

基づきまして、その業界における構造改善の一環

で、問題があれば必要な対応を求めるなど適切に

対応していくという考え方でございます。

○村田誠醉君 私が聞いたのは、今言いましたように単独法でもありますし、具体的にはセメントとか電線とか棒鋼のよう獨立した法律に基づいて、こういう共販あるいは販組を共同するという認められてやつてある行為があるわけですね。この運営の仕方が公正な競争を阻害するとか、あ

るとか、いろいろ合理化も図られるわけでござい

ます。当初そういうグルーピングしてその中でや

り販売業務について物流ですか製品の統一を図

ります。ただし、そういう合理化を図つて競争力を強くし

て、その中で合理化のメリットをユーティリティにも還

元するということで四社間、あるいは被覆電線で

すと六社あるわけでござりますが、そういう間で

の競争が十分行われておならば直ちに独禁法上

問題ないという考え方にしておるわけでござい

ます。

うかということを何回か聞いているんですね。今のお話ですが、今後そういうような動きが出てきて、一定の地域でメーカーのシェア調整と思われるようなことをしているんであれば独禁法上違反というおそれで公取の方で対応していただけるものと、こういうふうに理解をさせていただきます。

それでもう一つ、そういうシェアの固定化をしている一番多い業界というのが建設なんです。生コンと砂利なんていふるのは典型的にやっている部分なんです。

そこでお聞きをしたい。今同僚の議員の方からも指摘されておりました山梨における一連のこういう行為で、事業主団体が中で調整をして特定のメーカーのものを買うとかそのシェア調整をするとか、あるいは俗に言われている金丸ファミリー企業を通さない限り品物は買わないとかいうような行為を行っているんだとしたら、あるいはそういう端緒があるんだとしたら、これは独禁法上の違反行為として公取の方から何らかのアクションを起こす、そういうおつもりがあるのかどうかお聞きをしたい。

○政府委員(小堀正巳君) ただいまのお尋ねでございますけれども、もちろん一般的に申し上げさせていただきますが、独占禁止法違反行為、例えば競争入札におまかして受注予定者をあらかじめ決めること、あるいは受注価格を決める、それが事業者間の相談、合意において行われるということは申すまでもなく独占禁止法違反行為でありますから、そのような行為がある、こういう疑うに足りる具体的な資料と申しますが、端緒がありますれば、従来からそうでございますけれども、私どもとしてその調査をいたすことにしております。したがいまして、今お尋ねの点につきましては、あくまで一般的な申し上げようでございます。

○村田誠醉君 最後にもう一つお願ひをしたい。

○一般、金融証券不祥事のときに補てんの問題が

出たわけですね。これも競争政策上特定の顧客だけに対し利益を供与したということで独禁法上問題があるという見解を示した。今報道されておるのは手数料を取つたと、これがどういう性格の金であるかは今調べているわけですが、それも、定のお金を出さない業者を排除しているとか、あるいはそういうものを出さない業者にペナルティーをかけるとか、あるいは自分の企業を通して不当な利益をもつて競争を阻害する行為をしている。我々考えるとこういうに該当するんじゃないかと思うんですけれども、今捜査中でござりますから、当然先ほどの御質問の中にも検察もしくは警察の方の捜査の過程の中でそういう端緒がはつきりわかつて公取の方に通報される。ですから、これはわいろであろうがなからうがそういう金が出てきて公平な競争が阻害されることは独禁法上いろいろ問題が出てくるというふうに理解してよろしいんですか。

○政府委員(小堀正巳君) ただいまのお尋ねでございますけれども、具体的な事案につきましての実態を私どもまだ知り得る立場にございません。あるいはそのような具体的な事実を知つておりますけれども、これも一般的なお答えにとどめさせてい

ます。だいまのようないわゆる入札談合行為、典型的な入札談合は、これは独禁法上の事業者あるいは事業者団体について適用されるわけでありますから、この事業者の間あるいは事業者団体においては他のどのようないわゆる談合行為についての合意がない、仮にそういうことでありますと、これはその他のどのようないわゆる談合行為についての合意が別々に決まるということでありますと、これは直ちに独禁法上の規制の対象にはならないと存じますが、あくまで一般的に事業者団体あるいは事業者間の合意によるいわゆる談合行為ということでありますれば、もうこれはそのまま独禁法において最も基本的な違反行為に当たります。このようにあるべき行為であります。

○村田誠醉君 時間が短いので経済企画庁長官にお尋ねをしたいんですが、我が国の国際收支、どんと黒字がたまっているわけでございますが、九〇年を底にしましてまた急激に上がり始めています。そこでお尋ねしたいんですが、一本年度は政府の見通しからしてどのくらいの黒字が予想されるのか、経企としてはどう判断なさっているのか、ちょっと数字を教えていただきたいと思います。

○政府委員(長瀬要石君) 平成四年度の国際收支の見通しについてのお尋ねでございますけれども、先ほどお尋ねの中にこのような抜いが、例えばこれも独占禁止法上の違法行為でございますけれども、具体的な端緒があれば私どもは従来同様対応するということは当然でございます。

度、貿易収支が千三百六十億ドル程度、このようないい姿かと思っております。

このように平成三年度から黒字が拡大をしてきています大きな要因といたしましては、何と申しましても円高やあるいは製品の高付加価値化と金の輸入が減少している、こういうことから貿易収支の黒字が拡大をするといつた事情が介在しているかと考えております。

○村田誠醉君 我が国には、俗な言葉で言いますと、前川レポートで内需拡大を中心に置いて日本経済の構造転換をしていくんだ、ということは逆に言いますと、この黒字幅がある程度もつともつと幅が縮まつてくるということ、あるいはそういう経済体質にしていくことだと思うんですね。しかし、一番減ったのは湾岸戦争のとき黒字が減つて、その間はまた両方の黒字がずっと山になつて、そういう状態をしてるわけですがけれども、一体それでは前川リポートで言つていたこの日本経済の構造転換というのが、黒字のたまつてている状況から見てできたのかどうか。あるいはできでないとすれば、どちら辺が問題があつてできないのか。そういうことについてはどのようにお考えを持ってるんでしょうか。

○政府委員(長瀬要石君) 前川レポートがつくりされました昭和六十年代初頭の状況を振り返りますと、経常収支の黒字のGNPに対する比率が一九八六年度で四・四%という高さまで参りましたが、その後逐年、八七年には三・二%、八八年度には二・六%と下がつてしまいまして、その後一・九、一・一、そして九一年度は一・六、このようないいことござります。そういつた四・四%から二%台、一%台まで下がつてしまります過程で内需主導型の成長が続いたわけでありまして、もとよりその中には先ほど来御議論になつておりますが、ちょっと数字を教えていただきたいと思います。

○政府委員(長瀬要石君) 前川レポートがつくりました昭和六十年代初頭の状況を振り返りますと、経常収支の黒字のGNPに対する比率が一九八六年度で四・四%という高さまで参りましたが、その後逐年、八七年には三・二%、八八年度には二・六%と下がつてしまいまして、その後一・九、一・一、そして九一年度は一・六、このようないいことござります。そういつた四・四%から二%台、一%台まで下がつてしまります過程で内需主導型の成長が続いたわけでありまして、もとよりその中には先ほど来御議論になつておりますが、ちょっと数字を教えていただきたいと思います。

とも、いすれにいたしましても、そのような内需主導型の成長のもとで経常収支の黒字が減少するというそういう過程があつたかと思ひます。

しかしながら、九〇年を中心としたしまして、一時的な要因もありましてかなり一・一%まで下がったわけありますけれども、その後再び増加をいたしておりますと、現時点では三・二%前後、こういった経常收支黒字のG.N.P.比率でございます。このようなことからいたしましても、やはり内需主導型の経済成長に向けての努力を傾注しながら対外均衡の達成に向けての努力を払っていくことが重要である、このように考えていくところでござります。

○村田誠醸君　それで、これだけの黒字がたまつていると、一方では黒字有用論を言う方もいるわけですね。一定の、たまつてなきやしようがないだろうということを言う人もいますけれども、政府の方針としては黒字幅を抑制していくというのが基本的な政策だと思うんです。それは裏を返して言えば、輸入拡大をどうやってやつていくかということだと思うんで。

そこで、通産省にお聞きをしたハんですけれど

も、いろいろな政策を八九年から打つてきたわけですね。一つを挙げれば、対日輸入有望商品発掘のための専門家を派遣する行為とか、あるいは輸入商品情報のデータベース化を図るためにセンターをつくってアクセスをすぐできるようにするとか、いろんな政策をとってきた。最近ではE.A.Z.の指定をするという、そういういろんな形をとってきた。輸入促進税制もとつてきた。しかし、結果として黒字は逆の意味で膨れ上がつてしまつた。

私どもから見ますと、輸入拡大策を一生懸命
とつてきたけれども黒字幅が逆にどんどん膨れ
ているというのは、一体通産省の方の立場から見
れば、施策が不十分なのか、それとも政策が効果を
発揮していないのかどうかというふうに疑問に思
うんですけども、その点については通産省の方
の立場としてはどういうふうな御見解なんでしょう

3

○政府委員(渡辺修君) 今先生御指摘のように、八六年をピークに順調に減ってきておりました貿易黒字というのが再び九一年度から御案内のようなふえてきておる点につきましてものもくあみではないか、こういう御指摘でございます。
御承知のように、輸入拡大には大きく二つございまして、一つは内需拡大を行う、という内需主導型の経済成長、したがいましてこれは景気をよくしてマクロ経済政策で遺漏なきを期するという方法と、きめ細かな輸入拡大と、二つ大きく言つてあると思います。

それで、六十一年以降、つまり一九八六年以降順調に減ってきておりましたときの一連の輸入拡大というのがどういう数字だったかということをちょっとと例に申し上げますと、例えば昭和六十二年から六十三年まで三百七十億ドル輸入増、それから平成元年に対しても三百三十億ドル輸入増、それから平成元年から二年に対して二百四十億ドル輸入増というように、急速な輸入の拡大によって八年をピークにしておりました貿易黒字といふのは減ってきておったわけでござります。

そういうことでこの間今先生御指摘ありまし

たが、各種のきめ細かな輸入拡大政策も効果を發揮いたしましたし、それ以上に、先ほど申し上げましたがあくまで内需刺激策等のマクロ経済政策の影響によりまして今申し上げましたような輸入拡大が図られた。両方相まって、先ほど申し上げましたように貿易黒字というののは順調に均衡の方向に向かってきておった、こういうことでござります。

ところが、九一年度から御承知のように大幅にまた方向が転換いたしまして今の数字になつておりますけれども、これの大宗を占めますのは現在の国内の景況でございまして、先ほど申し上げましたような、八六年以降のあの輸入増のような姿は見られませんで微減をしておる、輸入が拡大しておらない、こういう状況になつておるわけでございます。したがいまして、通産省、その間にお

きましても各種のきめ細かな輸入拡大策をやつて
おります。

これも今後拡充する予定でござりますけれども、何よりも今我々が期待しておりますのはマクドナルドの経済政策による内需の拡大でございまして、昨

年十兆七千億の対策を打たしていただきました。また、本年度予算も早期成立ということで、それを主導にいたしまして輸入拡大を図り黒字の解消を目指してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

意味で今法案がかかるつているわけだけれども、一体これを採用してどのくらいの輸入拡大になつ

た。あるいは裏返して言えばこの減税の効果、税額控除方式と割り増し償却と開拓準備金という二つの制度があるわけですからけれども、それぞれ適用されているものがどのくらいの数字が出ていて、それは裏返して言えばどのくらいの輸入拡大になつたのかということがまず第一点です。

二点目は、九一年の十一月に通産省が指導をして輸入促進をしなきやいかぬということで、自

動車、鉄鋼、エレクトロニクス、工作機械等々の業種の代表者を呼びまして、グローバル・パートナーシップを發揮して国際協調のために輸入拡大

をしてくれたというお願いをし、それそれの業界からプログラムが発表されました。これは個別に私どもの会社はこうします、ああしますというのが出できました。一番長いのが九五年まで、大半の会社は九三年。問題はその発表した数字、これは強制力も何もありませんけれども、一体各社がお約束をした、通産省に出したプログラムに従つてどの程度の実施率といいましょうか実行がなされたのか、どのような数字を把握なさっているのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(渡辺修君) まず最初に、製品輸入促進税制の効果はどうであったか、このお尋ねでござります。

本税制は平成二年度に導入されたしま

先生御案内のとおり、約二千品目を対象にいたしましてそれの製品輸入を図りました場合には税額控除その他の各種の税制上のインセンティブを与える、こういう制度でございます。
実施いたしました平成二年度でございますが、この年は輸入というものが、つまり輸入と申しますのは製品輸入促進税制の対象になつておる品目も含めた全体の輸入でございますが、それが対前年度比で一三・二%増という年でございました。この中で製品輸入促進税制の対象品目に限つて申しますと一八・一%増ということで、平均よ

りも五%強の増を示しておるということでござります。それから平成三年度でございますが、これは先生先ほど御指摘ありましたように既に輸入が伸び悩んでおる時期に入つておるわけでございまして、総輸入が前年度に対しまして四・一%減になつたという年でござります。この年に製品輸入促進税制の対象製品の総輸入というのは一・〇%増、つまり四%減の全体の中で水面上一・〇%増という数字を示した、こういうことでもございま

それから今年度でございますが、これはまだ年度途中でございますが、昨年九月までの段階で同じような形で我々整理いたしてみますと、輸入額が〇・一%増と今ほとんど水平でございますときに、対象製品の輸入の伸びというのは七・七%の伸びになつておるということをございまして、いずれもそれ相応の、我々考えておりました、当初目的にしておりました効果を發揮しておる、かようになっておるわけでございます。あわせて平成五年度は、現在国会の方にお願いいたしておりますけれども、この製品輸入促進税制の思い切った拡充をいたすことにつたしておまして、これによつてさらなる効果が期待できるところでございます。

それから、もう一つのお尋ねの、例のビジネス・グローバル・パートナーシップということです

個別企業にボランタリーにできるだけ輸入をふやし、あるいは現地調達あるいは技術提携を深めてほしいという要請をいたしました。それに基づきまして約百社の企業が一齊に個別に現在、あれ以来作業をいたしておりますわけですが、企業によりまして目標年度が食い違っておりますとかいろんな都合がございまして、これを全体的に集計してお示しするというところまで現在まだ至つております。

至つておりますが、自動車それから家電、エレクトロニクス、鉄鋼、商社等を通じまして約百社近くの企業からその後の具体的な成果というのが出ておりまして、例えば一、二の例を挙げますと、商社でいきますと、例えばある商社が米国のAT&Tから新たな製品開発ということで共同で入れることにして約数億ドルの増が見込まれるとか各種の細かいのが出ておりまして、これらにつきましては昨年の秋のことの二月、例のSIIの協議がございましたけれども、その協議でもビジネス・グローバル・パートナーシップの中身を説明し、それなりの高い評価を得ておる。目下これをさらに、不況下でございましてやはり元気が出ないところでござりますけれども、今督励をして進めておるところでございます。

○村田誠君 もう時間も余りありませんので、本來ならもうちよつと聞きたいたいのですが、きょうはわざわざ大蔵の方に来ていただいているので、最後に大蔵の方にお聞きをしたいと思います。

金融の自由化が進みまして、金融の派生商品といふのがいろいろ出てきた。仕組みその他はいろいろ違うわけでございますが、いろんな問題を抱えている。そこでお聞きをしたいのですが、俗に「ノンバンク」と呼ばれているところがいろいろ意味であります。こういう金融商品、住宅ローン債券とかあるいは抵当証券、こういったものが現在発行残高がどのくらいあるのか。特に私たちが知りたいのは、俗に言われております再

建をするために金融機関等に金利減免を要請しているところなども、聞くところによりますとこの抵当証券や住宅ローン債券を発行している。我々から見ると非常に危険じゃないかと思うんですけれども、一体残高がどのぐらいになっているのか等についてお聞きをしたいと思います。

○説明員(浜田恵造君) お答え申し上げます。抵当証券につきましては、平成四年十二月末で、全業界での販売残高が約六兆六千億円でござります。

で、全業界での販売残高が約六兆六千億円でござります。それから住宅ローン債券信託につきましては、これも四年十二月末で、残高が約二千五百億円になつております。

先生お尋ねのいわゆる再建中の当該会社の残高に関してでござりますけれども、基本的に個別会社の経営内容に関する御質問でござりますし、私どもそういう統計はとつてございませんのでお許しいただきたいと存じますが、いろいろな制度的な仕組みとしてこれらの商品について投資家保護の措置は確保されている、このように考えていいでしようけれども、商品ファンドについてもそ

ういう問題や不安感を起こさないよう行政としてぜひ十分対応していただきたいということを希望いたしますし、大臣の簡単な所感をお聞きします。

○委員長(斎藤又夫君) もう一問ぐらいにしてください。

○村田誠君 滞みません、時間が来ましたので、結論だけ。

今のお答弁、個別の会社はトータル、統計ひとつないと言ふんですけれども、業界団体に言えばちゃんとこようやつて個別の会社ごとの、どこの会社が幾ら出している、残高が残っているというのは出ている。この中には新聞紙上にぎわっております、再建のために金利減免を要請している

金融の自由化が進みまして、金融の派生商品といふのがいろいろ出てきた。仕組みその他はいろいろ違うわけでございますが、いろんな問題を抱えている。そこでお聞きをしたいのですが、俗に「ノンバンク」と呼ばれているところがいろいろ意味であります。こういう金融商品、住宅ローン債券とかあるいは抵当証券、こういったものが現在発行残高がどのくらいあるのか。特に私たちが知りたいのは、俗に言われております再

くは事業計画そのものにあるいは将来性に疑問を抱くようなことが起つてくるわけです。こういふものを買っているのは大半、一般投資家と呼ばれる人なんです。機関投資家と呼ばれる人も買つていますけれども、一般の人が買っているケースが多いんですね。そうすると、何か問題が起つたときに常に投資した金が返つてこないということを希

望いたしますし、大臣の簡単な所感をお聞きします。時間が来ましたのでやめさせていただきま

す。

○政府委員(細川恒君) 商品ファンドにつきましては、さきに商品ファンド法を成立させていただきまして、それに基づきまして、投資家保護につきまして御指摘のように十全なる対策を講じたいと思っております。

○和田教美君 先日の工商委員会での通産大臣と経企庁長官の所信表明をお聞きしましたけれども、我が国この不況の現状というものについて表現上に差が見られた状態がございました。経済企画庁長官の方は、この経済の動向について、「厳しい状況に直面しています」と、こう述べられました。ところが通産大臣の方は、「かつてない厳しい状況」と、この「かつてない」に強調点を置いておりましたし、また「多くの産業が深刻な事態に直面しており」というふうな表現も使つておられまして、どうも不況局面についてより厳しい見方をしているというふうに受け取れたわけでございます。

そこで、不況の度合いというか、深刻度といいますか、そういうものについて両省庁の間に認識の差があるのかどうか、まず通産大臣、経企庁長官、お二人にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 和田委員にお答えを申し上げます。

先ほどもこの委員会で申し上げましたように、

私は思ふんですけれども、商品ファンドという新しい金融商品を出されました。これは現時点では何の問題も起つてない。それは抵当証券を出したときも全部一緒に言うノンバンク、住宅金融専門会社等々も入つておるわけです。

そういう意味で、最後に、これは通産省の所管だと思うんですけれども、商品ファンドという新しい金融商品を出されました。これは現時点では何の問題も起つてない。それは抵当証券を出したときも全部一緒に言うノンバンク、住宅金融専門会社等々も入つておるわけです。

そこで、不況の度合いというか、深刻度とい

今我が国経済は、個人消費、設備投資、民間需要の低迷によりまして極めて厳しい状況にある、私どもはこのように認識をいたしております。特に

スル崩壊に伴います資産価格の著しい下落が金融システムとかあるいは実体経済に対します懸念を強めおりまして、先行きに対します不安感を醸成している点を見逃せないというふうに考えております。

先日発表されましたQE、国民所得統計速報を見ましても、平成四年の十一月期の経済成長率は前期比で〇・一%増という低い伸びにとどまります。その内訳を見てみましても、民間設備投資は企業収益の悪化等によりまして三・一%減、個人消費も所得の伸びの鈍化や消費マインドの低下によりまして〇・六%の減になつております。

こういう状況のもとで景気の一日も早い回復を実現するために、今政府といたしましては、昨年夏につくりました総合経済対策、その裏打ちともいいましょうか補正予算を組ませていただきたいわけあります。その今完全実施に努めておるところでございます。

さらに、現在の景気の下支え役を果たしております公共事業が息切れをしないよう、切れ目なく実施ができるためにも、今御審議をいたいております平成五年度の予算をどうしてもこの年度内に成立、可決をしていただきたいというのが私どもの願いでもあるわけであります。地方の議会との関連もござりますし、四月から執行ができる

ますか、そういうものについて両省庁の間に認識の差があるのかどうか、まず通産大臣、経企庁長官、お二人にお聞きしたいと思います。

私は思ふんですけれども、景気の現状及び企業の状況をやはり注意深く見守りながら、早期景気回復を目指して、今後とも適時適切な政策をとつていただきたいと考えています。

私と船田長官との間にそんなに認識の違いがない

甘く見ておるといふことじやなかつたかなと思つていますが、私は先ほども申し上げましたように、どうしても企業、産業界といふものをお預りをしておりますわけで、経企庁よりももつとミクロ的にいろんな形で入つてまいりますだけに、非常に深刻に考えております。

そして同時に、先ほども申し上げましたように、在庫調整を見ていくことがやっぱり一番いいわけでありまして、その在庫調整も一時生産財などを少しそよかつたんですかれども、最近はまた少し動きが悪くなつたということですまだこれほど予断を許さない状況だな、こういうふうに見ております。

えまして、バブルの崩壊によって、いわゆる資産アートフレーということが生じて、それが経済の実体にさまざまな面で影響を与えている、これが景気の低迷を長引かせている、そういう原因であろう、このように分析をしております。確かに、十一十二ヶ月期のQEの先日の発表におきましても、〇・一%、若干水面上に鼻の先ぐらいしか顔を出せなかつた、こういう状況でございます。現在の足元、やはり厳しい状況というのは、通産大臣も私も同じ厳しい認識は共有をしている、このように感じております。

また、先ほど社会党の吉田委員にお答えいたしましたときに、若干幾つかの指標において明るさ

前のことございますから責任がないといえばそれでまだだけれども、もういかぬでしよう。経企庁としてどう感じておられるのかということをお聞きしたいんです。

今回ののような急激な景気の下降局面では、どうしても政府が把握している経済指標というものに大きな現実との狂いが、タイムラグで出てくるということはあるでしょう。その結果、しかし景気認識の甘さも手伝って余計実態との間に大きなずれが生ずる。そして対策が後手後手に回っているのが今の状況ではないかというふうに思うわけです。成長率の見込みがこれほど狂つて、しかも一体今回の景気はいつころから下降局面に

ございまして、そのような経済に与える影響の見通しというものがその時点でなかなか困難であった、このことは率直に申し上げなければならぬと思います。

民間の例を出すとまたおしかりを受けるかと思ひますけれども、同じ時期に民間の機関が予測をいたしました平成四年度の見込みも大体三%強程度でございました。官民ともにと申し上げるとまたなんでござりますけれども、やはり全体として資産価格が大幅に下落をしたことの実体経済に与える影響について十分に見通し得なかつたといふ点が含まれておりますことは、これはやはり申し上げなければならないと思います。

ただ、最終需要というのがどう動くかというの
はかなり心理的な面もございまして、そういう面
で不況感、不況だ不況だということになつていいく
ことはかえって国民の財布のひもを閉めてしまつ
のか。それとも横にらみをしながら、今不況なん
だそうですから、せいなくしないようになつてしま
うということで、ついつい買い物をしていくものな
のか。それとも、これも俗に言われるように、特
に耐久消費財が動かないわけでありますから、自
動車だと電気製品などというのは大体もうみんな家
庭に行き渡つてしまつて、もう新たに買うものが
なくなってしまったんだろうか。

いろいろな見方があるかと思いますけれども、先行きに明るい展望が開けるんだということをやはり何とかして出していくことが大事ではないかと思うふうに私も考えておりまして、まだまだ予断を許さない状況であるという認識の中で、何とか最終需要が動いてくれるような施策をこの際緊急にとつていくべきだ、このように考えておるわけでございます。

えまして、バブルの崩壊によって、いわゆる資産アセットが、フレということが生じて、それが経済の実体にさまざまな面で影響を与えていた、これが景気の低迷を長引かせている、そういう原因であろう、このように分析をしております。確かに、十一月期のQEの先日の発表におきましても、〇・一%、若干水面上に鼻の先ぐらいしか顔を出せなかつた、こういう状況でござります。現在の足元、やはり厳しい状況というのは、通産大臣も私も同じ厳しい認識は共有をしている、このように感じておるわけでございます。

また、先ほど社会党の吉田委員にお答えいたしましたときに、若干幾つかの指標において明るさが見られる、こういうお話をさせていただいたわけであります。特に、マネーサプライの問題とか、それから機械受注の問題とか、さらには自動車の登録台数の問題等であるとか、若干上向きになってきた、そういう数字も御紹介をいたしました。しかし、それは数多くある経済指標の中のいく一部のところをございまして、やはり全体として国民全体が景気の回復が出てきたな、こう思ふ、あるいは景気が底を打ったな、このように感じられるのはまだ時間のかかるところではないのか。まだまだ現状としては厳しい状況がなお依然として続いている。そのために私どもとしては、総合経済対策、そして平成五年度の予算編成、こういった点にも十分に意を尽くしてその一日も早い実行ということをもう最大限の課題として心がけていかなければいけない、このように感じております。

○和田教美君 少し前の話ですけれども、経企庁長官にお伺いします。

平成四年度の当初の政府経済見通しでは、GDPの実質成長率三・五%だったわけです。それが去年の終わりに一・六%と下方修正をいたしました。これは単なる判断ミスということで片づける甘くて景気の先行きを大きく見誤った責任というのを一体どう感じているのか。今の経企庁長官の

前のことのございますから責任がないといえばそれまでだけれども、そうもいかぬでしよう。経企庁としてどう感じておられるのかということをお聞きしたいんです。

今回のような急激な景気の下降局面では、どうしても政府が把握している経済指標というものに大きな現実との狂いが、タイムラグで出てくるということはあるでしょう。その結果、しかし景気認識の甘さも手伝って余計実態との間に大きなずれが生ずる。そして対策が後手後手に回っているというものが今の状況ではないかといふに思うわけです。成長率の見込みがこれほど狂って、しかも一体今回の景気はいつごろから下降局面に入ったのかということについて、半年も一年もたつてもまだはつきりしたことを経企庁は言わないと、そういうふうな状況では実戦に役立つ経企庁と言えないのではないかと、いうふうに、私は前に大蔵委員会でもそういう悪口を言つたんです。

経企庁としてはもつと経済実体の変化というものを肌で感じる分析手法を取り入れて、より迅速に民間にもわかるような景気判断というのをやるべきではないか、そういう手法の改革をすべきではないかと、いうふうに思いますが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(長瀬要石君) 私の方から、まず平成四年度の経済見通し並びにその実積見込みに関して申し上げたいと思います。

先生御指摘のように、平成四年度当初見込み三・五%と、こうしたことのございましたけれども、今回一・六%に下方修正がなされておりまして、これは率直に申しまして誤差の範囲を超えた下方修正である、このように申し上げなければならない状況ではないかと思います。これは申しますでもなく、今回の景気調整局面におきまして從来の循環的な要因のみならず、とりわけ資産価格の大幅な下落、これが金融機関、企業、家計、各セクターに対してかなり大きな思いのほか根深いインパクトを与えてそれが実体経済の下振れをもたらした、その面があつたことは否めないところであります。

ございまして、そのような経済に与える影響の見通しというものがその時点でなかなか困難であった、このことは率直に申し上げなければならないと思います。

民間の例を出すとまたおしかりを受けるかと思いますけれども、同じ時期に民間の機関が予測をいたしました平成四年度の見込みも大体三%強程度でございました。官民ともにと申し上げるとまたなんでござりますけれども、やはり全体として資産価格が大幅に下落をしたことの実体経済に与える影響について十分に見通し得なかつたという点が含まれておりますことは、これはやはり申し上げなければならぬと思います。

そのようなかつてありますて、先ほど来両大臣から申し述べておられますような二次にわたる景気対策あるいは平成五年度予算を御審議いただいたております。そういう点を踏まえましてそのような修正がなされているということをございまして、私ども今後とも統計数字にあらわれた経済の実勢のみならず、きめ細かく関係方面的御意見、判断というものを含めながら誤りなきを期しております。

○国務大臣(船田元君) 今、調整局長の方から数字の問題を中心としてお答えをしたわけでございますが、姿勢の問題といたしまして、私の前任者であるいは前々任者、そういうお話をもつたわけではあります、行政のいわゆる心構えとしては行政は継続性ということが大事でございまして、これがは私自身の問題としてもきちんと把握をし、しかるべき対応をしていかなければいけない、こう考えておるわけでござります。

それから、いつから景気の調整局面に入ったかと、こういうお尋ねがございました。現状として私どもが有権的にといいますか政府として正式にいわゆる景気の山谷の判断、これをするにはまだ時間的にそこまで達していない、こういうふうに感じております。これは、ある程度景気が大きくなり循環をしたその後に山と谷を決定する、こういふシステムでござりますので、これについてはま

だはっきりとしたことは言えないわけございません。

ただ、私の個人的な感じ方としましては、例えばGNPギャップというのがございます、あるいは需給ギャップというふうにも申し上げておりますけれども、これが一九九一年の一月期にはプラスといいますか、いわゆる加熱ぎみになつていた時期というのが一月期であった。そのプラスの幅がそこをピークとしてそれ以後の四半期ごとにどんどんプラスの幅が減つていった。そして、たしか一九九一年の秋口あるいは秋の真ん中ぐらいにはそれがほぼプラス・マイナス・ゼロということになりまして、それ以後はマイナスに転じていった、こういう一つの指標があるわけでござります。

もちろん、これですべての経済の動向あるいは景気の動向をはかるというのはこれは早計でございませんけれども、一つの目安としてはそういう数字も挙げられるのではないか、こんなふうに感じております。したがって、景気の調整局面に入つてから大体現時点において二年近くはたつているんじゃないかな、こういうふうに個人的な認識を申し上げたい、このように思つております。

○和田教美君 統計の数字ばかり並べて恐縮ですけれども、今の調整局長の答弁に関連してもう一つお聞きしたいんですけれども、経企庁が三月十二日に発表しました国民所得統計速報、これによりますと九二年十月—十二月期のGNPの伸びは実質で前期比プラス〇・一%、一年間の成長率に換算するとわずか〇・五%になるというふうなことでございます。そうなりますと、さきにも言つたように一・六%に大幅に下方修正したんだけれども、この一・六%という目標さえ達成できなければ、その点はいかがですか。

さらに、平成五年度の政府経済見通しですが、これは三・三%の経済成長率ということですが、この目標も、よほど大型の追加景気対策が行われて、それがしかも十分に効果を發揮するというこ

うに思うんですが、その点の見解をひとつお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(長瀬要石君) ただいま先生から御指摘がございましたように、過般発表されました十一一二月のGNP統計によりますと、成長率〇・一%の前期比といふことでござります。この中で民間の需要が実は〇・九%落ち込んでおりまして、それを公共投資等の公的需要が一・九%押し上げる、とりわけ公共投資につきましては前年比一二・四%という高い伸びでありまして、そのような公的需要が民間内需の落ち込みをカバーして、そしてその結果として前期比〇・一%と、このようないくつか姿になつてゐるところでござります。

そこで、このような十一一二月のGNP統計が出たわけでありますけれども、このような姿、これはもう先ほど来繰り返し述べられておりますような循環的な要因のほかに、資産価格の下落等もありまして、このような民間内需が引き続き低迷しております。したがつて、景気の調整局面に入つてから大体現時点において二年近くはたつてゐるんじゃないかな、こういうふうに個人的な認識を申し上げたい、このように思つております。

○和田教美君 統計の数字ばかり並べて恐縮ですけれども、今の調整局長の答弁に関連してもう一つお聞きしたいんですけれども、経企庁が三月十二日に発表しました国民所得統計速報、これによりますと九二年十月—十二月期のGNPの伸びは実質で前期比プラス〇・一%、一年間の成長率に換算するとわずか〇・五%になるというふうなことでございます。そうなりますと、さきにも言つたように一・六%に大幅に下方修正したんだけれども、この一・六%という目標さえ達成できないと申しまして達成という点についてはかなり厳しくでございます。そうなりますと、さきにも言つたように一・六%に大幅に下方修正したんだけれども、この一・六%という目標さえ達成できないと申しまして達成という点についてはかなり厳しくでございます。

○和田教美君 その点につきましては御理解を賜りたいと思う次第であります。

平成五年度の三・三%につきましては、このよ

うに思つてゐるわけですが、もう買うものがないなんとなく思つてゐるわけですね。もう買うものがないなんとか、そういうふうに私は思つています。

○和田教美君 どうも答弁長々と言つていいけれども、肝心のところには全然答えてない。とにかく今の状況を見る以外にないというんじや何のため役所があるのかわからぬ。そのところの判断を聞かせてくれと言つてゐるわけですね。まあそれいいです。

次に、消費の問題ですけれども、現在の経済の現状を見てみると、設備投資・個人消費、これらはもう先ほど来繰り返し述べられておりますような循環的な要因のほかに、資産価格の下落等も落ち込みが非常に目立つわけですが、中でも個人消費の落ち込みが激しいというのが今回の不況の特徴だらうと私は思つてゐます。九二年の百貨店の売上高は初めてマイナスを記録しましたけれども、ことしに入つてからも売上不振が続いております。東京地区では前年同月に比べて、二月の百貨店の売上高は九・四%ダウンというふうな状況でございます。それからスーパーですけれども、これまあ百貨店ほどではないと言つておられたけれども、どうもことしに入つてからかなり落ち込みが目立つてしまつました。こういうふうなことで、全体として見れば我々はこれを消費不況だというふうに受け取つておるわけです。

○國務大臣(森喜朗君) 所得税減税の実施を求める声というのは、方々のところから出でておりますことは十分承知をいたしております。私は、所得税減税は絶対だめだという、そういう考え方を持つてないんです。所得税減税の財源を一体どうするのかということが、やはり一番深刻な問題なんです。恐らくこれは、ここにいらつしやいます。恐らくこれは、ここにいらつしやいます。税金をつくり得る条件があれば、これは私は問題はないんだというふうな説をなす人が絶えないわけですが、いまだにどうも政府・自民党の中には、所得三兆八千億円の所得税減税・戻し税減税を中心とする所得税減税ということを社公民三黨の共同修正要求という形で出しておるわけです。ところが、いまだにどうも政府・自民党の中には、所得は両論あるんだろうと思うんです。財政的余裕のあるときでありましたり、どこから税の収入をつくり得る条件があれば、これは私は問題はないんだというふうな説をなす人が絶えないわけですが、我々もこの十数年間、財政再建の中で予算のシーリングがいろいろ窮屈な中で、政策的なものがなかなか行えないで大変苦しんできた。

のこの消費の不振、冷え込みというのは結局いろんな要因があるとは思いますけれども、賃金の伸びが鈍化しているとか、あるいは残業収入が減つているとか、あるいは雇用不安など、そういうものが背景にあって勤労者の消費を冷え込ませているのが主な要因だと、いうふうに思つてますけれども徐々に立ち上がりつついく、このようないくつか姿になつてゐるところでござります。

○和田教美君 どうも答弁長々と言つていいけれども、肝心のところには全然答えてない。とにかく今の状況を見る以外にないというんじや何のために役所があるのかわからぬ。そのところの判断を聞かせてくれと言つてゐるわけですね。まあそれいいです。

そこで、その呼び水としても、この際消費を呼び出すためのきっかけとしても所得税減税というのではなく重要な要だというふうに思つておるわけなんですけれども、森通産大臣はさきに衆議院の商工委員会での答弁でしたか、我々が考えるべきことはいかに国内の需要を創出するかだ、その場合所得税減税と政策減税のミックスがあつてもよいんではないかというふうな答弁をされたことがあります。東京地区では前年同月に比べて、二月の百貨店の売上高は九・四%ダウンというふうな状況でございます。それからスーパーですけれども、これまあ百貨店ほどではないと言つておられたけれども、どうもことしに入つてからかなり落ち込みが目立つてしまつました。こういうふうなことで、全体として見れば我々はこれを消費不況だと

いうふうに受け取つておるわけです。

○國務大臣(森喜朗君) 所得税減税の実施を求める声というのは、方々のところから出でておりますことは十分承知をいたしております。私は、所得税減税は絶対だめだという、そういう考え方を持つてないんです。所得税減税の財源を一体どうするのかということが、やはり一番深刻な問題なんです。恐らくこれは、ここにいらつしやいます。税金をつくり得る条件があれば、これは私は問題はないんだというふうな説をなす人が絶えないわけですが、いまだにどうも政府・自民党の中には、所得は両論あるんだろうと思うんです。財政的余裕のあるときでありましたり、どこから税の収入をつくり得る条件があれば、これは私は問題はないんだというふうな説をなす人が絶えないわけですが、我々もこの十数年間、財政再建の中で予算のシーリングがいろいろ窮屈な中で、政策的なものがなかなか行えないで大変苦しんできた。

政治家として非常につらい思いもここ十年ぐらいしてきたわけですね。

そういうことを考えますと、赤字国債を出してやることの論議は、これは各党それぞれの思いがあると思う。私はそんな思いを実は衆議院商工委員会で申し上げたのであります。そこで私は、そのことよりも効果が本当にあるんだろうか、赤字国債でのよしあし善悪というよりも、所得税減税をやることが需要創出に効果があるのかどうなのかということの論議を、判断をすべきではないかというようなことを私はその当時、委員会で御答弁をさせていただいたわけでございます。

そこで、先ほどから少し私申し上げた新社会資本の整備というのも、新しい需要の創出をしたいな、そのことが何か企業全体に対して波及効果が出てくるよという、そういう明るいさが、そういう心理的な面が出てくればいいなというふうに実は考えて、その方での需要創出をむしろ強めた方がいいのかな、そのことによってまた税収が入ってまいりますし、いい循環になっていくのではないかな、こう思つておるわけです。

しかしそうは言いますが、先般衆議院で、この平成五年度の予算審議の中で与野党間で不況対策としての税制上の措置について協議を行うということが合意されておりままでの、今私の立場でこの税制上の措置は何かということを政府側として申し上げる立場ではございませんけれども、私はそういう意味で景気をよくするための政策減税、住宅減税もありましょう、党によつては教育減税をおつしやつておる党もござりますし、あるいは私も通産省としましては民間設備投資に対する減税というものなど、いろんな形で織り込んで減税政策はやっぱり立てていかなきゃならぬ。一つには公共事業でしよう、もう一つは減税でしょ、その減税の中にはいろんなものが考えられるんではないか、こういうふうに申し上げたわけでございます。

所得税減税につきましては効果があるのかない

のかというのは、私は財政当局のようにすぐ貯金に回るよと、すぐ短絡的に申し上げる気持ちはあると思う。私はそんな思いを実は衆議院商工委員会で申し上げたのであります。そこで私は、そのことよりも効果が本当にあるんだろうか、赤字国債でのよしあし善悪というよりも、所得税減税をやることが需要創出に効果があるのかどうなのかといふことの論議を、判断をすべきではないかというようなことを私はその当時、委員会で御答弁をさせていただいたわけでございます。

そこで、先ほどから少し私申し上げた新社会資本の整備というのも、新しい需要の創出をしたいな、そのことが何か企業全体に対して波及効果が出てくるよという、そういう明るいさが、そういう心理的な面が出てくればいいなというふうに実は考えて、その方での需要創出をむしろ強めた方がいいのかな、そのことによってまた税収が入ってまいりますし、いい循環になっていくのではないかな、こう思つております。

○和田教美君 もう一つ減税の問題についてお聞きしたいんですけど、よく政府は減税の景気浮揚効果、これはもう公共投資に比べて低いといふ答弁をされるわけなんですか、しかし例えれば日本総合研究所、これの試算によりますと、一兆円の場合で所得税減税と公共投資のそれぞれの景気浮揚効果を見ますと、生産誘発効果では、所得税減税一兆四千三百億円、それから公共投資一兆五千六百億円と余り差がないんですね。それから、労働者増加効果では、むしろ減税の効果の方が大きいという試算が出ておるわけです。さらに、卸小売業、サービス業、金融保険業などは公共投資よりも減税の方がはるかに景気浮揚効果が大きいという、個別に見ればそういうデータが出ております。

現在の産業構造が素材産業中心から漸次組み立て加工、サービス産業へ基調を移しつつある、これが大きな刺激を与える所得税減税という点から見ていう状況だけに消費マインドの冷え込みに直接影響すべきであるし、景気浮揚効果という点から見てもそんなにマイナスに評価すべきものではないというふうに思うのですが、その点についてどうお答えください。

○政府委員(長瀬要石君) ただいま先生から御指

いたいと思います。貯蓄高が伸びていて、消費にお金が回らないのは何なんだろうかというところをやはりよく十分検討してみる必要があるのでないかな、こう思つております。

○和田教美君 もう一つ減税の問題についてお聞きしたいんですけど、よく政府は減税の景気浮揚効果、これはもう公共投資に比べて低いといふ答弁をされるわけなんですか、しかし例えれば日本総合研究所、これの試算によりますと、一兆円の場合で所得税減税と公共投資のそれぞれの景気浮揚効果を見ますと、生産誘発効果では、所得税減税一兆四千三百億円、それから公共投資一兆五千六百億円と余り差がないんですね。それから、労働者増加効果では、むしろ減税の効果の方が大きいという試算が出ておるわけです。さらに、卸小売業、サービス業、金融保険業などは公共投資よりも減税の方がはるかに景気浮揚効果が大きいという、個別に見ればそういうデータが出ております。

現在の産業構造が素材産業中心から漸次組み立て加工、サービス産業へ基調を移しつつある、これが大きな刺激を与える所得税減税という点から見ていう状況だけに消費マインドの冷え込みに直接影響すべきであるし、景気浮揚効果という点から見てもそんなにマイナスに評価すべきものではない

というふうに思うわけではありませんが、その点についてどうお答えください。

○和田教美君 次に円高の問題をお尋ねいたしました。

三月二十三日の東京外為替市場円相場の終り値は一ドル百十五円三十三銭ですか、戦後最高値ということなんですが、通産省が三月の初めに発表された円高に関する企業緊急調査というのがござります。また、百十円まで進むと合理化を考える生産誘発効果の計算というのは、減税をいたしまして、計算の仕方は、例えは一兆円の所得税減税がなされました場合に民間最終消費支出の生産誘發

効果に平均消費性向を掛けておるわけであります。

しかしながら、実際には限界的な追加所得の増加があるわけありますので、その追加的な所得

けれども、平均消費性向、概して申しますと〇・八五とか八六とかその程度でございますが、限界

ではないかというのが、これはむしろ通常の考

え方だと思いまして、いろんな試算がございます

けれども、平均消費性向、概して申しますと〇・

八五とか八六とかその程度でございますが、限界

ではないかといふ数字でございます

して、ちなみに私ども経済企画庁の世界経済モデ

ル等によります限界消費性向は〇・三幾つ、この

よう形でございます。

追加的な所得の増加ということでありますなら

ば、平均消費性向ではなくて限界消費性向を用い

て計算するというのがむしろ正しいやり方ではな

いか、このようにも考えられるわけであります

て、その点からいたしまして御指摘の民間研究機

関のその試算というのはややそういう意味で過大

に結果があらわれているのではないか、このよう

にも思つますが、何んにもいろんなモ

デル、いろんな計算の仕方がありますので、それ

も一つの試算として私ども受けとめさせていただ

きたいと思います。

○和田教美君 次に円高の問題をお尋ねいたしました。

三月二十三日の東京外為替市場円相場の終り値は一ドル百十五円三十三銭ですか、戦後最高

値ということなんですが、通産省が三月の初めに

発表された円高に関する企業緊急調査というのがござります。また、百十円まで進むと合理化を考える

生産誘発効果の計算というのは、減税をいたしまして、計算の仕方は、例えは一兆円の所得税減税が

なされました場合に民間最終消費支出の生産誘發

効果に平均消費性向を掛けておるわけであります。

もう一つは、円高差益の還元にも反面適切に対

応してもらわなければならないといふのは他の同僚諸君が既に指摘したところでございますが、特

に内外価格差の大きいブランド商品、これについ

て業者だけが差益を吸収するといふうなことがあつてはいけないと思います。消費者に十分還元

される手を打つべきではないかといふうに思つ

うわけです。それと関連して、この際流通機構にも

ススを入れる必要があるんではないかといふう

に思います。

また、円高によつて短期的に貿易黒字が膨らむ

ことで海外の批判も一層出てくるんじゃないかと

いうふうに思うわけでございます

て計算するといふのがむしろ正しいやり方ではな

いか、このようにも考えられるわけであります

て、その点からいたしまして御指摘の民間研究機

関のその試算というのはややそういう意味で過大

に結果があらわれているのではないか、このよう

な形でございます。

追加的な所得の増加ということでありますなら

ば、平均消費性向ではなくて限界消費性向を用い

て計算するといふのがむしろ正しいやり方ではな

いか、このようにも考えられるわけであります

て、その点からいたしまして御指摘の民間研究機

関のその試算といふのがむしろ正しいやり方ではな

いか、このようにも考えられるわけであります

て、その点からいたしまして御指摘の民間研究機

関のその試算といふのがむしろ正しい

ておりますし、しばらくこの円高の状況というのは、先ほどから申し上げましたように、今の私どものまた全国民の悲願である景気を少しでも直していくこうという、回復させていこうというこの中で大変な足引っ張ることになつておりますの推移は注視をしていきたい、こう考えております。

輸入のことだあるいは内外価格差の問題だ、いろいろございました、メリットをどうするかといふこともございましたので、それぞれ局長見えておりますから、簡単にそれぞれ対応を説明させたいたいと思います。

○政府委員(熊野英昭君) それでは、ただいまの内外価格差の問題について御答弁申し上げます。

内外価格差の是正が我が国の重大な政策課題でありますことは、かねてからそういう認識で我々に対応しております。継続的に内外価格調査を実施してきました。あるいは、消費者や産業界に対しましてこの実態等の情報を提供するとか、さらには大変難しい問題ではございますけれども

流通システムの全体にわたつてより開かれたものを実現するような努力、あるいは輸入促進につきまして各面の政策的な努力も行つてしているところでございます。

加えまして、依然として現在でもなお内外価格差があるものがあるわけでありますから、これらの一連の消費財につきましては、その実態あるいは要因等についてさらに突っ込んだ調査分析を行いたいということで現在準備をしておりまして、できれば本年の六月末までにこれを取りまとめる検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、ただいま申し上げたような方向で、一層競争的で消費者のためにあるいは事業者における取り組み等をやつてしまつたふうに考えておるところでござい

ます。

○政府委員(渡辺修君) 先ほど先生最後に、内外価格差の問題等も含めまして消費者サイドに立つた輸入拡大というのはいかがかと、こういうことで例えば税制上の優遇措置も考えられないかといふ御質問でございました。まさに御指摘のとおりだと思います。

そういうことで、先ほどちょっと御説明申し上げましたが、製品輸入促進税制というのを現在施行いたしておりますけれども、これの対象品目の中には家電製品とか時計、カメラ、家具、運動用具、たくさんの消費財を対象にいたしております。約一千品目を対象にいたしております。これを従来基準年次に対して一〇%以上輸入を拡大した者に対しまして五%の税額控除を認めるといったような優遇措置を講じておったわけでございます。

が、現在国会にお願いしております今度の改善策では、基準年次に対して一%以上輸入を増加した者には優遇措置を講じよう、こういうことで改善をすることをお願いいたしておるところでございま

す。

あわせましてさらに、ジエトロを通じまして一連の輸入促進あるいは輸入有望商品の発掘等々いろいろやつておりますが、特にその際力を入れておりますのは家庭用品だと雑貨だと、あるいは

パソコンナルギフト用品だと、そういうふうな消費財を中心とした短期商品発掘要員というのを全世界に派遣いたしまして、そういうサンプルを集めてきて国内で展示を行つて、消費者の皆さんにPRをしておるといったようなことでござい

ます。

それから、輸入の円建て比率でございますが、輸入は御承知のように油などか一連の資源品といふことになりますと、これはもう当然のことながらドルが圧倒的でございますので比率は落ちますけれども、これも現在一七%の円建て比率になりますけれども、これも平成三年一年間の平均に対しまして、これも平成三年一年間の平均にして一・四ポイント上昇しておる、こういう姿になつております。

そこで、通産大臣にお答え願いたいんですけれども、政府は四月中旬の日米首脳会談前に追加的な景気対策をまとめたということが盛んに報道さ

れております。そして、最大のもの、この前の八月の景気対策よりさらに大きいものだというふうなことが言われております。その中で、さつきから議論になつておりますいわゆる建設国債、これの対象を少し広げてコンピューターなどを学校に導入することも認めるとか、医療研究施設とか、あるいは情報通信基盤整備などにもこの公共事業を適用できるようにしたらどうかというふうな構想が、各省盛んにアドバルーンを上げている

ようでござります。

そういうことで、今先生御指摘ありましたように、輸出者とりましては為替リスクをヘッジす

みどもこれは、さつきも意見がありましたよ

うに森通産大臣の発案というが提唱だったわけですから、私もこの建設国債の対象を広げるといふことには賛成でございます。ただ問題は、例

○和田教美君 特に、輸出産業の場合には深刻だ

るうと思うんですが、八〇年代の円高のときに

は、これは壊滅的な打撃を受けるんじゃないのかと

言われておつたけれども、企業の自主的な努力によつて乗り切つたわけですが、今は不況とい

ます。

○政府委員(渡辺修君) 先ほど先生最後に、内外

価格差の問題等も含めまして消費者サイドに立つた輸入拡大というのはいかがかと、こういうこと

で例えば税制上の優遇措置も考えられないかとい

う御質問でございました。まさに御指摘のとおりだと思います。

そういうことで、先ほどちょっと御説明申し上げましたが、製品輸入促進税制というのを現在施

行いたしておりますけれども、これの対象品目の中には家電製品とか時計、カメラ、家具、運動用

具、たくさんの消費財を対象にいたしております。約一千品目を対象にいたしております。これを従来基準年次に対して一〇%以上輸入を拡大した者に対しまして五%の税額控除を認めるといった

ような優遇措置を講じておったわけでございましたが、現在国会にお願いしております今度の改善策では、基準年次に対して一%以上輸入を増加した者には優遇措置を講じよう、こういうことで改善をすることをお願いいたしておるところでございま

す。

が、現在国会にお願いしております今度の改善策では、基準年次に対して一%以上輸入を増加した者には優遇措置を講じよう、こういうことで改善をすることをお願いいたしておるところでございま

す。

○政府委員(渡辺修君) 先生御指摘のよう、輸入の円建て比率が四〇%ぐらいですか、これをもっと上げる努力をし

たらどうかというふうに思うんですけども、そ

の点についての御見解、為替リスクを避けると

いう意味でそういうことは考えていないんです

か。

○政府委員(渡辺修君) 先生御指摘のよう、輸入の円建て比率が四〇%ぐらいですか、これをもっと上げる努力をし

たらどうかというふうに思うんですけども、そ

の点についての御見解、為替リスクを避けると

いう意味でそういうことは考えていないんです

えばコンピューターなどは耐用年数が短いですね。ですから、建設国債というと大体六十年償還です。そうすると、六十年償還というまではなかなかいいが悪い。もっと償還期限を短くする国債を、短期的な国債を発行したらどうかというような議論も当然出てくることだろうと思うんですけれども、その点について先ほども通産大臣から御見解をいただきましたけれども、その点について重ねてひとつお聞きしたいということ、この問題についてはしかるべき企画庁はどうも大分考え方が違うようで、コンピューターをそういうものに使うのは反対だと何か言っているというふうな新聞報道もございます。その辺のところの点について、さくばらんにひとつ企画庁長官の御見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 先ほどからしばしばお答えを申し上げておりますように、通産省は産業の育成ということで大事な官庁でございまして、一番わかりやすいことを言えば、在庫が少しでもはけて、そして企業がまた生々はつらつと生産活動に励んでくださるということが我が国の税収につながっていくことでもある、こういうふうに考えておるわけでございまして、何とかして需要が創出されるようになります。もちろん短期的に

はそうでございますが、中長期的には生活大国といふものをつくり上げていく。そのためにはやはり足らざる社会資本、また新しい国民が求めているような社会資本を整備していくことが大事だという考え方から、私どもはこのようなことを希望しております。わけでございます。

問題は、その財源をどう賄うかということになってくるわけでございまして、この財源の問題、つまり四条国債の対象に何を含めるのかということは通産省としてこれを判断する立場にないわけでありまして、何回か私は委員会でうつかりちょっとそのようなことに少し触れて、あるところからもおしかりをいたいたたわけであります。が、これが大変大事なところだと私は思つております。

アメリカに総理がお見えになるまでにというところでございました。先ほどから申し上げておりますとすように、今予算審議をお願いをしておりますときだけに、追加的な予算を補正をするようなことは、これは今申し上げることではないということは十分承知をしております。しかし、景気対策を追加的にやつしていくとするならば、これは総理が日米首脳会議に臨まれる、あるいはまた七月のサミットというものを前提に考えていけば、日本のこれから目で見てわかりやすい景気対策を私は講ずるべきだろう、こう思つております。そういう面では和田委員もそういう観点からお話しになつたんだろうと思います。

景気対策全体につきましては、我が党の景気対策本部が今このことを一生懸命取りまとめてくださいとお見えのわけでございまして、それがどのようになっておるわけでございます。ただし、さはざりながら、新社会資本整備として挙げられている、あるいは挙げられるであろう程度これはお任せを申し上げておくことが私どしではとるべき態度ではないか、このように考えておるところでござります。

○國務大臣(船田元君) 私どもは以前からお答え申し上げておりますけれども、まずやはり昨年八月の総合経済対策、これをきちんと実体経済の中で消化をしていくということですね。そして同時に、平成五年度の予算につきましても景気に十分に配慮をしている、これを一日も早く成立させていただいて実体経済に影響を与える時間をできるだけ早くしたい、こういうことで取り組んでいくのが最大の課題であると思つております。しかし同時に、経済というのは生き物であって、ここしばらくやはり経済情勢の変化といううものに細心の注意を払つて、場合によつてはといふこともありますけれども、今後の動向といふものに機動的に対応していくという必要があろうかと思つております。

そういう中で、今もお話が出ましたけれども、

自民党の中で総合景気対策本部が設置され、そこを中心としまして新社会資本整備という考え方、こういったものが打ち出されておる。また、本当に新しい秩序がいつ来るかということをお隣に座つていらっしゃいます通産大臣からいろいろなお話を今日まで伺つてきたわけでござります。この新社会資本整備という考え方、これは非常に否定的だと、こういうお話をございましたが、はなからこれはいかぬということを言つておるわけでは決してございません。物の考え方としては非常にいいアイデアだらうな、このように感覚で決してございません。が、はなからこれはいかぬということを言つておるわけでございます。

ただ、さはざりながら、新社会資本整備として挙げられている、あるいは挙げられるであろう程度これはお任せを申し上げておくことが私どしではとるべき態度ではないか、このように考えておるところでござります。

○國務大臣(船田元君) 私どもは以前からお答え申し上げておりますけれども、まずやはり昨年八月の総合経済対策、これをきちんと実体経済の中で消化をしていくということですね。そして同時に、平成五年度の予算につきましても景気に十分に配慮をしている、これを一日も早く成立させていただいて実体経済に影響を与える時間をできるだけ早くしたい、こういうことで取り組んでいくのが最大の課題であると思つております。しかし同時に、経済というのは生き物であって、ここしばらくやはり経済情勢の変化といふものに細心の注意を払つて、場合によつてはといふものに機動的に対応していくという必要があろうかと思つております。

○委員長(斎藤文夫君) 森通産大臣が吉村委員の質問の途中、衆議院本会議出席のため退席をされましたが、御了承いただきたいと思います。

○吉村剛太郎君 委員長がおっしゃいましたように、森大臣が本会議ということで退席されるようございますので、先に大臣の方に御質問をさせたいただきたい、このように思つております。

いづれにしましても、今日世界の情勢は、御存じのようにソ連邦の崩壊、東西ドツツ統一等、冷戦構造が崩壊をいたしましてやつと平和かないうような思いもしておつたところでございますが、落ちついとまもなくまた各地で新しい紛争

が起きておるところでござります。また、ロシアが今日どうなるかわからないといふようなことで、本当に新しい秩序がいつ来るかということを切望しておるところでございますが、経済面も内政面も外ともに困難なときを迎えております。この時期に森大臣並びに経企庁長官が御就任をされまして、大いにその手腕を振るつていただきたい、このように思う次第でございます。

まずは、何といましても、今日の政治の最大の課題は景気対策でござります。もちろん、経済は人間の営みでござりますから、当然いいときもあれば悪いときもある、そのような循環的なものである、このように思つておるところでございまして、我々も何度もそういう経験をいたしました。また、その都度それを日本人の英知で克服もしてきたところでござりますが、今回のこの不況に関しては従来のものと随分違うなという感覚の発行対象として扱つていいものかどうか、あるいは公共投資ということが適切である项目というのが一体どういうものになるのか、まだはつきりしておりませんし、また我々としてはやはり内容として精査をしていかなければいけない。果たしてこういうことが公共事業として、あるいは公共投資ということを行なうことが適切であるのかどうか、あるいは具体的に言えば、建設国債の発行対象として扱つていいものかどうか、こないう点についてはなおその概念整理というものが私はきちんとされなければならないかのじやないかな、そんな観点から申し上げたわけであります。はなから否定をするわけではありませんけれども、なお今後の各方面での検討の推移を注意深く見守つていただきたい、こう思つております。

○委員長(斎藤文夫君) 森通産大臣が吉村委員の質問の途中、衆議院本会議出席のため退席をされました株価が暴騰し暴落をしたというところでございまして、株価が暴騰し暴落をしたというところでございまして、金融機関がまたそのような不動産を多く抱えておりまして、今までかつてないような経験をまた金融機関もしておる、このように思つておられます。経済のかなめでござります金融機関がそういう状況にあるということがまた实体经济に抱えておりまして、今までかつてないような経験をまた金融機関もしておる、このように思つておられます。

資産の暴騰、暴落でございまして、数字的に見ますけれども、例ええばこの好況といいますか、先ほどからバブル経済という言葉で皆様方おっしゃつておられたわち、先ほどから言われておりますように、ソ連邦の崩壊、東西ドツツ統一等、冷戦構造が崩壊をいたしましてやつと平和かないうような思いもしておつたところでございますが、落ちついとまもなくまた各地で新しい紛争

例えば一九八六年が一万三千円だったのが一九八九年には三万九千円、三倍に膨れ上がつておるところでござります。バブルかバブルでないかといふのはまたそれぞの見方もあるうか、このように思つておりますが、何といましても、実体経済から離れたそういう土地の資産額また株式資産額といいますもの、統計表をここで詳しく述べるいとまございませんが、数字を見ましても国内総生産額を上回る価格を示しております、その分が私はバブルの部分ではないかな、このように思つております。

ちょっと妙な例になりますが、そういう資産の暴騰の時期、実は私は友人から一萬円のラーメンをもらいまして、一万円のラーメンというのはどんなものかと想像つかないかもわかりませんが、これは贈り物でございまして、大変な立派な箱に入つております、中を開けますとやたら金日のものが具に入つております。フカのひれとかなんとか、最後は金粉がかかつておりまして、食つてみますととても食えたものではないわけでござります。本来ラーメンというものは五百円ぐらいで一百円か二百円の利益を上げるものでございますが、その時期はまさにラーメンまでがそういう状況になつてゐる。

また、私の地元福岡でございますが、大川市といふのがございまして、ここは家具の町でござります。今の不況の中でも大変今苦しんでおるところでございますが、先般も大川市へ行きましたら、立派な家具が、これは立派といいますよりは大きな木の根を切り抜いたような家具でござります。世に高級家具というのをございますが、これはもう高級家具を超越したような、果たしてこんなものを家の中に置けるかどうかというような家具、その当時一千五百万から二千万したと、それが飛ぶように売れたというようなことでございます。

それが一挙にはじけまして、今日の不況になつておるところでございます。

振り返つて今だからこそ言えるんだろうと思ひますが、政策としましても若干時期を失した面があります。例えはバブルが明らかになつたころの一九八八年の秋あたりにちよつと引き締め策をやり、またこの不況になつた一九九一年の春あたりに若干緩めるというような手も打つべきではなかつたかな、それが少しずつ後にずれたんではないかな、このように思う次第でございます。

でも大変私は心からお祝いを申し上げたい、こう思つておる次第でござります。

最終需要の大体四分の三を実は占めておりますのが個人消費と設備投資でございまして、これが非常に低迷を続けていたりうのが厳しい状況にあるということでございます。

もう一つ、今金の一万円のラーメンのお話も出ましたけれども、いわゆるバブルというものによつて何でもいいから付加価値をつけて、それでも金もうけをしようということであった、これはもうだれが悪い、かれが悪いじゃなくて、利益を得ようとしているに付ける次第が一つの悪い形になつた

によって、先ほどからお話を出ておりますように、金融システムとか実体経済にいろんな意味での懸念が強くなってきた、そのことが企業の不安感を醸成している、これは見逃せない一つのまたポイントだろう、こう思っております。

そういう意味で、先ほどから各委員の皆様にも申し上げておりますように、まずは十二月のこの補正予算、いろんな角度から点検をいたしまして、大体まだ五〇%ぐらいの執行だらうと思いますから、これを完全実施をし、そして今御審議をいたしておりますこの予算を早く上げていただきたい、執行させていく、そして切れ目のない公共事業で

いう感じを私は受けております。その面につきましては、通産大臣はどういう見方をされておるか、そしてまたこの不況に対しましてどう対応をされるおつもりか。若干重複する面もあるうかと思ひますが、御高説を賜りたい、このように思ひます。

○国務大臣（森喜朗君） 今委員長からお話をくださいましたように衆議院の本会議がございまして、吉村さんは私の学生時代から後輩でありますし、一年だけ私が上ですが、昔からのスポーツ仲間でもありますし、最初の吉村さんの御質問に少し時間をかけてかみ合うような意見交換をしてまいりました。大変恐縮でございます。またこれからいろいろと御指導いただくことが多いと思いますが、まずはこうして何回も選挙を戦われて、この参議院の場で御質問をされること、友人とし

ですから、じや売れないのかとそういうのではないんです。非常にお客様さんが利口になつた、消費者は非常に利口になつて、一般的の百貨店で見てちゃんと仕組みやお金も全部調べて、それでそちらと同じものを秋葉原へ買いにいくというぐらいに、消費者が非常にそういう意味でお金を使つて有利になつてある面がある。これは私は、逆に言えば今までのその金粉をまいだ一万元のラーメンの逆作用だろう、こう思つております。そわら私は、やっぱり喜ぶべき現象だらうと思うんであります。消費者に知恵があるということだと思いますから、デパートなどもその実態をやはり考えて経営をしていく大事な反省から出てきた一つの私は、商慣習ではないかな、こんなふうに思つております。

ろでありまして、いわゆる貿易の黒字のアンバラанс、これを解消するのも内需主導型の経済を確立をしていくということが大事だと考えております。しかし、これからもそのためにも我々は全力を尽くしてまいりますけれども、今お話をございまして、バブルの再燃ということを招かないよう、これはやっぱり細心の注意を払つていかなければならぬ、こう思っております。大変恐縮でございますが、衆議院の方に参らしていただきます。

○吉村剛太郎君 通産大臣、今衆議院の方にお行きになりましたして、経企庁長官にちょっとと重複するんですけれども、先ほどから平成五年度の経済成長率三・三%、平成四年度は一・六%程度になろうとしているようなこと、所信の表明の中におつしやつておつたわけでございますが、あれからもう一日か

ちょっと妙な例になりますが、そういう資産の暴騰の時期、実は私は友人から一円のラーメンをもらいまして、一万円のラーメンというのはどんなものかと想像つかないかもわかりませんが、これは贈り物でございまして、大変な立派な箱に入つておりまして、中を開けますとやたら金目のものが具に入つております。フカのひれとかなんとか、最後は金粉がかかつておりまして、食つてみますとともに食べたものではないわけでござります。本来ラーメンというのは五百円ぐらいで百

しかし現実としてこのよくなハブル経済が出来ない、バブルがはじけて不況という中でこれからどういう経済対策、政策をしていかなければならないかという時期に来ておる、そういう時期に今までに森大臣並びに経企庁長官座つていらっしゃるわけですがございります。これから対策については、もう今まで述べられておられると思いますが、まずは一九八〇年代の後半から一九九一年にかけての平成景気といいますか、五十カ月ほど続きました経済といいますもの、好況といいますもの、

よ」といふことは決してある筈が、この現象で
わざわざだらうと思ひます。

最近私はよく、時間があればできるだけ、よつ
と、すぐ近いものですから銀座の三越へ行きま
たり高島屋をのぞいてみると、その日その日によつて全く人がおられなかつたりして
本当に買ひ物をだれもしないのがな、こう思つて
おりますと、例えは新宿などによくありますね、
ヨドバシカメラだとかキムラヤだとか、池袋に
ピックカメラなんというのもあります。あるいは
火を燃こなす(一月十一日)、元旦上げなしでト

まず下支えをしていく。そこからもし必要になつてまいりましたら、先ほど和田委員からも具体的ないいろいろなお話をございましたように、やはり時代時代の要請に合つた生活大国というものをつくり上げていくための、そういう社会資本といふものを作らんに整備をしていく景気対策というものが大事なんではないだろうか、そんなふうに考へております。

いずれにいたしましても、内需主導の経済成長が基本であるということ、これは一番大事なこと

は私は、やっぱり喜ぶべき現象だろうと思うんですね。す。消費者に知恵があるということだと思いますから、デパートなどもその実態をやはり考えて経営をしていく大事な反省から出てきた一つの私は商慣習ではないかな、こんなふうに思つております。

そういう意味で、ただバブルが崩壊をしたことで

○吉村剛太郎君 通産大臣、今衆議院の方にお行きになりまして、経企庁長官にちょっと重複するんですが、先ほどから平成五年度の経済成長率三・三%、平成四年度は一・六%程度になろうとやつていうようなこと、所信の表明の中におつしやつておつたわけでございますが、あれからもう一日か

以上たちますかね。あの当時の円が今とどの程度違つてゐるか、百二十数円、今随分円高になつてゐる、このように思つておりますし、日銀の短観を見ましても消費が非常におくれておる、また在庫調整がさらに先延ばしにおくれておるというようなことでございました。

前半において触れられました。確かに一時期に比べて五%程度円高に今振れているという状況でございますが、果たしてこの傾向が一時的なものであるのか、あるいはこれは恒常的なものになるか、あるいはもっと円高が進んでいくのか、その点についてはまだこの状況を為替市場を注意していくいかないと全体の傾向あるいは円高の幅、いういったものもわかりませんので、これが経済の実体に与える影響はいかん、こう言われましてもなかなか定量的にそれをあらわすといふことが非常に難しい段階ではございます。

つては二つや三つ買つておつた。使わなければその分捨てておつたのが、奥様方が食べる分だけ買う。極端に言いますと、半分食べる分だけ買っていうように、消費者が非常に賢くなつた。そういうところから消費全体がむだがない買い方をするようになつたんではないかな、このように思つております。

もちろんのそういう要素、経済成長率のいろいろな数字、指數をインプットされるんであろうと思ひますし、先ほどおっしゃいました数字をインプットして、まあまあいいんじやないかというようなお話もありましたが、さっきは消費は期待値でございましたかね。期待値を入れる。私は、その期待値の置き方によつてもこれ随分違うんじやないかなと想ひます。

そういうことから、長官もおっしゃいました
三・三%の伸びといいますものが果たして大丈夫
だらうか、このように思つておりますし、もつと
もこれ相対的なものですから、平成四年が一・六
以下であればこれは三・三は軽くいくのが当然で
ござりますが、その辺もう一度確たるお答えがい
ただければと、このように思いますが、よろしく
お願ひします。

○国務大臣(船田元君) 吉村委員にお答えをいた
します。

細かい数字上のことは政府委員から後ほど補足があるかもしれませんけれども、私から大体の傾向だけをお話しておきますと、先ほど円高の話を

前半において触れられました。確かに一時期に比べて五%程度円高に今振れているという状況でございますが、果たしてこの傾向が一時的なものでありますか、あるいはこれは恒常的なものになるのか、あるいはもうっと円高が進んでいくのか、その点についてはまだこの状況を為替市場を注意して見ていかないと全体の傾向あるいは円高の幅、こういういたるものもわかりませんので、これが経済の実体に与える影響はいかん、こう言われましてもなかなか定量的にそれをあらわすということが非常に難しい段階ではございます。

ただ、一般的に言えることは、その円高といふことが景気に対してもプラスの面もあればまたマイナスの面もある、私は両方あると思っております。プラスの面としては、これは輸入品が当然これ安くなりますからコストダウンが図れる。いわゆる交易条件というものが改善をする、こういうこともあります。しかし、マイナス面としては、これはやはり輸出が減って輸入があふれる。そういうことになりますと、全体として経済成長をやや引っ張るというそういう傾向があるというわけであります。

時間的な長さを考えみると、一般的にはやはり景気に対するマイナスの効果の方が先にあらわれる、輸入品が安くなつてコストダウンを図ると、いうのは、むしろもうちょっと時間がはずれておくれて出てくるということとござりますので、やはり急激な円高に振れるということは経済全体の活動、景気の動向というものには私は概してマイナスの影響の方が大きいんじゃないかな、こう考えておりまして、急激な円高というものはこれは好ましくないということを前々から申し上げておりますし、また円高に対する対策ということも、これは通産大臣もお触れになつておりますけれども、お話をござりますけれども、確かに今年度一・

六%の実績見込みということで昨年十一月に示された、これもまだ変わり得る、後ほどまた修正をする可能性もありますけれども、大体の傾向はあらわしていると思います。そういたしますと、平成四年度全体で一・六を達成する、これはかなり努力をしないと、一二三月の状況もこれから数字が入ってくるわけですので、その辺、少し見させたいただきたいというふうに思っています。

また、三・三の来年度の見通しにつきましては、これは先ほどから申し上げておりますように、昨年の八月に決めました総合経済対策、そして現在の審議をしていただいております平成五年度の予算、これもかなり景気に配慮した予算の内容になつておりますので、このいすれの対策においても一日も早い経済の実体への効果をあらわすように、こういうことで今政府を挙げて必死に頑張っている最中でございます。

特に、平成五年度、いわゆる政府投資の部分は、これは平成四年度の補正予算も含めたものに比べまして九・五%，この政府投資額というのは伸びる予想になつておるわけでございますし、そういうものに引つ張られるという形で住宅建設も堅調に推移をしていくであろう。そして、そのことが最終的な個人消費やあるいは設備投資といふものにかなり影響を与えることは間違いないことでございまして、平成五年度の三・三といふことも、我々の政策努力の結果として達成するということは何とかいけるんじやないか、こういうことで今頑張っている最中でございます。

○吉村剛太郎君 心強い御答弁で安心をいたしましたが、御健闘をお祈りしたいと思っておりま

ですが、日本の円も幾度となく試練を経てきたわけ
でございまして、一九七一年のニクソン・ショック、それから八五年のプラザ合意、そして今回の
最高値を記録しました円高、そういうところでは
ないかと思いますが、その都度日本人の努力によ
りまして円高を克服もしてきたところでございま
す。ただ、百四十円台、百三十九円台、百二十円
台そして百十円台、そしてこれだけの巨大な黒
字、円が安くなる要素というのはほとんどないん
ではないかな、こんな感じを私は持っております
て、これはじりじりとさらに円高方向に進んで
いつて、これは私だから言えることだらうと思いま
すが、最終的には百十円を割って限りなく百円
に近づいてくるんではないかな、こういう感じさ
え私は個人的には持つておるところでございま
す。

そういう中で、円高になれば当然メリットもデ
メリットもあるわけでございますが、輸出企業あ
たりは大変なデメリットをこうむるわけでござい
ます。そういう中で、先ほどちょっと答弁の中に
ありました、輸出の円建てが四〇%ということ
で、私は意外に多いなという感じがしまして安心
もした次第でござります。終戦直後あたりは恐ら
くほとんどゼロで輸出しておったんではないか
な、このように思います。輸入の方は、国際的に
原油取引がドルですから、なかなか円建てで上が
らないということであらうと思っております。
ただ、諸外国を見てみますとアメリカは別とし
まして、マルクも恐らく八〇%を超す数字、それ
からボンドも五〇%以上ではないかなと。これだ
けの経済大国が余りにも自國通貨に誇りがなさ過
ぎるのではないかなと。特に、日本の輸出商品と
いいままでのことはかなり競争力も強いし、これは円で
やるかドルでやるかというのは相手があることで
すからなかなか勝手にはいかないと思いますが、
まだまだ円建てに持つていけるんではないかな、
このように私は思つております。そうすればリス
クのヘッジにもなるわけでございまして、基本的

いいことではないかな、私はこのように思つております。

そうすれば円高円安に一喜一憂する必要はないわけでございまして、ただ国際通貨といいますのは経済力、政治力、いろいろなものがあるからそういう勝手にいかないと思いますが、何といいましても今の四〇%というのちはちょっと低いんではないかな、もう少し高める政策といいますか氣概といいますか、もちろん相手があることですが、こういう指導も必要ではないかな、このように思うわけでございますが、その辺についてのちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(渡辺修君) 輸出入の決済通貨の円建でウエートに関する御質問でございます。

おっしゃいますように、数字は先ほど申し上げましたように輸出で約四〇%それから輸入で一七%というふうな数字になつております。これは今御指摘ありましたように、アメリカの場合は何といつても基軸通貨でございまして、輸出の九六%、輸入の八五%というのがドル建てでござります。それから、西ドイツとかイギリスにおきましても比率はアメリカよりも少のうございまして、例えば西ドイツは輸出の八割、輸入の五割というのが大体マルク建てということになつております。ただ、西ドイツとかイギリスというのは、御承知のように輸出入の相当のウエートがECの中を行われておりますですから、その関係で日本の数字と単純に比較はできない、こういう要素があるかと思います。

それから、おっしゃいますように急速に円建ての比率があえておりますことは間違いございません。その主な要因は、特に東南アジアの輸出入につきます円建でというのが最近ウエートを増してきております。特に、東南アジアにつきましては世界の成長センターという感じでございまして、これからも経済力は発展すると思います。日本からの投資もあえておりまして、そこで我が国の投資をもとに工業化が行われて、資本財とかあるいは耐久消費財というのが今相当な勢いで日本に

入つてきております。こういうのはほとんど円建てになつております。そういうことを考えます

と、これから輸出輸入、ともに我が国の円建での比率というのはこれから着実にふえていくだろうと思ひます。そういうふうに我々予測いたしておきました、それは先ほど申し上げましたように、物価の安定あるいは為替リスクの回避といふことで非常に好ましいことと思つております。

ただ、政策的にこれを何か円滑にすべきではないかというのは、それはおっしゃるとおりなんでおございますが、あくまでこれビジネスでございまして、我々がやることはこういう数字を発表いたしまして、着実にふえてくるという数字をこの間も銀行とか商社の方にこれを御説明いたしましたときに、それをもとに我が社においても社内で大いにその方向で議論してみよう、こういうことでございまして、そういう環境を整えていく、それでエンカレッジする、こういうことで着実にふやしていくよう努力していくかと思います。

○吉村剛太郎君 もうあと時間がないようですので、ちょっとと中小企業の問題です。今最も不況の中、例えは西ドイツは中小企業でござりますが、それが受けておりますのが中小企業でござります。それでエンカレッジする、こういうことで中小企业は何といいましても日本の経済を下支えしておるわけございまして、その中小企業が非常に体質が弱くなつておる、また気分的に沈んでおるというようなことでございまして、そういう波を受けておりますのが中小企業でござります。中で今般の信用保険法の改正、これは私も大歓迎でございますが、ただ一般的に金融機関が非常に皆さんの御要望に極力おこたえすべく運用面で大変彈力化をさせていただいておりまして、現に貸し出し規模も非常に増加をいたしております。この中でも、先ほど申し上げました運転資金の比率が六割、七割を占めているところでござります。

最後に、先ほど先生御指摘ございました信用保険法の改正、信用保証協会が保証いたします場合の一企業当たりの限度の引き上げを五年ぶりにおいてございますが、ただ一般的に金融機関が非常に中小企業に厳しくなつておるんではないかなどと、特に、地銀あたりが短ブランの対象を絞り込んでございますが、ただ一般的に金融機関が非常に厳しいしているわけでございまして、この法案を御提出さしていただいております。通常、信用保証協会が保証いたしますのは民間の金融機関からお借りになる場合に保証させていただいているわけでございまして、こういう保証協会の保証の制度が拡充されるということが、また制度的な意味で民間の金融機関から中小企業の方がお金を借りられる場合に一つの新しい可能性をもたらすといつた意味も金融機関から借り入れをしやすくなるという環境整備には非常に役立つんではないか

と考えております。今法案の審議をお願いいたしておるところでございますので、ぜひよろしく思つております。特に、生産高の減少あるいは借金の返済あるいは採算の悪化というようなことか

ら資金繰りが苦しくなつております。特に運転資金の面での資金需要が強いかと思つております。この点につきまして、資金調達の方法として、民間の金融機関から借りる方法、それから政府系の金融機関から借りる方法と、いろいろございまして、金の面での資金需要が強いかと思つております。

いろいろ各機関に連絡をしていただいております。それから、もちろん政府系金融機関につきましては、金利も含めて中小企業に特段の配慮をするようにといふことで通達を出していただいております。それから、もちろん政府系金融機関につきましては、金利も含めて中小企業に特段の配慮をするようにといふことで通達を出していただいております。

○市川正一君 大臣、お待ちしております。通産大臣とは初めての機会でございますので、この際大臣の基本的な政治姿勢についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長(斎藤文夫君) それでは速記を起こしてください。

○吉村剛太郎君 もう時間が来ましたから、あとありますけれども、これでやめます。

○委員長(斎藤文夫君) それでは、速記をとめてください。

○市川正一君 [午後四時二十分速記中止] 〔午後四時四十二分速記開始〕

と考へております。今法規の審議をお願いいたしておるところでございますので、ぜひよろしく御支援をお願いできればと思う次第でございま

す。

○國務大臣(森喜朗君) 私、今まで何月何日ど

うかというのをちょっとと確かに承知をしておりましたが、北陸佐川急便から法律に基づいて政治資金の取材に対して献金を受けたことを認められました。月、当時自民党政調会長であった大臣は、新聞社の取材に対して献金を受けたことを認められましたが、国会の場でもこの際その事実関係を明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 私、今まで何月何日ど

うかというのをちょっとと確かに承知をしておりましたが、北陸佐川急便から法律に基づいて政治資金の提供を受けおりました。それは恐らく一年

金の提供を受けおりました。それで、政治資金規正法に基づいて報告をきちっといたしております。

○市川正一君 ここに、昨年四月十六日付の毎日新聞がございます。この報道によりますと、大臣御本人の名で百五十万円、あなたの政治団体であ

金融研究会にそれぞれ五十万から百万円献金されております。いわゆる佐川マネーの性格、その目的は今日明白になつてしまひました。通産大臣といふ財界や企業とは極めて密接なかかわり合いを持つ職責につかれただけに、この献金についてどのように反省されているのか、その認識を承りたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) 今、市川委員からどのような反省をというふうなお問い合わせございました。こちらからお尋ねするわけにいきませんので、それは恐らく北陸佐川の献金を受けたことに對してどのような反省があるかということだろうと思います。

佐川さん、今どういう立場におられるのか。創始者の佐川清さん、金沢の方に拠点をおつくりになつたということをございました。その後に披露パーティーカなんかございまして、そこで私の極めて親しい方から御紹介がございまして、そのだけではなくて、多くの国会議員、政界関係者がおられました。

私は、企業の今日のような状況は全く閑知いたしておりませんが、新潟県出身でたたき上げて会社をつくられた方だということでしたから大変立派な企業家だ、そういうふうに感じて、そういう見方を私は私なりに佐川さんに対してもおりましたし、またその当時の宅急便という新しい分野が非常に注目もされておりましたし、なるほどそういう運送もあるのだなということで大変ある意味ではそういう面では関心を持っておりました。

その後、今日いろいろなことが話題になる、そういう企業であるということはその当時全く承知をしていかなかつたわけございまして、そのとき申し出によつて政治献金をちょうだいでできるといふことでございましたので、法的な資金をきちっと届け出をしてちょうどだいしていただけます。ただ、その後、こうした形で社会的に大きな問題を投げかけているということを考えてみま

すと、改めて企業献金に対しても十分に慎重でなければいけないなという感じを私は今反省を持ちながら、そういう感想を持つてゐるわけございります。

ただ、一般論としまして政治献金云々というと、企業と政治云々とおっしゃつたのかどうか定かに今わかりませんので、時間もありませんから、とりあえず北陸佐川の献金を受けたことについてということで私の基本的な考え方を申し上げさせていただきました。

○市川正一君 佐川マネーの性格というものが非常にはつきりしてきた段階で、これについてのいわば政治献金を受け取られたことをお聞きしたわけで、きょうはそこまでにしておきます。

次に、大臣に対する皇民党のいわゆる褒め殺し問題についてであります。

大臣と大変親しい間柄にある元側近の方が、あすが、彼に会つて中止を要請し、街頭宣伝は中止になつた、その経過と結果は大臣にも報告していました。

私は、企業の今日の状況は全く閑知いたしましたが、銀座千疋屋のメロンを手土産に持つていつた等々生々しい状況まで語つておりますが、そういう事実がございましたんでしようか。

○國務大臣(森喜朗君) 実は私は、その当時は皇

民党というふうに名のつていなかつたと思っておりましたが、大変自分のことながら不謹慎で日を覚えていらないんですけども、もう十数年前の話親子に対するやはり何か含みがあるのかなということがございましたが、そのうちに実は終わつてしまひました、ある期間を経て。

私は東京におりますので直接の被害を受けないんですけども、私の事務所だと私の自宅だとかその周囲でもう毎日のように街宣活動をやる。それがだんだん数がふえてくる。それだけじゃなくて、そのうち金沢の石川県庁の前でやる。ある県でいわゆる宣伝で褒めるという、そういう行為があつたんです。

私は東京におりますので直接の被害を受けないんですけども、私の事務所だと私の自宅だと申します私の親しい友人でありますから名前を申し上げるのは勧弁させてもらいたいんですけど、その友人がおかしいなど、そんなばかなこと、おまえみたいな多少は青嵐会にまでいた者が何でこんな連中にやられなきやいけないんだと、義憤に駆られるからおれは行つてくると言つて彼は高松へ

レートしておりました。当然、警察の方にも何とかしきるということでお願いをしたんですが、取り組まる方法がない。警察もテープでとつたりしておりましたけれども、褒めているのですから人権侵害にもならないし、あの時点の法律ではどうにもなりませんということございました。

私はどちらかと云うと、昔青嵐会に属しておりますが、右翼から何で私がやられるのかなというがいろいろ調べていきますと、行動右翼というような呼び方を専門家はしておりますが、暴力団が形を変えて政治結社の届け出をしてそうした行為をしておるということでございました。私も、当時は本当にいろんな人から電話がかかつたりして、おまえもついに焼きが回つたな、右翼に金やつてやらせているのかだとかいろいろなことを言わされました。

しかし、私は知らなかつたんですが、私の父が当時石川県の私の郷里の町長をやつておりますので、おやじが出した回顧録みたいなものが後で出たんです。三年前におやじは死にましたが、そのときの回顧録を読んでみましたら、その当時のおやじの役場にまで来ておりまして、当時この会長をしておりましたのですから、そんな嫌がらせもどうもあつたよございました。森親子に対するやはり何か含みがあるのかなということがございましたが、そのうちに実は終わつてしまひました、ある期間を経て。

二月二十三日という日は、くしくも私ども参議院商工委員会の一行が神奈川県下の視察に入つた日でござりますが、まさにその日に日産自動車座間工場の開鎖を含む大合理化計画が発表されました。それから一ヶ月たちまして、このほど我が党国会議員団が現地調査に入つたのであります。

この日産の合理化計画というのには九三年度には黒字にする、九五年度には一千億円以上の営業利益

を確保するという、まことにいわば強気のものであります。実際に、今回の計画はゼロ成長でも利益を上げる体制を目指しております。さらに辻日産社長は、シェア三〇%を実現する、こうも述べております。まさに不況を最大限に活用して、私に言わせれば逆手にとって攻めのリストラを実行しようとするところにその本質がある、私はそう思います。

一時的な赤字を理由に工場を閉鎖し、これまで同社を支えてきた労働者や下請関連企業、周辺の小売業、地元住民、さらには座間市を初め関係自治体など、弊履のことく投げ捨ててしまう、犠牲にしてはばかりない、こういうやり方について、通産大臣は企業の社会的責任という立場からどのように認識されているのか、所信をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（森喜朗君） 自由主義、資本主義社会の中では、企業はやはり株主から資金をお預かりして、そして多くの従業員を抱えて利益を少しでも得るように努力をしておられるわけであります。そういう意味では、また大変大きな社会的な責任があるということは私も承知をいたしておりま

す。しかし、一方におきましては、やはり企業が絶え間なくいろんな形で構造改革の努力もしていかなければならぬ。また、世の中の変遷あるいはいろんな客觀情勢の変化もあるでしょう。そういうことに対しても対応していかなければなりません。また、世の中の変遷あるいはいうことは言うまでもないことがあります。そのことがやっぱり経営責任につながっていくこと

だと考えております。しかし、これは一般論で私は今申し上げたわけであります。

工場閉鎖を含むこれだけの大合理化計画について、日産からは座間市にも神奈川県にも事前の相談も予告もないんです。そして、マスコミに発表した後初めて通告されたというのが事実です。

座間市の星野市長に我が党調査団は会いました。市長は、これだけの重大問題を抜き打ちに発表したことは許せないと言つて憤慨されておりま

す。当然やと思います。しかも、計画の内容については今なお全く知られていない。そのため

に、三月十五日、ここに文書を持ってまいりまし

とを発表した件につきましては、こうした構造改善努力の一環として会社としてそういう判断をしたものであるというふうに私どもは考えております。

なお、座間工場の工作機械製造部門あるいは生産技術センター等は、今後とも事業を継続さるに拡大する予定というふうに伺っております。全体では四千人おられましたところ、千五百人がこの

州工場の方に集約をしていく、こういう計画だと

いうようになります。

○市川正一君 大臣、知つてはることを皆全部言

つてしまひはつたら後の議論がみ合いにならしません。そうでしょう。僕が聞いたのは、この企業の社会的責任というものがあるのと違うんかと。

○政府委員（坂本吉弘君） ただいま御指摘の日産自動車の今回の計画の発表に關しましては、日産

自動車が株式の公開企業であるというところか

ら、インサイダー取引の防止を図る、こういうこ

とで事前に関係方面の連絡を行わずに発表を行つたものというふうに聞いております。ただ、その

計画が下請企業あるいは関係の市町村、そういうところに与える影響の大きさは、ただいま市川委員御指摘のとおりでございまして、二月二十三日、直ちに座間市、また神奈川県等関連自治体に

対しまして、本件発表の内容、背景を可能な限り詳細に行つたといふように聞いておるところでございます。

○市川正一君 大臣、具体的にさらに伺います。

現在、御指摘の人員の配置転換あるいは人員の削減の問題でございますけれども、基本的には自

然減を前提として採用人数を減らす、そして退社する人の後を合理化によって乗り切っていく、こ

ういうことを前提にしているものと考えております。当然のことながら、こういった大企業の、ま

た多くの雇用を有している企業でございますが

ら、そういう面に対する影響といふものは当然

あります。ですから、日産はそういうところに対策

を立てるんじやなしに、二次、三次については関知しないという態度をとっています。

○市川正一君 具体的にさらに伺います。

現在地では工場閉鎖に向けての在庫調整のために

部品や資材によっては発注ゼロになつております。既に、下請中小企業への影響は広がつてゐる

んです。特に、二次、三次以降の下請は深刻であります。

○市川正一君 二年じゃなしに、今もうけつに火がついるんです。日産は、九三年の三月末に五万三千人いる人員を九六年三月末には四万八千人、すなわち五千人削減する、こう発表している

たが、星野市長が辻社長あてに「事業改革計画に伴う情報提供について」という文書を提出しています。そして、「市民の衝撃は愈えることなく、また市内商工業者は影響を危惧し、深刻さが募るばかり」であるということで情報提供を要請してお聞きましたが、市当局のこういう要請をも無視する

ます。私は企業の社会的責任ということについてお聞きましたが、市当局のこういう要請をも無視する

日産の姿勢を通産省は是として容認されるんですか、どうですか。

私は企業の社会的責任ということについてお聞きましたが、市当局のこういう要請をも無視する

日産の姿勢を通産省は是として容認されるんですか、どうですか。

○政府委員（坂本吉弘君） 日産自動車が現在の低迷状況をいろいろな合理化計画を立てながら克服

われても、それはやむを得ぬと考えていらっしゃるのか、その点をひとつお聞きしたい。

○政府委員（坂本吉弘君） 日産自動車が現在の低迷状況をいろいろな合理化計画を立てながら克服

われても、それはやむを得ぬと考えていらっしゃるのか、その点をひとつお聞きしたい。

○市川正一君 二年じゃなしに、今もうけつに火がついるんです。日産は、九三年の三月末に五

万三千人いる人員を九六年三月末には四万八千人、すなわち五千人削減する、こう発表している

税収は、日産の法人市民税が九一年は三億五千萬、法人市民税全体の二割です。さらに、固定資

産税は七億八千万円、それに日産及び関連企業の労働者の住民税などを加えれば、地域経済に及ぼす影響はまさに戦略的、深刻です。通産省は、こういう影響について実情を把握しているんですか。

○政府委員(坂本吉弘君) 日産自動車の座間工場が多くの一次下請企業、いわゆる部品のサプライヤーなどを頂点とする二次、三次の下請企業の構造の上に成り立っているということは、先生御指摘のとおりでございます。

私も手元で把握しております数字でございます。すけれども、一次取引企業は約四百六十社、またその一次企業と取引をいたしております二次取引先が約千百社強、こういった状況にございます。それぞれの企業が日産の座間工場にその事業をどの程度依存しているかという点につきましては、いろいろなばつがござります。詳しいことを申し上げるのは差し控えたいと存じますが、大部分につきましては、例えば部品サプライヤーにつきましては日産の座間工場のみならず他の工場に依存、あるいは他の会社へ供給をしているというような状況もございます。しかし、いずれにせよ座間工場が二年間の間に生産を縮小していくという中では、これらの一次、二次の下請企業あるいはそれ以降の下請企業に対してかなりの影響が出るものというふうに認識をいたしておりますところでございます。

ただいま先生おっしゃいました二次、三次は開

知せると日産自動車が言つているという点は、私は存じておりませんけれども、恐らくはそういうことではなくて、一次サプライヤーまたはその一次が二次、三次をどうするか、こういったことにについて今後日産自動車として話し合いを行っていくものと理解をいたしております。

また、市財政の問題につきましては、私の手元

にある座間市の税収入に関しましては、ただいま

先生御指摘の数字とほぼ変わらないところでござ

いますけれども、現在九一年度の座間市の税収が

百六十七億円ほどあると伺つております。先ほどおっしゃいました二割ではなくて約一割のウエートだというふうに理解をいたしております。

こういった市民税あるいは法人市民税、固定資

産税その他の税がこの生産の中止あるいはその移

転ということによってどの程度影響を受けるかと

いうことにつきましては、今後この座間に工場が一部残るわけでございます。また固定資産がどういうふうにこれから利用されるか、また日産の座

間に勤務しておられる方のうち座間市在住の方は

手元では五百人程度ということがございます。

けれども、そういうたぐいの動き、あるいは設備

の処分の方法その他によってどの程度座間市の財

政に影響が出るかというのを今後フォローしてま

りたいというふうに考えております。

○委員長(斎藤文夫君) 時間が来ましたので、簡潔にお願いします。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後に大臣にお伺いいたします。

今度の問題について、通産省が指導的役割を果たしてきたことは、これはもう周知のことであ

ります。そういう上に立って、森大臣は衆議院で

の議論の中でも前川レポートに沿って海外直接投

資を促進するための施策を推進してきた、こう不

破委員長の質問にお答えになりました。その結

果、今日海外生産の占める比率は、九一年度乗用

車では二〇%、カラーテレビで六三%等々、従業

員の数では自動車三社で四二%は海外従業員で

成っています。

○委員長(斎藤文夫君) 簡潔に願います。

○市川正一君 はい。

日産については一方では工場閉鎖を強行してお

きながら、海外生産は九四年度七割増を見込んで

おります。加えて、スペインで生産した四輪駆動

車を九四年から年間一万台日本へ逆輸入する計画

まで進めている。

先ほど来大臣は内需主導型の経済ということを繰り返し言つておられる。とすれば、今不況のこ

の国内の生産と雇用を圧迫し、労働者や中小企業

を圧迫するようなこういう海外生産、移転、言ました。

このように、必ずしも海外に企業が出るとい

いからこそ空洞化政策に対して企業は自主規制

し、政府としても凍結すべきときではないかと考

えます。が、大臣の所見を承つて質問を終わりま

す。

いろいろ雇用の面、経済の発展のための一翼を担

うといふふうな面もあるかといふうに思ひます

ので、どうぞそのよう御理解もぜひお願いを申

し上げたいと存じます。

○委員長(斎藤文夫君) 簡潔に御答弁願います。

○国務大臣(森喜朗君) 通産省がこのことにかかわつていたのではないかということを言われます

と、それについては一応お答えを申し上げておかなければなりませんが、日産自動車が座間工場で

の車両生産を中止し、九州工場へ移転するという

ことにしたのは、やはりこれは日産自動車独自の

経営判断によるものであるということを申し上げておきたいと思います。

衆議院の予算委員会で不破委員長からそういう御質問がございましたが、前川レポートによつてそうするということを申し上げたかどうか、今私は詳細に記憶しておりませんけれども、私は今までしつかり記憶しておることは、海外に工場をつくることは何も海外に企業をどんどん進出させておきたいと思います。

御質問がございましたが、前川レポートによつて

そうするということを申し上げたかどうか、今私は詳細に記憶しておりませんけれども、私は今までしつかり記憶しておることは、海外に工場をつくることは何も海外に企業をどんどん進出させておきたいと思います。

御質問がございましたが、前川レポートによつて

そうするということを申し上げたかどうか、今私は

詳細に記憶しておきたいと思います。

○古川太三郎君 まず、公取委員長にお聞きいたいと思います。

○市川正一君 先ほどからの質問で山梨建設業協会のお話も聞いておきたいと思います。

○委員長(斎藤文夫君) お話を聞きました。そういうことで独禁法に違反しないか

です。大学の講座ではございませんから、そういう法律の解釈をしても意味がないことなんで、新聞

に出でておりますような情報交換をすればコーヒ

ー代をどうしても出さなければなりません。ここ

札そして落札すれば今度はまんじゅうを持ってい

かなければならぬ。そういう構造について独禁法

の違反になる事実があるんではないか、そういう

ことはござるじゃないか、だから公取委員会とし

てはもうその捜査を本当にやる気があるというよ

りも、その段階を越えてやつているのかどうかを

聞いておきたいんですけども、いかがですか。

○政府委員(小鶴正巳君) ただいまの山梨の問題

についてのお尋ねでござりますけれども、ます私

ども一般論として申し上げさせていただきます

が、当然のことでござりますけれども、独禁法に

も行つてまいりましたし、今後とも当然そのよ

うな対応をいたします。

ただ、お尋ねの本件につきましては、これまで

報道されておりますような情報等によりまして

も、私どもとして独禁法違反の疑いありとして調

査を開始するに足るだけの具体的な端緒となるよ

うな事実を得ていないというものが現状でございま

○古川太三郎君 重ねて聞きますけれども、公取委員会といふのは検察庁とまた別個の捜査をする権限もござります独立の機関です。何も検察庁の捜査、その成り行きを見守つてからやらなきゃならぬとか、そういう問題では決してないわけです。何か人ごとのようになに他人様のようなことを委員長はおっしゃいますけれども、あの金丸事件といふのは所得の脱税だけだ、そういう問題ではないんで、脱税をするような形になつていた産業構造がこれは独禁法じどうだらうというのが国民一般の人を見ている部分だと思います。これを検察庁の捜査の成り行きを見てやるというような非常に消極的な態度そのものが、これはやっぱり国民の批判を受けるようになることになるんではないか。

大手ゼネコンとかそういうものは、埼玉の土曜会のような形で前科を持つてゐるんです。そしてまた建設業界では多くの談合があるというのも一般の人たちは、それはうわさと言うかもしませんけれども、ほかの業種よりも相当多いんですねいか、こういう疑いも持つてゐるわけです。少なくともあれほどの新聞で出てきた事実からしますと、もう既にその調べに入つていられるのかどういうように期待を持つていてんだすけれども、今のところはまだそういう意味では何もなさってないという趣旨でございますか。

○政府委員(小瀬正巳君) ただいまお答え申し上げましたところでござりますけれども、私ども具体的な端緒となる事実を得れば、これまででもそ段階では私どもが調査を開始するに足るだけの具体的な端緒となるような事実を得ておりますが、今後とも厳正に対応する、そういうこととでございますが、本件につきましては、現在の

ん。いざれにいたしましても、私あえて一般論としてとお断りして申し上げたわけでございますが、私どもの独禁法違反行為に対する対応は、從来同様、繰り返して申し上げますけれども、独禁法違反として調査を開始するに足るだけの具体的な端緒となるような事実を得ているかどうか、これによつて対応をしているわけござりますので、繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、ただいまのところはそのような状況でございます。

○古川太三郎君 簡単に終わらうと思つたんですけれども、そうおっしゃるとしてもしつこくならざるを得ないんで恐縮ですけれども、きのうの宮澤総理の予算委員会の中で日本新党的武田さんと民王改革連合の磯村が話をしておりますけれども、それに対し宮澤総理は、公共事業の発注、契約、入札の透明性をはつきりさせないといけない、従来も努力してきたが問題があると思わざるを得ない、ここまでおっしゃつてあるんですね。

それで、公取委員会では他人事のように捜査の進展を見守つてとかいうようなことでじつとしていらっしゃる。いや、もう既に捜査なさつていて、今そのことを言つちやいけないと言うんならこれはまた話は別ですけれども、今の段階でもまだ調べてみるとこととなさつてないとすればこれは非常に国民から見て期待外れになることなので、そのことをもう一度お伺いしたいと思います。

○政府委員(小堀正巳君) 私ども、前にも申し上げたことでござりますけれども、例えば入札談合行為のような競争入札制度を基本的に否定するような行為、これは独占禁止法違反行為としても極めて悪質なケースでございます。そういう問題に対しては、従来から厳しく対応してきているつもりでございます。したがいまして、そのような問題につきましての情報収集につきましては、従来同様私どもとしましてもその点に鋭意努力をして

○古川太三郎君　企業とか産業界を預かつていいいろいろな問題になつております使途不明金でござりますが、使途不明金が見つかつたような会社、こういった会社にはもう公共事業の入札を排除する、五年間ぐらいは、というようなおつもりはございませんか。そういう方向に持つていただきたいということはないかどうかお聞きしたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君)　今御質問がございました連のこうした問題の際の使途不明金というのはそれなりにまたいろんな重みもあるんでしようが、一般的なことしか私は今の段階で申し上げられませんが、それぞれの企業で詳細な使途が明らかにできないそういうケースも間々あるんだろうかにふうに私は思います。

ただ、これは私たちも通産省の立場で申し上げるというよりも、やはりこれは税法上、そういう税の所管の官庁が判断をしていくべきものだらうとうふうに私は思います。

○古川太三郎君　確かにそれは、税の所管といえども、会社の活動として、それに公共的なものが絡み合つてくるというようなことから考えて、使途不明金というのは、どうしてもこれは会社から会社に行つているというお金は少ないとどううとと思うんですね。交際費だとかあるいは異力団対策費か何かとがあるいは政治献金だとかそういうことだらうと思うし、またリベートだとかいうような場合にはこれまで個人に行つてているケースが間々多いと思う。それはそういう実態が把握できていませんから何とも申し上げられませんけれども、そういうような観点から見ても非常によく、こういう企業会計として非常に不透明な会計をすること自体、日本の企業そのものの社会的使命、先ほども同僚議員がおっしゃいましたけれども、そういうような観点から見ても非常

にこれは許せないことだと。こういったものが公事業にもかかわってくるということになると、なおさらそれは少なくしていかなきやならぬということを考えるのが私は産業界を預かつていらっしゃる通産大臣として必要なことではないか、こう思うわけなんです。

しかも、これは建設業界ばかりじゃなく、今度は先ほど話が出ておりました新社会資本というよな形で、文教とか通産だとか、あるいは厚生、通信こういったものにもかかわってくる部分が非常に多くなるだろう。そういうことになりますと、今まではそういう業種では少なかつた使途不明金がまたふえるんではないか。これは、国民は必ずそういう不安を持つてくるだろう、こう思うわけですね。

だから、それだけにおさらこの使途不明金については、使途不明金がある、あるいはこれが経費の何%か、まあ○・○何%とかというよな数字になるかもしれませんけれども、正常な企業活動ではないんだというような認定をしたときには公共事業から排除する。例えば何%ルールとかいうようなものを決めて懲罰に付するというような考えがあるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣（森喜朗君） 企業にはやはり明朗で透明性の企業会計というものが求められているということは、これはもう言うまでもないことだと思います。しかし、企業におきましてはそれぞれ、今、先生も御指摘されましたように開示できないような営業経費というのもやっぱり含まれているのではないかということを推測もできるわけですがあります。

今、そこまできちんと何%がどうだとか数字を決めると、いうのはなかなかこれ難しいものでございまして、きのうも参議院の予算委員会で江本議員が一体どの程度までかけたらしいんですかといふ質問をなさつて、法務大臣も大変お困りになつておられました。こうしたことはあってはならぬことでございますけれども、先ほど申し上げま

たように、企業としての正しいか正しくないのかといふことの判断は、企業の税の面から見ていく、そういう所轄官庁の判断というのが私はやはり重要ではないかというふうに思います。

ただ、私いたしましては、企業というのは、やはりこれは株主に対しましても従業員に対しましてもあるいはまた社会に対しましても透明性というものをより求められていくということは当然のことだらうという、そういうことは大前提でございます。

なお、公共事業にかかわってその企業が使途不明金が多いとかいうことの議論は、私はまた別問題だらうというふうに思つております。

○古川太三郎君 少なくとも使途不明金が何%以上あるような会社は公共事業にかかわつてもらつちゃ困る。逆に言えば税金がどこに還流しているかわからない、こういうよつた考え方もあり得るわけなんです。また、公共事業の入札資格にはとにかく赤字であつてはなかなか入れできないとかいうものが通産省の請負業者選定要領とかいうものでありますね。そういう部類のことがあつぱり使途不明金でもそういう懲罰的なことが必要ではないか。これが企業会計を明確化していく意味もつながらし、また公共事業も安心して落札してもらつてもいいだらうということにもなろうかと思うんです。

少なくとも、この使途不明金があつたという会社は個別的に、トータルで五百億ありますとかそういう発表じゃなくて、何々会社は使途不明金が何%ありましたというようなことを情報公開する必要があるんではないか。これは株主にもそういうデイスクリージャーの利益をどうして分けないのか。非常にわからないような形での経費というのは慎むべきだと思うし、株式投資するのにもそれは必要なことなんで、私は個別的にも少しうつたことがわかれ、これは発表するというぐらの会社の規制が必要じゃないかと思うんですが、大臣の御意見をお聞かせ願いたいと思いま

す。

○国務大臣(森喜朗君) 私は、その使途不明金があることを何も認めて、それがいいということを申し上げてゐるんじゃないんです。

ただ、企業にはそれぞれ企業の考え方もあるんだけれど、私は、企業には会計監査の仕組みがあるわけでございますから、もし不正にまたそした使途不明金が少なくとも何か不正の問題があるということであれば、企業としての会計監査という面で指摘がなされるはずでございましょうし、あるいは税制面で何か不正があるということになれば、当然税務担当のやはり所管庁がその指摘を私はするだらうと思います。

さらに、もっと大きなそした使途不明金があつて社会的に問題があるということであれば、むしろ今日のようなこうした情報の時代には社会的制裁というのはかなり私は厳しいというふうに思ひます。建設省等においては、当然入札などから外されている面もこれはあるわけでございましょうし、通産省についてははどのようなことになつておるのか、これは事務当局から答へさせてもらいたいと思いますけれども、少なくとも社会的に企業の倫理にとどまるようになれば、結果的に社会的な制裁を受けるということになるといふうに私は考えます。

それ以上のことは個人的に私は申し上げておりますが、企業はでき得る限り、もちろん完璧を望むことは当然ではございますが、明確な、やはり透明性が必要だうということは言うまでもないということを申し上げておきます。

○古川太三郎君 今までの税法からだけですとどうしても過少申告加算税とかあるいは重加算税、せいぜい取つてそのぐらいのものなんですね。もうともと社会的制裁がやつぱり必要じやないかということが今の世論ではないか、こう思うんで

けれども、最後にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 先生のおっしゃるお気持ちはよくわかりますので、こういう国会の審議を通じて、そのことがまたマスコミ等を通じて、日本企業のやはりあるべき反省というものはもう單に出てくるのではないか、こういうことを期待したいと思います。

○古川太三郎君 ちょっと時間がないので一つだけお聞きしたいんですけど、今、織維の問題ですかね、MFAという国際織維の取り決めがございましたね。それについて日本は、その条項を発動したことはスイスと同じように一回もないと言われております。

このように円高になつてきますと、今までの織維業界というのは非常に不況に陥る。そしてまた、韓国や南アジアの方から相当、中国初め輸入がふえたことも事実です。一気にそのような形になつて、今織維業界は非常に苦しい立場に立たれているという状態でございます。

特に、織維業界だということではなくて、このMFAの権限を使えるような方法というのは、こ

れは確かに今の日本の立場としては逆行するような形になるかもしれないけれども、しかしアメリカでもいろいろと製品別によつて交渉しているよ

うに、日本も交渉する意思があるのかどうか、そ

のことは当然ではございますが、明確な、やはり

透明性が必要だうということは言うまでもない

ということは、それは周知の事実であると思つております。

○国務大臣(森喜朗君) 古川委員せつかくの御質問でございますが、実は質問の御照会がなかつた

ものですから、担当局長がないんです。生活産業局長が担当するんだらうと思いますが、したがいまして、間違つた判断を申し上げてもあれども

ところから、通産大臣としてこのロシア情勢をどうのよとにとらえていらっしゃるのか、またロシア支援についてはどういうスタンスをおとりになるのか、御所見伺いたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) どうも小池先生もちょっと意地悪なところがあるなと思いまして、これも全く質問通告がなかつたことであります。

私もロシアの今の状況、毎日のニュースを見な

題を抱えています。

かつては、日本のまさに輸出産業の花形でもあつたわけであります。しかし、それは言いながら、これだけ華やかなファンション、スポーツ界の中にもいろんな意味で織維というものはもう單なる衣装だけではなくて、着るだけではなくて、もういわゆる住宅建材に至るまで織維というものが大変大きな範囲になつてゐるわけでございますが、その織維が大変苦境であるということは私も有効に出てくるのではないか、こういうことを期待したいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) ちょうど時間がないので一つだけお聞きしたいんですけど、今、織維の問題ですかね、MFAという国際織維の取り決めがございましたね。それについて日本は、その条項を発動したことはスイスと同じように一回もないと言われております。

つまりをいただいて、今検討していただいておるところでございます。そういう成果を私もぜひ見詰めていきたい、期待をしておりま

ります。

まず、ロシア情勢なんでござりますけれども、御承知のとおり、この数日間大変緊迫した状況が

続き、またその中で一転二転としているわけでござりますが、冷戦構造の後戻りとまではいかない

のですが、エリツィン体制が絶体絶命の状況にあり

ることは、それは周知の事実であると思つております。また、ロシアの問題が世界情勢として世界

のようにならへて、いろいろな影響ははかり知れないといった

ことがあります。また、ロシアの問題が世界情勢として世界

のようにならへて、いろいろな影響ははかり知れないといった

ことがあります。また、ロシアの問題が世界情勢として世界

しましては、エリツィン大統領がこれまで進めてきた改革を強く支持をしてきた立場でもございまので、今後ともかかる政策が継続されることを私はとしては強く期待いたしておりますところでござります。我が国は、今後、ロシアにおきます改革路線が国民の支持を得得し、そして政府と議会の間に安定した関係が確立されてほしいな、そのことを一番私も期待をしているわけでございまして、その中でエリツィン大統領が行つてきた改革が完遂されることを強く期待いたしておりますところでござります。

ム、いわゆる共産主義を基調とした考え方、それが自由と民主主義、そして市場経済というものの転向しようということをございましょうが、なかなかこの七十年の長い歴史というのは、理屈でわかつておつともその仕組みがまだ国内にはできてるわけではございません。

よく私は例え話をするんですが、ショーワイン邓小平には自由と市場経済のものがあるかもしれないが、在庫はまだ昔のままの私はやっぱり全体主義の時代のものがそのまま残っているということではないかな。そしてまた、それをいろいろな意味で動かしていく国民全体が、そういうことがいいとか悪いとかじやなくて、そのこと自体にまだなれてもいい、やったことも経験もしたこと

もないことに今取り組んでいる。そういうことがやはり政府の対応等に對して国民がいろんな意味でいら立ちとか、あるいは食糧等による不満とか、そういう日々の生活に対する不信、不安、そういうものがやはり高じた状況が今続いているのではないか、こう思つております。

○小池百合子君 いじわるをするわけではなく
　　この改革の路線というのが國民から支持され
　　てほしいな、そしてそのことを私、日本やまたG
　　7の国と協力をしてその支援をぜひ進めていきた
　　い、このように今の段階では申し上げておきたい
　　と思います。

て、皆さんのが大体お聞きになりますので、そこでアドホック的な質問をせざるを得ないという、そういう事情も御勘案いただきたいというふうに思っております。

訪米直前ということをごさいますけれども、新政権の通商担当の首脳との協議という大変な重責を担つていらっしゃる、それもトンボ返りという大変な強行なスケジュール、まあお体が大変お丈夫のようござりますので、その辺は心配なところうとうとくうに思うわけでございますが、やはり問題はかばんの中身だと思ひます。

とにかく、あしさで行くけれども、さういふ事はございません。日本という超莫大な貿易黒字を抱えている国との通産大臣の訪米ということは、大変アメリカにとりまして重要な出来事になるのではないかといふうに思います。

その貿易黒字の方も、九二年度は三千三百六十億ドルに増加する勢いだという、そういう見通しが出ておりますが、ちなみにアメリカから考えますと対E.C.、そして対アジアは黒字を計上していることからも、向こうから見てのこの対日赤字の異常さというものは、なかなかクリントン新政権も国民に対してその辺のところを日本をかばってくれるようなことは決して考えられないといふようなことだと思います。

また、双子の赤字であります財政赤字の方、アメリカの財政赤字でござりますけれども、これもクリントン大統領は真っ先に痛みを強いるような形で、そういう大幅な増税の案まで出しておるわけでござりますので、国民にその痛みをお願いし、そして莫大な対日の貿易赤字を持つアメリカが、日本に対しても生易しく当たるとはなかなか考へにくく

いと思います。
その意味でも今回のかばんの中身ということが
非常に注目されるわけでございますけれども、こ
ういった貿易黒字問題への抜本的な取り組みな
ど、日本の側からもつと積極的に提出してお互
にコミュニケーションを図るべきではなかろうかと

○國務大臣（森喜朗君） 先ほど社会党の吉田委員長の御質問の祭も申し上げましたように、世界の重要な時期に当たりまして、その中身、そして具体的な内需拡大、これが一番求められているわけだと思います。

面する諸課題を解決するためには、日米両国がますます協力関係を強化しておくことが大事だたゞ私ども考えております。

特に、クリントン政権は十二年ぶりの民主党党政権を打ち立てられたわけでございまして、クリントン大統領の演説の中でも、まずアメリカの再建ということを強く述べておられます。アメリカの再建というのは経済の立て直し、それから赤字財政というものを直すことというのがアメリカに再建にとって一番大事な政策、ということであれば、やはり一番経済関係の深い日本とアメリカが協力関係を持つことなどが一番大事だというふうに私も考えておりますし、そして日米が協力をしていく世界の経済に対してのやはり貢献をなしていくべ

きだ、こう考えております。
夫婦みたいなものでして、仲よくいろんな関係
が深まれば深まるほどかえつていろいろごたごた
起きるものでありますから、日本とアメリカなどとい
うのはいろんな関係で関係が深まれば深まるほど
やはりいろんな問題が摩擦として出てくるんだと
思います。それをやはり冷静にそれぞれ政府が対
応していくことで解決を図っていかなければ

大統領のいろんな御発言を私どもも気にはいたた
しておりますが、アメリカの友人やアメリカから
得るまた情報等を聞いております。先般フオー
リー下院議長がお見えになりましたときもゆづ
かずお話をうかがつてまいりました。そのう
ちに、大統領がお見えになつたときも、お見
てくださいまして、そして角形をつくつてく
ださいました。それで、大統領がお見えにな
つたときも、お見てくださいました。

り私お目にかかりましたが、私が、例えば三〇一
条の問題でありますとか自動車の税の問題では随
分手荒なことをなさいますねとこう申し上げた
ら、まだまだいっぱいあるんですよ、まだもう日
本の税法は、これがどうか、うるさいなこ

本の皆さんから聞いたらひょくうするよんなことがあります、それは当然でしょう、選挙やつたんでですから、ですから選挙のときの要望や選挙が終わった後の財界や産業界がいろんなことを言つています、それをやはり冷静に受けとめていかなきやならぬのでありますということをフォーリーー講長さんもそういうお話をされておりました。私はまさこそとのとおりであろうと思つ。

そういう意味で、今のところは経済通商政策あるいは対日政策に対してまだアメリカはきちんととしたどういうものを出すかということは決めておられないわけでございまして、したがって、いざ来月には宮澤総理が訪米をされましてクリントン・宮澤会談が行われるわけでござりますから、それまでの間に基礎的な、基本的なことをやはりきちんとお話し合いをしておくことが大事である。そういう意味で、センター通商代表あるいはブラウン商務長官と、今日まで日本が対応してきたこと、そしてこれから今まさに先生御指摘のいわゆる貿易のインバランスをどう解消するか、そして日本の景気対策をどう考えているのか、これからどういうふうにしようとしておるのかといふ

ことをある程度のことをお話し申し上げて理解を得るようにしていきたい、こう思っております。まだ実はどのかばんを持っていこうかも考えておりませんし、これからこの国会、委員会を終えさせていただきましたら十二分に次官を初め事務当局とも相談をして打ち合わせをしてまいりたい、こう考えております。

（小説百十番）　貿易興学の問題で、この辺りが、どうも、とにかく状況は日増しに日本に対して悪くなつてゐるということを考えざるを得ない。それは、きのうは百十五円までを記録したわけでござりますけれども、きょうへ来て為替レートが一ドル百十七円に戻したのも、アメリカの経済

第九部 商工委員会會議録第一号 平成五年三月二十五日 [参議院]

に回復の兆しが見えたと市場が判断したからだと受けとめているわけなんですね。

となりますと、例えばいわゆる輸出入所得弾力性という数値がござりますけれども、アメリカの成長率が一%上昇しますと日本の対米輸出というのは二倍にはね上がるというそういう計算がございます。最近では四倍近くになるんじゃないとか

いうことが言われているわけなんですが、結果主義ということが言われているわけなんですが、結果主義

そういうことを再三アメリカの方は言っている。そ

うしますと、いつもまだアメリカの方のクリントン新政権の対日政策は決まっていないからとい

うこの待ちの姿勢では、これからさらには黒字がふえる、それも雪だるま式にふえるということが十分予想されますので、待ちの姿勢では遅いんじやないかと思うんですけども、いかがでしようか。

○國務大臣(森喜朗君) 何も決まってないから待ちの政治というのではなくて、そういう具体的な

いろんな認識がはつきり言つて間違っている面もあると思うんです。例えばよく出てきて先ほども私は吉田委員に申し上げましたが、工業品の関税率などは日本ははるかに低いんです。日本が二・一%でアメリカが五・五、ECは五・六、もうわずかの品目を除いてほとんど関税を下げているわけです。そういうことが案外まだ理解をされてない面もあるのではないかということをございますから、そうした問題もきちんと踏まえてお話し合いをしておきたい、ペースを決めておきたい。

アメリカ側もそういう意図があるというふうに私は聞いておりまして、決して待ちの政治をやつているわけではありません。

それから円高につきましても、これも先ほどから申し上げておりますようにいろんな思惑が走つておるようでございまして、このところ私予算委員会で林大蔵大臣と隣り合わせなものですから、株価と円の動きを絶えず見ながら一喜一憂しているわけです。株価が少しよくなりますと逆に円高の傾向にもなるんですね。それは結

局、日本の株価が少しよくなつてくるということになると外國の買いが入つてくるという面が逆に受けとめているわけなんですね。

となりますが、例えればいわゆる輸出入所得弾力性という数値がござりますけれども、アメリカの成長率が一%上昇しますと日本の対米輸出というのは二倍にはね上がるとい

ういうことが言わされているわけなんですが、結果主義とい

うでございますが、今回はちょっと違うのではないかというふうに見ております。
そこで、私は百歩譲つて、二百歩譲つて所得減税をやるべきではないかというふうに思つてゐるわけではございませんけれども、そこで消費に回すためにももとと政府、そして例えばトップであります宮澤総理のもとと必死になつたそういう姿をやはり消費者もしくは国民全体に見せることがこれまで最大のポイントではなかろうかというふうに考へてゐるわけなんです。例えば、直接的に何かその辺を、例えばアメリカのクリントンは痛みを訴えたわけでござります。それに対して国民があいづた痛みを伴う演説であつたにもかかわらず、それに対するのサポートをしたと。
今のような政治状況にありますとそれがどう出るかわかりませんけれども、さまざまな経済指標の分析もさることながら、そういふた消費者の感覚の分析ということが、つまり守りではなくて消費者とともに考えるようなそういう施策がこれから必要になつてくるのではないかというふうに考えておりますけれども、その辺いかがでしょうか。大臣お願ひいたします。
○國務大臣(森喜朗君) きょうは各党の皆さんからいろいろ御質問をいただきました。今の質問が一番頭の痛い御質問でございまして、なかなか難しいところでございますが、やはり最終需要といふものを惹きさせていくにはいろんな方策があるだろうと思つております。皆様からいろいろお話をございますような所得減税ということも一つの方法なのかもしれません。
しかし、単に預貯金に回るというだけではなくて、国民全体がやっぱり生活防衛的なそういう対応をしておりますと、一たん入りましたお金というものはなかなか奥様から出てこないものでございますし、これも私はいろんなところで申し上げて少ししかられたりしておりますが、きのうでしたか、総理は予算委員会でおっしゃいましたから、私も勇気を持って申し上げますが、給与は昔と違つて全部銀行振り込みになつてしまつております。

ますから、一たん入つてしまいますがとなかなか出にくいということなども考えます。また、高齢化社会というものが非常に喫緊の課題というふうになつてしまいますが、国民全体もやはり懐をできただけ縮めて、むだなものは使わないようになります。ただ、まだなのは使わないようになります。ただ、まだなのは使わないようになります。
しかし、いずれにしましても、需要をどう喚起させていくかということがこの景気の最大の課題でございますので、そういう意味で從来と違ったでござりますので、その点でございまして、さらに波及的効果の多い経済対策を考えるべきだらうといふのが先ほどからたびたび出ておりました新社会資本の整備というものでございまして、さらには税制の面でも住宅減税でありますとか、あるいは投資減税でありますとか、あるいはこれは公明党さんがたしかお出しになつておられたと思いましたが教育減税でありますとか、その他各党それは税面も十分にその財源をどういうふうにとらまえていくかということも配慮しながら、そういういろいろな角度から経済政策というものをぜひ立てていかなければならぬというふうに思つております。
先生から御指摘いろいろございました点が、確かにアメリカなどから見ればわざりにないところだということの御指摘になるのかもしれません。宮澤総理がもうちょっととクリントンさんのようにやつたらとこうおっしゃいますが、これは人それぞのタイプでござりますし、我々と違つて長い政治経歴もおありの方でござりますから、クリントンのような演説をしろというのも無理なのかも知れません。
しかし、我々内閣におります者といたしましては、船田大臣もそうですし、私もそうですし、總理からかなりきつくるいろんな問題に、これをやつておけ、これをやつておけということは随分厳しく出ておりまして、もうそのことに一生懸命対応しているのに精いっぱいなぐらいやつております。

ので、今の現状というものを総理は大変深刻にやはり受けとめておられまして、そして我々に対して十二分に指導もいただいておるということを、私はあえて総理のそういうお立場も申し上げておきたいと思つております。

いずれにいたしましても、この御審議をいただいておりますまず平成五年度の予算案、ぜひ年度内に成立をさせていただきまして、そして今進めております補正予算と関連をさせて、何とか景気がこの四一六時期で何かいい形で出てくるようにな、まさに神に祈るような気持ちで私も一生懸命その政策を進めていきたい、こう考へておるところでございます。

先生の御質問に対し御納得いただけないかもしれませんけれども、また、幅広く先生も報道の立場で世界じゅうを見てこられた方でございますから、いろいろなまた御提言や御意見をちょうだいできれば大変幸いでございます。

○委員長(斎藤文夫君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(斎藤文夫君) 次に、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。森通商産業大臣。

○国務大臣(森喜朗君) エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案についておきますが、近年こうした事情に加え、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等、エネルギーをめぐる経済的、社会的環境が大きく変化している状況にあります。

我が国は、従来から燃料資源の輸入依存度及び石油依存度が高く、脆弱なエネルギー供給構造を有しておりますが、近年こうした事情に加え、内

このようないくつかの状況の中では、エネルギーの使用の合理化の措置の拡充、石油代替エネルギーの導入を促進するための措置等を講ずることにより、経済的、社会的環境の変化に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることが喫緊の課題とされているところであります。

こうしたことから政府といたしましては、このたび、エネルギーの使用の合理化に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正であります。

その改正の第一点は、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針を新たに定めることとするとともに、広くエネルギー使用者全般にエネルギーの使用の合理化の努力を呼びかけることであります。

第二点は、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化の徹底を図るため、これらに関する措置について所要の改正を行うことであります。

第三点は、新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、エネルギーの使用の合理化のための技術の開発業務及び導入促進業務を追加することであります。

第二に、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正であります。

その改正点は、新エネルギー・産業技術総合開發機構の業務として、国内における石油代替エネルギーの導入の促進のための業務を追加するとともに、海外における石油代替エネルギー技術等の導入の促進のための業務を追加することであります。

第三に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正であります。その改正点は、同法の題名を石炭並びに石油及

びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法に改めるとともに、石油及び石油代替エネルギー勘定を石油及び石油代替エネルギー勘定に改め、同勘定において、従来の石油及び石油代替エネルギー対策に、新たにエネルギーの使用の合理化を促進するための措置を加えた石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施することとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、主要な資源エネルギーの大部分を輸入に依存しておりますが、近年、エネルギー消費量の著しい増加、廃棄物の発生量の増大、環境保全に対する内外の関心の高まり等、我が国経済をめぐる事情に変化が生じております。このため、我が国の事業者に対しかかる事情に適切に対応した事業活動を自主的に行っていくことが期待されるようになってきております。以上のような観点から、事業者によるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動の自主的な取り組みを支援するための総合的な措置を集中的に講じるため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業活動におけるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業者等の自主的な取り組みに関する努力指針を主務大臣が定めることとしております。

第二に、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する事業活動を支援するため、エネルギーの使用の合理化、再生資源の利用の促進、特定フロン等の使

用の合理化に資する設備の導入及び技術の研究開発等に対して、産業基盤整備基金による債務保証及び利子補給、課税の特例措置を講ずることとしております。また、事業者が共同して、再生資源の利用、包装材料等の使用の合理化のための措置を実施する場合には、主務大臣が公正取引委員会との調整を行う等の措置を講ずることとしております。

第三に、中小企業者等につきましては、中小企業信用保険法の特例、中小企業近代化資金等助成法の特例等の措置を講ずることにより、その事業活動におけるエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する特段の支援を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(第一八五号)(第一八七号)(第一二一〇号)

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(第一二一九号)(第一二三〇号)(第一二二号)(第一二三二号)(第一二三六号)(第一二七号)

一、景気回復のための中小業者対策に関する請願(第一二六五号)(第一二六六号)(第一二六七号)(第一二八六号)(第一二六九号)(第一二七〇号)(第一二七号)(第一二七二号)(第一二七三号)(第一二七四号)(第一二七五号)

第一二九号 平成五年二月十二日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 香川県高松市磨屋町八ノ三 岩部常太郎 外百五十九名

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二〇号 平成五年二月十二日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 滋賀県高島郡新旭町蘿園一、八九三 高橋庄四郎 外千七百九十五名

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二一號 平成五年二月十二日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 福岡県久留米市荒木町荒木一、七八 佐藤良一 外九十九名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二二號 平成五年二月十二日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天二七八 廣橋平司 外百三十九名

紹介議員 服部三男雄君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二三號 平成五年二月十五日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 岐阜県羽島郡笠松町下新町八〇市橋武雄 外三百二十一名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二四號 平成五年二月十五日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市有玉南町一、八八〇横山寅吉 外二百三十名

紹介議員 木官 和彦君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二五號 平成五年二月十六日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 広島県福山市芦田町大字下有地八三四 江草希一 外百名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二六號 平成五年二月十八日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 平井 卓志君

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二七號 平成五年二月十五日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市有玉南町一、八八〇横山寅吉 外二百三十名

紹介議員 木官 和彦君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第三三八号 平成五年二月二十三日受理
綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 新潟県見附市本町四ノ四二〇

編織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

紹介議員 桃沢則夫 外三百四十七名

紹介議員 真島 一男君

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(第四六八号)(第四九一号)

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

紹介議員 坪井 一字君

守幹彦 外二百名

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第四九一号 平成五年三月三日受理

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

紹介議員 宮澤 弘君

守幹彦 外二百名

紹介議員 坪井 一字君

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願(第五一九号)

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願

請願者 栃木県佐野市朝日町八六一ノ四

請願者 島田利夫 外百二十名

紹介議員 山岡 賢次君
この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

紹介議員 山岡 賢次君

を削る。
第二条の次に次の二章を加える。

第一条の二 基本方針等

(基本方針) 第二条 通商産業大臣は、工場又は事業場(以下「工場」という。)、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)

第三条 下單に「工場」という。)、建築物、機械器具等の整備に関する法律案

一、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

四、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

五、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

六、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

七、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

八、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

九、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十一、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十二、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十三、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十四、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十五、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十六、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十七、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十八、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

十九、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十一、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十二、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十三、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十四、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十五、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十六、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十七、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十八、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

二十九、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三十、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三十一、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三十二、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三十三、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三十四、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

三十五、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案

ルギーを使用して事業を行なう者(以下「事業者」という。)に改め、同項に次の各号を加える。

一、燃料の燃焼の合理化

二、加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

三、放射、伝導等による熱の損失の防止

四、廃熱の回収利用

五、熱の動力等への変換の合理化

六、抵抗等による電気の損失の防止

七、電気の動力、熱等への変換の合理化

八、熱の動力等への変換の合理化

九、抵抗等による電気の損失の防止

十、電気の動力、熱等への変換の合理化

十一、熱の動力等への変換の合理化

十二、抵抗等による電気の損失の防止

十三、電気の動力、熱等への変換の合理化

十四、熱の動力等への変換の合理化

十五、抵抗等による電気の損失の防止

十六、電気の動力、熱等への変換の合理化

十七、熱の動力等への変換の合理化

十八、抵抗等による電気の損失の防止

十九、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十、熱の動力等への変換の合理化

二十一、抵抗等による電気の損失の防止

二十二、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十三、熱の動力等への変換の合理化

二十四、抵抗等による電気の損失の防止

二十五、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十六、熱の動力等への変換の合理化

二十七、抵抗等による電気の損失の防止

二十八、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十九、熱の動力等への変換の合理化

三十、抵抗等による電気の損失の防止

三十一、電気の動力、熱等への変換の合理化

三十二、熱の動力等への変換の合理化

三十三、抵抗等による電気の損失の防止

三十四、電気の動力、熱等への変換の合理化

三十五、熱の動力等への変換の合理化

三十六、抵抗等による電気の損失の防止

三十七、電気の動力、熱等への変換の合理化

三十八、熱の動力等への変換の合理化

三十九、抵抗等による電気の損失の防止

ルギーを使用して事業を行なう者(以下「事業者」という。)に改め、同項に次の各号を加える。

一、燃料の燃焼の合理化

二、加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

三、放射、伝導等による熱の損失の防止

四、廃熱の回収利用

五、熱の動力等への変換の合理化

六、抵抗等による電気の損失の防止

七、電気の動力、熱等への変換の合理化

八、熱の動力等への変換の合理化

九、抵抗等による電気の損失の防止

十、電気の動力、熱等への変換の合理化

十一、熱の動力等への変換の合理化

十二、抵抗等による電気の損失の防止

十三、電気の動力、熱等への変換の合理化

十四、熱の動力等への変換の合理化

十五、抵抗等による電気の損失の防止

十六、電気の動力、熱等への変換の合理化

十七、熱の動力等への変換の合理化

十八、抵抗等による電気の損失の防止

十九、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十、熱の動力等への変換の合理化

二十一、抵抗等による電気の損失の防止

二十二、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十三、熱の動力等への変換の合理化

二十四、抵抗等による電気の損失の防止

二十五、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十六、熱の動力等への変換の合理化

二十七、抵抗等による電気の損失の防止

二十八、電気の動力、熱等への変換の合理化

二十九、熱の動力等への変換の合理化

三十、抵抗等による電気の損失の防止

三十一、電気の動力、熱等への変換の合理化

三十二、熱の動力等への変換の合理化

三十三、抵抗等による電気の損失の防止

三十四、電気の動力、熱等への変換の合理化

三十五、熱の動力等への変換の合理化

三十六、抵抗等による電気の損失の防止

三十七、電気の動力、熱等への変換の合理化

三十八、熱の動力等への変換の合理化

三十九、抵抗等による電気の損失の防止

(以下「熱管理指定工場」という。)又は同項の

規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「電気管理指定工場」という。)については、

この限りでない。

第七条第一項中「熱管理指定工場及び電気管

理指定工場(以下「エネルギー管理指定工場」という。)を「エネルギー管理指定工場」に改める。

第十一条の見出しを「定期の報告」に改め、同条中「エネルギー管理指定工場に帳簿を備え

「燃料等の使用の効率に係る事項を含む。」を、「毎年に改め、「燃料等の使用の状況」の下に

「電気の使用の効率に係る事項を含む。」を、「燃料等の使用の状況」の下に「定期の報告」に改め、「燃料等の使用の状況」の下に「定期の報告」に改め、「記録しを、「通

商産業省令で定める事項を主務大臣に報告し

に改める。

第十二条の見出しを「合理化計画に係る指示

及び命令」に改め、同条第一項中「関し必要な措置を講すべき旨の勧告をする」を「関する計画

(以下「合理化計画」という。)を作成し、これを提出すべき旨の指示をする」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「確定」を「適切」に改め、同項を同条第三項とし、同条三項とし、同条に次の二項を加える。

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた特定事業者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた特定事業者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六条第一項中「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用。以下同じ。」のための「基

本方針の定めるところに留意して、次に掲げ

る」に改め、同条に次の各号を加える。

一 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

二 建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下「空気調和設備等」という。)に係るエネルギーの効率的利

用のための措置

第十四条中「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための」を「前条各号に掲げるに改める。

第十五条第一項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、「第十三条に規定する」を「第十一条各号に掲げる」に改め、同条第二項中「第十三条に規定する」を「第十三条各号に掲げる」に、「建築物」を「住宅」に改め、「防止」の下に「及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(特定建築物に係る指示等)

第十五条の二 建設大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の外壁、窓等を規

通りの熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率

的利用のための措置が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築物の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築

物の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)に対し、その判断の根拠を示す

べきことを命ずることができる。

第四章の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの使

用の合理化の業務

(エネルギーの使用の合理化の業務)

第二十一条の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、石油代替

エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、エネルギーの使用の合理化を促進するため、次の業

務の開発を行う。

一 エネルギーの使用の合理化のための技術

であつて、その企業化の促進を図ることが特に必要な限度において、政令で定めるところに

より、特定建築主に対し、特定建築物の設計

に改める。

第十七条中「その製造」を「基本方針の定めるところに留意して、その製造」に改める。

第十八条第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第五項」に改める。

第十九条中「製造事業者等が製造し」を「製造事業者等であつてその製造又は輸入に係る特定機器の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し」に改める。

第二十一条の見出し中「勧告」を「勧告及び命令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定機器に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの使

用の合理化の業務

(エネルギーの使用の合理化の業務)

第二十一条の二 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)は、石油代替

エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(以下「石油代替エネルギー法」という。)第三十九条第一項とあるのは「第三十九条第一項及び第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び合理化法第二十一條の二」とする。

第二十二条の見出しを「財政上の措置等」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中「必要な」の下に「財政上」を加え

同条を同条第七項とし、同条第五項中「前三項

を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項

を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項

の次に次の二項を加える。

4 建設大臣は、第十五条の二の規定の施行に

より、特定建築主に対し、特定建築物の設計

が従わなかつたときは、その旨を公表することができ

と。

二 エネルギーの使用の合理化のための技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

三 エネルギーの使用の合理化に関する情報の収集及び提供並びにエネルギーの使用の合理化のための技術に関する指導を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五章の二 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十条第一項中「前条第一項第一号及び第九号」とあるのは「前条第一項第一号及び第九号並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「合理化法」という。)第二十二条の二第一号」と、石油代替エネルギー法第四十九号とあるのは「前条第一項第一号及び第九号並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「合理化法」という。)第二十二条の二第一号」と、石油代替エネルギー法第五十三条第一項中「第三十九条第一項第一号」とあるのは「第三十九条第一項第一号及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第二十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第三十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第四十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第五十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第六十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第七十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第八十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第九十九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百八章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百九章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十一章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十二章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十三章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十四章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十五章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十六章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十七章の二 前条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」とする。

第一百十八章の二

及び施工に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七条の二及び第二十七条の三中「三十万円」を「百万円」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第五項又は第二十一条第三項の規定による命令に違反した者

第三十九条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一号中「第二十五条第一項」を

「第十一条若しくは第二十五条第一項」に、「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第五項」に改める。

第三十九条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条第一号中「第二十五条第一項」を

「第十一条若しくは第二十五条第一項」に、「若しくは第四項」を、「第四項若しくは第五項」に改める。

第三十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正）

第二条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）

第三十一条中「五万円」を「十万円」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正）

第二条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）

第三十九条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十二号」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正）

第二条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）

第三十九条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十二号」に改める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正）

開発体制の整備等に關する法律」に改める。
第三十一条第一項を次のように改める。
理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
第三十九条第一項第一号中「係るもの」を除く。の下に「以下「石油代替エネルギー技術」という。」を加え、同項中第十号を第十二号とし、同項第七号を第十一号とし、同項第八号中「提供」の下に「並びに石油代替エネルギー技術に関する指導」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。
八 石油代替エネルギー技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

九 石油代替エネルギー技術又はエネルギーの使用の合理化のための技術の有効性の海外における実証（その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。）を行うこと。
第一 条この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（エネルギーの使用の合理化に関する法律目次の改正規定（第四十九号）第二十二条の二第一号及び第二号）に改め、同項第八号中「設置」の下に「又はエネルギーの使用の合理化のための技術」を加え、同項第八号中「設置」の下に「又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用」を加え、同項第九号中「又は」を「若しくは」に改め、「技術」の下に「又はエネルギーの使用の合理化のための技術」を加え、同項第十一号中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に改める。
第二 条第二項中「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。
第三 条第二条の二中「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改め、同条中「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。
第六条中「並びに石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。

附 則
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（エネルギーの使用の合理化に関する法律目次の改正規定（第四十九号）第二十二条の二第一号及び第二号）に改め、同項第八号中「設置」の下に「又はエネルギーの使用の合理化のための技術」を加え、同項第八号中「設置」の下に「又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用」を加え、同項第九号中「又は」を「若しくは」に改め、「技術」の下に「又はエネルギーの使用の合理化のための技術」を加え、同項第十一号中「石油及びエネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置」に改め、同法第四章の次に一章を加える改正規定を除く。）及び附則第八条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に新エネルギー産業技術総合開発機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
（石油及びエネルギー需給構造高度化対策法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の二の見出しを「（石油及びエネルギー需給構造高度化勘定の歳入及び歳出）に改め、石油及びエネルギー需給構造高度化勘定を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改め、同条中「石油及び石油代替エネルギー勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改め、「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」を「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」に改める。
第四条の二中「石油及び石油代替エネルギー需給構造」を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策」に改め、同条第一項中「助成」の下に「石油代替エネルギー需給構造」を「石油及びエネルギー需給構造」に改め、「開発等」を「開発及び導入」に改め、題名を次のように改める。
石油並びに石油及びエネルギー需給構造

<p>む。)のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして通商産業省令で定めるも</p> <p>の</p> <p>二 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)の廃熱が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該廃熱の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの</p> <p>三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの</p> <p>四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの</p> <p>五 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事</p> <p>二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサ</p> <p>ビス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定めるものと同一の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの</p>	<p>む。)のうち、特にエネルギーの使用の合理化に資するものとして通商産業省令で定めるも</p> <p>の</p> <p>二 一の工場又は事業場(政令で定める業種に属する事業の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)の廃熱が他の工場又は事業場において利用され、かつ、これらの工場又は事業場以外の工場又は事業場において更に利用される場合における当該廃熱の利用に必要な設備のうち、政令で定めるもの</p> <p>三 特定物質の使用の合理化に資する設備のうち、政令で定めるもの</p> <p>四 再生資源として利用することが容易な原材料を使用した製品の製造に関する設備のうち、政令で定めるもの</p> <p>五 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事</p> <p>二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサ</p> <p>ビス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定めるものと同一の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
<p>四 企業組合</p> <p>五 協業組合</p> <p>六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特 別の法律により設立された組合及びその連合 会であつて、政令で定めるもの</p> <p>七 この法律において「組合等」とは、前項第六号 に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十 九号)第三十四条の規定により設立された社團 法人であつて、中小企業者を直接又は間接の構 成員(以下単に「構成員」という。)とするもの政 令で定める要件に該当するものに限る。)をい う。</p> <p>(事業者等の努力指針の公表)</p> <p>第三条 主務大臣は、事業者又は建築物の建築を しようとする者(以下「事業者等」という。)の技 術水準その他の事情を勘案し、事業者等が行う エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに 再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の 指針(以下「努力指針」という。)を定め、これを 公表するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要が あるときは、努力指針を改定するものとする。 3 第一項の規定は、前項の規定による努力指針 の改定について準用する。</p> <p>4 主務大臣は、努力指針を定め、又はこれを改 定しようとするときは、あらかじめ、環境庁長 官に協議しなければならない。</p> <p>(第二章 事業者等が行う特定事業活動等の 促進) (事業計画の承認)</p> <p>第四条 特定事業活動を行おうとする事業者等 は、当該特定事業活動に関する計画(以下「事業 計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提 出して、その事業計画が適当である旨の承認を 受けることができる。</p> <p>2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなけ ればならない。</p> <p>一 特定事業活動の目標</p>	<p>四 企業組合</p> <p>五 協業組合</p> <p>六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特 別の法律により設立された組合及びその連合 会であつて、政令で定めるもの</p> <p>七 この法律において「組合等」とは、前項第六号 に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十 九号)第三十四条の規定により設立された社團 法人であつて、中小企業者を直接又は間接の構 成員(以下単に「構成員」という。)とするもの政 令で定める要件に該当するものに限る。)をい う。</p> <p>(事業者等の努力指針の公表)</p> <p>第三条 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場 合において、その事業計画が次の各号に適合す るものであると認めるときは、その承認をする ものとする。</p> <p>一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が努力 指針に照らして適切なものであり、かつ、新 たな経済的環境に即応した資源エネルギーの 合理的かつ適切な利用等を阻害するものでな いこと。</p> <p>二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が特定 事業活動を確実に行うために必要かつ適切な ものであること。</p> <p>3 第一項の承認を受けた事業者等(以下「承認事業 者等」という。)は、当該承認に係る事業計画を 変更しようとするときは、主務大臣の承認を受 けなければならない。</p> <p>2 主務大臣は、承認事業者等が当該承認に係る 事業計画を変更しようとするときは、主務大臣 の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項第一項の規定は、前項の承認があつたとき は、その変更後のもの。以下「承認事業 計画」という。)に従つて特定事業活動を行つて いないと認めるときは、その承認を取り消すこ とができる。</p> <p>4 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に 害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>5 当該共同事業計画の実施に参加し、又はそ の実施から脱落することを不适当に制限するも のでないこと。</p> <p>(共同事業計画の変更等)</p> <p>第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分 別回収その他再生資源の利用のために必要な措 置又は第二条第二項第二号に掲げる特定物質の 使用の合理化のために必要な措置を実施しよう とするもの(以下「共同事業者」という。)は、共 同事業活動(以下「共同事業活動」という。)に 關する当該措置(以下「共同事業 計画」という。)を作成し、これを事業所管大臣 に提出して、その共同事業計画が適正な競争が確 保されることが可能である旨の承認を受けること ができる。</p> <p>2 事業所管大臣は、前条第一項の承認を受けた共同事業者 (以下「承認共同事業者」という。)は、当該承認 に係る共同事業計画を変更しようとするとき は、事業所管大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 同事業計画(前項の規定による変更の承認が あつたときは、その変更後のもの。以下「承認 共同事業計画」という。)が同条第三項の基準に 適合するものでなくなつたと認めるときは、承 認共同事業者に対する当該承認共同事業計画 の変更を指示し、又はその承認を取り消さなけ る。</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p>
<p>三 特定事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>4 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に 害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>5 当該共同事業計画の実施に参加し、又はそ の実施から脱落することを不适当に制限するも のでないこと。</p> <p>(共同事業計画の変更等)</p> <p>第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分 別回収その他再生資源の利用のために必要な措 置又は第二条第二項第二号に掲げる特定物質の 使用の合理化のために必要な措置を実施しよう とするもの(以下「共同事業者」という。)は、共 同事業活動(以下「共同事業活動」という。)に 關する当該措置(以下「共同事業 計画」という。)を作成し、これを事業所管大臣 に提出して、その共同事業計画が適正な競争が確 保されることが可能である旨の承認を受けること ができる。</p> <p>2 事業所管大臣は、前条第一項の承認を受けた共同事業者 (以下「承認共同事業者」という。)は、当該承認 に係る共同事業計画を変更しようとするとき は、事業所管大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 同事業計画(前項の規定による変更の承認が あつたときは、その変更後のもの。以下「承認 共同事業計画」という。)が同条第三項の基準に 適合するものでなくなつたと認めるときは、承 認共同事業者に対する当該承認共同事業計画 の変更を指示し、又はその承認を取り消さなけ る。</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p>	<p>三 特定事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>4 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に 害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>5 当該共同事業計画の実施に参加し、又はそ の実施から脱落することを不适当に制限するも のでないこと。</p> <p>(共同事業計画の変更等)</p> <p>第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分 別回収その他再生資源の利用のために必要な措 置又は第二条第二項第二号に掲げる特定物質の 使用の合理化のために必要な措置を実施しよう とするもの(以下「共同事業者」という。)は、共 同事業活動(以下「共同事業活動」という。)に 關する当該措置(以下「共同事業 計画」という。)を作成し、これを事業所管大臣 に提出して、その共同事業計画が適正な競争が確 保されることが可能である旨の承認を受けること ができる。</p> <p>2 事業所管大臣は、前条第一項の承認を受けた共同事業者 (以下「承認共同事業者」という。)は、当該承認 に係る共同事業計画を変更しようとするとき は、事業所管大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 同事業計画(前項の規定による変更の承認が あつたときは、その変更後のもの。以下「承認 共同事業計画」という。)が同条第三項の基準に 適合するものでなくなつたと認めるときは、承 認共同事業者に対する当該承認共同事業計画 の変更を指示し、又はその承認を取り消さなけ る。</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p>
<p>三 特定事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>4 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に 害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>5 当該共同事業計画の実施に参加し、又はそ の実施から脱落することを不适当に制限するも のでないこと。</p> <p>(共同事業計画の変更等)</p> <p>第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分 別回収その他再生資源の利用のために必要な措 置又は第二条第二項第二号に掲げる特定物質の 使用の合理化のために必要な措置を実施しよう とするもの(以下「共同事業者」という。)は、共 同事業活動(以下「共同事業活動」という。)に 關する当該措置(以下「共同事業 計画」という。)を作成し、これを事業所管大臣 に提出して、その共同事業計画が適正な競争が確 保されることが可能である旨の承認を受けること ができる。</p> <p>2 事業所管大臣は、前条第一項の承認を受けた共同事業者 (以下「承認共同事業者」という。)は、当該承認 に係る共同事業計画を変更しようとするとき は、事業所管大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 同事業計画(前項の規定による変更の承認が あつたときは、その変更後のもの。以下「承認 共同事業計画」という。)が同条第三項の基準に 適合するものでなくなつたと認めるときは、承 認共同事業者に対する当該承認共同事業計画 の変更を指示し、又はその承認を取り消さなけ る。</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p>	<p>三 特定事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p> <p>4 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に 害するおそれがあるものでないこと。</p> <p>5 当該共同事業計画の実施に参加し、又はそ の実施から脱落することを不适当に制限するも のでないこと。</p> <p>(共同事業計画の変更等)</p> <p>第六条 二以上の事業者であつて、再生資源の分 別回収その他再生資源の利用のために必要な措 置又は第二条第二項第二号に掲げる特定物質の 使用の合理化のために必要な措置を実施しよう とするもの(以下「共同事業者」という。)は、共 同事業活動(以下「共同事業活動」という。)に 關する当該措置(以下「共同事業 計画」という。)を作成し、これを事業所管大臣 に提出して、その共同事業計画が適正な競争が確 保されることが可能である旨の承認を受けること ができる。</p> <p>2 事業所管大臣は、前条第一項の承認を受けた共同事業者 (以下「承認共同事業者」という。)は、当該承認 に係る共同事業計画を変更しようとするとき は、事業所管大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 同事業計画(前項の規定による変更の承認が あつたときは、その変更後のもの。以下「承認 共同事業計画」という。)が同条第三項の基準に 適合するものでなくなつたと認めるときは、承 認共同事業者に対する当該承認共同事業計画 の変更を指示し、又はその承認を取り消さなけ る。</p> <p>2 共同事業計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。</p> <p>一 共同事業活動の目標</p> <p>二 共同事業活動の内容及び実施時期</p> <p>三 共同事業活動に必要な資金の額及びその調 達方法</p>

ればならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について適用する。

(公正取引委員会との関係)

第八条 事業所管大臣は、第六条第一項の承認(前条第一項の規定による変更の承認を含む)において、必要があると認めるときは、当該承認に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該共同事業計画に定める共同事業活動に係る競争の状況に関する事項、当該共同事業活動が当該競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による送付に係る共同事業計画について意見を述べるものとする。

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であつて事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事情の変化に即して第一項に規定する事項について意見を述べることができる。

5 事業所管大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る承認共同事業計画が前条第二項に規定する場合に該当することとなるときは、当該承認共同事業計画に規定する措置をとるものとする。

6 事業所管大臣は、前条第二項の規定により第一項の規定による送付に係る承認共同事業計画の承認を取り消したときは、公正取引委員会に對し、その旨を通知するものとする。

(事業所管大臣の援助等)

第九条 事業所管大臣は、承認共同事業者による承認共同事業計画に定める共同事業活動の適確な実施を確保するため、承認共同事業者に対し、必要な情報及び資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 事業所管大臣は、承認共同事業者による承認共同事業計画に定める共同事業活動の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、関係者に必要な協力を要請することができる。

(産業基盤整備基金)の行う特定事業活動等促進業務

第十条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)以下「特定施設整備法」といいう)第四十条第一項に規定する業務のほか、事業者等が行う特定事業活動(第一条第四項第七号に掲げる特定事業活動にあっては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号まで及び第十八条第二項において同じ。)及び特定設備(第二条第五項第三号に掲げる特定設備にあっては、政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。)の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う特定事業活動(第一条第四項第六号に掲げるものを除く。)に必要な資金(同項第一号に掲げる特定事業活動に係る資金にあっては設備の設置又は改善、同項第二号に掲げる特定事業活動に係る資金にあっては建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に必要な資金に限る。)及び事業者が行う特定設備の設置又は改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

二 日本開発銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関(以下この号において「日本開発銀行等」という。)が行う承認事業計画に従つて行う特定事業活動(第一条第四項第一号に規定するもの)に必要な資金及び同項第三項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

三 号から第五号まで又は第七号に掲げるものに限る。)に必要な資金及び同項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、日本開発銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(政府の出資)

第十一条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金として第十三条第一項のエネルギー使用合理化信用資金又は第十六条第一項の再生資源利用等信用資金に充てるためその資金を増加するときは、予算の範囲内において、基金を出資することができる。この場合において、政府は、それぞれの資金に充てるべき額を示すものとする。

(エネルギー使用合理化特別勘定)

第十二条 基金は、第十条第一号及び第二号に掲げる業務(第一条第四項第一号から第二号まで)に掲げる特定事業活動又は同条第五項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るもの(以下「エネルギー使用合理化業務」という。)に限る。)並びにこれらに附帯する業務を行なう。

一 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う特定事業活動(第一条第四項第六号に掲げるものを除く。)に必要な資金(同項第一号に掲げる特定事業活動に係る資金にあっては設備の設置又は改善、同項第二号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金に限る。)及び事業者が行う特定設備の設置又は改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

二 基金は、エネルギー使用合理化特別勘定(以下「エネルギー使用合理化推進資金」という。)を設けて整理しなければならない。

3 基金は、第二号に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内においてエネルギー使用合理化推進資金に充てるものとする。

4 エネルギー使用合理化推進資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、エネルギー使用合理化推進資金に充てるものとする。

5 基金は、エネルギー使用合理化推進資金(以下「再生資源利用等特別勘定」といいう。)を設けて整理しなければならない。

6 基金は、エネルギー使用合理化推進資金(以下「再生資源利用等特別勘定」といいう。)を設けて整理しなければならない。

(エネルギー使用合理化信用資金)

第十三条 基金は、第十条第一号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務に限る。)に關して、

エネルギー使用合理化信用資金を設け、第十一

条の規定によりエネルギー使用合理化信用資金

に充てるべきものとして政府が出資した金額をもってこれに充てなければならない。

2 エネルギー使用合理化信用資金は、エネル

ギー使用合理化特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その

利益の額又は損失の額により増加し、又は減少するものとする。

(エネルギー使用合理化推進資金)

第十四条 基金は、第十条第一号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務に限る。)及びこれに附帯する業務(エネルギー使用合理化業務に限る。)に附帯する業務(エネルギー使用合理化推進資金を設けるものとする。

2 基金は、エネルギー使用合理化推進資金に係る経理については、エネルギー使用合理化特別勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、前条第二項の規定にかかるわらず、第十二条第二項に規定する積立金の額に相当する

金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内においてエネル

ギー使用合理化推進資金に充てるものとする。

4 エネルギー使用合理化推進資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に

伴い生ずる収入は、エネルギー使用合理化推進資金に充てるものとする。

5 基金は、第十条第一号及び第一号に掲げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。)並びにこれらに附帯する業務に係る経理について、

6 基金は、エネルギー使用合理化推進資金(以下「再生資源利用等特別勘定」といいう。)を設けて整理しなければならない。

(再生資源利用等特別勘定)

第十五条 基金は、第十条第一号及び第一号に掲

げる業務(エネルギー使用合理化業務を除く。)並びにこれらに附帯する業務に係る経理について、

7 基金は、前項の規定による積立金を減額して下「再生資源利用等特別勘定」といいう。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、再生資源利用等特別勘定において、

(課税の特例)

第二十五条 承認組合等が中小企業承認事業計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいてその構成員たる中小企業者に對し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するため

の費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 承認組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 承認組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもって、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第四章 雜則

(資金の確保)

第二十六条 国は、事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保に努めなければならない。

(中小企業者及び組合等への配慮)

第二十七条 通商産業大臣その他の関係大臣及び都道府県知事は、この法律に基づくエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用に関する施設の実施に當たっては、中小企業者及び組合等に対し適切な配慮をしつつ、これを行うものとする。

(報告の徵収)

第二十八条 主務大臣は承認事業者等に対し、事

業所管大臣は承認共同事業者に対し、都道府県知事は承認中小企業者又は承認組合等若しくはその構成員に対し、それぞれ、承認事業計画、承認共同事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第二十九条 この法律における主務大臣は、次の一とおりとする。

一 第三条第一項の規定による努力指針の策定及び公表並びに同条第二項の規定については、政令で指針の改定に関する事項については、政令で定めるところにより、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、厚生大臣及び運輸大臣とする。

二 第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し、第十八条第二項の規定による承認並びに前条の規定による報告の徴収に関する事項のうち、第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係るものについては、通商産業大臣及び当該事業者又は承認事業者等が行う事業を所管する大臣とし、同項第二号に掲げる特定事業活動に係るものとのうち、エネルギーの使用の合理化に資する建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に関するものについては通商産業大臣及び建設大臣、その他ものについては建設大臣とし、同項第三号に掲げる特定事業活動に係るものについては、通商産業大臣及び当該技術に係る工業製品の製造の事業を所管する大臣とし、同項第四号に掲げる特定事業活動に係るものについては当該

事業所管大臣(厚生大臣を除く。)は、第二条第四項第六号に掲げる特定事業活動(再生資源の分別回収に係るものに限る。以下単に「特定事業活動」という。)に関する事業計画の第四条第三項の規定による承認(第五条第三項において準用する場合を含む。)又は

共同事業計画の第六条第三項の規定による承認(第七条第三項において準用する場合を含む。)

及び承認事業者等が当該承認事業計画に従つて

行つ特定事業活動又は承認共同事業者が当該承認共同事業計画に従つて行う共同事業活動の円滑な実施のために必要な施設の実施に当たり、

当該承認又は当該施設の実施が廃棄物の適正な処理に関する施設に関連する場合には、厚生大臣と緊密に連絡して行うものとする。

第三十条 主務大臣又は事業所管大臣(厚生大臣を除く。)は、第二条第四項第六号に掲げる特定事業活動(再生資源の分別回収に係るものに限る。以下単に「特定事業活動」という。)に関する事業計画の第四条第三項の規定による承認(第五条第三項において準用する場合を含む。)又は

共同事業計画の第六条第三項の規定による承認(第七条第三項において準用する場合を含む。)

及び承認事業者等が当該承認事業計画に従つて

行つ特定事業活動又は承認共同事業者が当該承認共同事業計画に従つて行う共同事業活動の円滑な実施のために必要な施設の実施に当たり、

当該承認又は当該施設の実施が廃棄物の適正な処理に関する施設に関連する場合には、厚生大臣と緊密に連絡して行うものとする。

(罰則)

第三十一条 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廢止)
第二条 この法律は、平成十五年三月三十一日までに廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)
第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、

建築に関する工事の施工に係る技術に関するものについては建設大臣とする。

この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

2 払戻しを請求することができる。

3 基金は、前項の規定による請求があつたときには、特定施設整備法第十九条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

4 建築に関する工事の施工に係る技術に関するものについては建設大臣とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第四条第一項及び第三項並びに第五条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し、第十八条第二項の規定による承認並びに前条の規定による報告の徴収に関する協議並びに前条の規定による報告の徴収に関する事項のうち、第二条第四項第一号に掲げる特定事業活動に係るものについては、通商

産業大臣及び当該事業者又は承認事業者等が

行う特定事業活動又は承認共同事業者が当該承認共同事業計画に従つて行う共同事業活動の円滑な実施のために必要な施設の実施に当たり、

当該承認又は当該施設の実施が廃棄物の適正な処理に関する施設に関連する場合には、厚生大臣と緊密に連絡して行うものとする。

(罰則に関する過過措置)

6 第四条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法の一部改正

8 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)第十三条

9 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

10 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

11 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

12 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

13 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

14 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

15 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

16 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

17 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

18 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

19 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

20 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

21 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

22 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

23 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

24 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

25 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

26 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

27 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

28 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

29 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

30 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

31 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

32 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

33 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

34 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

35 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

36 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

37 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

38 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

39 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

40 第五条 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造化対策特別会計法(平成五年法律第十二号)第十三条

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

(第六条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法
(平成五年法律第 号) 第十二条第一項に規定するエネルギー使用合理化特別勘定及び同法

第十五条第一項に規定する再生資源利用等特別勘定に改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「の業務並びに」を「の業務」に改め、「(産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務)の業務」の下に「並びにエネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)第十条第一号(産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務の業務)」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及びエネルギーの使用的合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)」を「エネルギーの使用的合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)及びエネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)
第十九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四号)の一部を次のように改正する。
第四条第一百一十七号の二の次に次の一号を加える。

百二十七条の三 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)によるエネルギー及び特定物質の使用的合理化並びに再生資源の利用に関する所掌に係る事業活動の促進に関するこ

と。
第三十四条中「第一百一十七号の二」の下に「及び第百一十七号の三」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」を「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」に改め、「(平成四年法律第六十二号)及びエネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)」に改める。

第六条第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の定めるところにより、努力指針を定め、並びに事業計画及び共同事業計画の承認を行うこと。

(農林水産省設置法の一部改正)

第一百五十三条の一部を次のように改正する。

第四条中第八十六号の三を第八十六号の四とし、第八十六号の二の次に次の一号を加える。

八十六条の三 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に係る事務で所掌に属するものを処理すること。

(運輸省設置法の一部改正)
第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第三条の二第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に係ること。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の規定に基づき、努力指針を定め、並びに事業計画及び共同事業計画を承認すること。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第四十五号の次に次の一号を加える。
四十五の二 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に係ること。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)
第十四条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
附則第三条を次のように改める。

(厚生省設置法の一部改正)
第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二十八号中「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」の下に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)」を加える。

平成五年四月八日印刷

平成五年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D